

平成30年第1回定例会

一宮町議会会議録

平成30年3月6日 開会

平成30年3月14日 閉会

一宮町議会

平成30年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	2
開会の宣告	4
開議の宣告	5
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針	6
一般質問	15
小 安 博 之 君	16
藤 乗 一 由 君	18
志 田 延 子 君	37
畑 場 博 敏 君	39
鵜野澤 一 夫 君	48
袴 田 忍 君	56
鵜 沢 一 男 君	61
渡 邊 美 枝 子 君	67
鵜 沢 清 永 君	77
散会の宣告	80

第 2 号 (3月7日)

出席議員	81
欠席議員	81
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	81
職務のため出席した事務局職員	81
議事日程	81
開議の宣告	84
議事日程の報告	84
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	102
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	119

議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
議案第 26 号～議案第 30 号の上程、説明、委員会付託	123
休会の件	128
散会の宣告	128

第 3 号 (3月14日)

出席議員	129
欠席議員	129
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	129
職務のため出席した事務局職員	129
議事日程	129
開議の宣告	131
議事日程の報告	131
議案第 26 号～議案第 30 号の委員長報告、質疑、討論、採決	131
同意案第 1 号の上程、説明、採決	152
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	159
閉会の宣告	161
署名議員	163

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

平成30年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成30年3月6日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
秘書広報課長	渡邊高明	企画課長	小柳一郎
税務課長	秦和範	住民課長	高師一雄
福祉健康課長	鶴岡英美	都市環境課長	塩田健
産業観光課長	小関秀一	オリンピック推進課長	高田亮
保育所長	岡澤利江	教育課長	鎗田浩司

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

◎表彰の伝達

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

3月に入りまして気候がまだ定まっておりません。昨日は結構暖かく本日はまた急に寒いという陽気ではございますが、お体には十分に気をつけてください。

早朝より本日はご参集いただきましてまことにありがとうございます。

会議に入る前に、一宮町議会児童生徒表彰要綱に基づきまして、平成29年度、特に優秀な成績をおさめられました生徒の表彰式をただいまより行います。

議会事務局長より、受賞されます生徒のご紹介をしていただきます。

諸岡議会事務局長。

○議会事務局長（諸岡 昇君） それでは、本年度受賞されます生徒をご紹介します。

初めに、一宮町立一宮中学校3年、長谷川颯汰君。

長谷川君は、第52回全日本サーフィン選手権大会ボーイズクラスにおいて、見事に優勝されたものでございます。

次に、一宮町立一宮中学校2年、中塩佳那さん。

中塩さんは、第52回全日本サーフィン選手権大会ガールズクラスにおいて、見事に優勝されたものでございます。

それでは、表彰状の授与に移ります。

吉野議長、前をお願いします。

初めに、長谷川颯太君、前にお進みください。

○議長（吉野繁徳君） 表彰状。一宮町立一宮中学校3年生、長谷川颯汰様。

あなたは、第52回全日本サーフィン選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰いたします。

平成30年3月6日。

一宮町議会議長 吉野繁徳。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（諸岡 昇君） 続きまして、中塩佳那さん、前にお進みください。

○議長（吉野繁徳君） 表彰状。一宮町立一宮中学校2年生、中塩佳那様。

あなたは、第52回全日本サーフィン選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与されました功績はまことに顕著であります。よって、これを表彰します。

平成30年3月6日。

一宮町議会議長 吉野繁徳。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、受賞されましたお二人から、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、長谷川颯汰君、お願いします。

○表彰者（長谷川颯汰君） 今回このような賞をいただき、本当にありがとうございます。

今年はさらに良い成績が残せるよう頑張ります。

本当に今日はありがとうございました。（拍手）

○議長（吉野繁徳君） 次に、中塩佳那樣、お願いいたします。

○表彰者（中塩佳那君） 今日是我们のために、このような賞をいただきありがとうございます。
ます。

私は今、東京オリンピックに向かって日々練習に励んでいます。オリンピックの選手になれるように頑張ります。

今日は本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございました。

このたびは2人ともまことにおめでとうございます。今後さらなるご活躍を期待しております。

以上で表彰式を終わります。最後に皆さんいま一度大きな拍手をお願い申し上げます。

どうもおめでとうございます。（拍手）

引き続きまして、皆さんにお知らせがございます。

去る2月8日付で全国町村議会議長会会長より、町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与されました方に対しまして表彰が行われ、本町から藤井敏憲君、志田延子君が表彰されました。

これから、この栄えある表彰の伝達式をとり行いたいと思います。

15番、藤井敏憲君、10番、志田延子君、両名、前にお進みください。

表彰状。千葉県一宮町、藤井敏憲殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表します。

平成30年2月8日。

全国町村議会議長会会長 櫻井正人。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状。千葉県一宮町、志田延子殿。

あなたは、町村議会議員として多年にわたり、地域の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成30年2月8日。

全国町村議会議長会会長 櫻井正人。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、受賞されましたご両名から、一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、15番、藤井敏憲君、お願いします。

○15番（藤井敏憲君） 今日とは定例議会の忙しい中、我々のために時間を割いていただき、感謝申し上げます。

今回、表彰された賞は、協力者や支援者のおかげで、長く議会活動させていただいたということで、賞をいただいたわけですが、既に賞をもらった議員さん達もいます。また、これからの議員さん達も必ずもらえる時が来ると思います。

私はこれを機に、初心に戻り一宮町のために、皆さんとまた執行部、職員の皆様と一緒に頑張って切磋琢磨していきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございます。

次に、10番、志田延子君、お願いいたします。

○10番（志田延子君） 亡き主人にお前のように一宮が大好きな人間が議員になるといいよって、背中を押されまして、あっという間に15年が過ぎました。これからも大好きな一宮のために微力ではございますが一生懸命に努力していきたいと思っております。どうも本当に、このような賞をいただきましてありがとうございます。（拍手）

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございます。

このたびは両議員、まことにおめでとうございます。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をもってお願い申し上げます。（拍手）

以上で、表彰伝達式を終わります。

開会 午前 9時12分

◎開会の宣告

○議長（吉野繁徳君） ただいまより平成30年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（吉野繁徳君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

- 議長（吉野繁徳君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

- 議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針を初めとして、条例の制定や条例の一部改正を合わせて16件、指定管理者の指定や町道路線の認定、変更、廃止を合わせて4件、各会計の補正予算5件のほか、新年度の予算議定5件であります。また、一般質問は9名の方から提出されております。なお、新年度予算は各常任委員会へ付託して審議をしまいたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については、本日3月6日から14日までの9日間といたしたいと思います。

以上で報告を終わります。

- 議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

- 議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程をご報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

3番、渡邊美枝子君、4番、鶴沢清永君、以上、両名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会の答申どおり、本日から14日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、したがって、本定例会の会期は本日から14日までの9日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承ください。

◎町長の施政方針

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありました。これをここに許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成30年第1回一宮町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方には公私とも大変ご多用の中、ご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素、町政の運営に格別のご理解、ご支援、ご協力を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。

本定例会では、平成30年度予算案を中心にご審議を願うところでありますが、この機会に平成30年度の町政運営の基本的な考え方につきまして、所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、総務課所掌の業務から申し上げさせていただきます。

まず、平成30年度予算案の関係であります。現在の国内における経済状態は、内閣府がまとめた1月の月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているとし、その先行きについては、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。しかしながら一方では、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとも指摘しており、今後の景気の動向には十分注視していく必要があります。

こうした中編成した当町の平成30年度予算案であります。一般会計の総額は43億2,500万円で平成29年度に比べると6.6%、3億500万円の減少であります。

幾つか特徴点を申し上げますと、一宮小学校の屋外運動場整備工事のほか、現在、保育室が不足している一宮保育所の増築に係る設計施工管理業務を計上するなど、特に、教育、子育て環境の充実に重点を置いたほか、2年目となる防災行政無線のデジタル化事業、移住・定住促進事業の拡充、開かれたまちづくりを目指した町議会のインターネット中継事業など、さまざまな事業を盛り込み、限られた財源を幅広い分野に配分いたしました。

また、特別会計につきましては、4会計の総額で28億2,090万9,000円となり、前年度からは3億3,660万円の減少となりました。主な減少要因は、国民健康保険事業の県広域化に伴う共同事業の廃止であります。

今後の財政環境を概観してみますと、財源の根幹をなす交付税の減少傾向に加え、社会保障費が肥大化するなど、非常に厳しい財政運営が予想されるところでありますが、義務的経費の動向に細心の注意を払うとともに、事業の選択と集中に心がけ、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

次に、防災関係です。新年度の防災訓練は千葉県との共催により、津波避難訓練を実施いたします。具体的な内容は今後決定してまいります。町民の皆様の避難行動や情報伝達を検証するとともに、防災意識の高揚を図るため、津波防災の日11月5日に合わせ取り組んでまいります。また、緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル発射情報など、その対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、町民の皆様に瞬時にお伝えするため、Jアラート、全国瞬時警報システムの新型受信機導入を進めてまいります。

こちらは国からの要請によるもので、昨今の緊迫したアジア情勢や大地震が発生する蓋然性の高さを鑑み、緊急情報をより早く、より正確にお伝えするため、全国の自治体が一斉に取り組むものであります。

次に、オリンピック推進課所掌の業務についてご報告を申し上げます。

まず、東京2020オリンピック競技大会の関係であります。

釣ヶ崎海岸がサーフィン競技会場に決定し、町ではオリンピックエンブレム活用のほか、大会3年前イベントを開催するなど、さまざまな取り組みで大会機運の醸成に努めております。特に、オリンピックエンブレムにつきましては、大会会場となる自治体に使用が許されておりますので、庁舎入り口にはカウントダウンボードを、釣ヶ崎海岸には横断幕を、町内の街路灯にはフラッグを、それぞれエンブレムを活用した上で掲出したところであります。その他、役場の公用封筒や広報紙にもエンブレムを活用しております。新年度も引き続き、機運醸成に力を注ぐため、エンブレムの有効活用のほか、2年前イベントを開催するなど、さまざまな取り組みを展開してまいります。

また、競技会場となる釣ヶ崎海岸であります。千葉県による自然公園の整備が行われます。町ではその公園内に大会後も残るレガシーとして、トイレやシャワー、多目的室などを備えた恒久施設の建設を予定しており、新年度におきましては、その建設予定地となる釣ヶ崎海岸への進入路について、拡幅するための測量業務に着手してまいります。

その他、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会からは、釣ヶ崎海岸の会場整備や観客の輸送関係、競技日程など、さまざまな事柄について、平成30年度中にはある程度、決定、公表される見通しであると伺っております。現在のところ、不明確な部分が多いため、十分な情報をお伝えできておりませんが、さまざまな準備を加速させ、さらに機運醸成を高めなければならない段階に入っていることは明白な事実であります。

町民の皆様はもちろんのこと、千葉県、さらには日本全国の皆様からの期待を高め、誰もが開催してよかったと思える大会へと導くため、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、企画課所掌の業務についてでございます。

まず、上総一ノ宮駅東口開設の関係です。

平成5年に舞台土地地区画整理事業による東口広場の整備が行われ、その後20年以上の月日をかけ、橋上駅舎化や東口開設の検討が重ねられてまいりましたが、財政的課題などから事業の実現には至りませんでした。

しかしながらこのたび、東京2020オリンピック競技のサーフィン会場が一宮町に決定したことを受け、オリンピック関係者と観客の円滑な輸送を行うとともに、地域経済の活性化に資するため、千葉県から一宮町に対し、上総一ノ宮駅東口開設に伴う財政支援を行う方針が示されました。この支援により、町では東口開設に伴う費用負担は、町の財政を大きく圧迫

しないという判断に至りましたので、東京2020オリンピック競技大会の開催に間に合うよう、上総一ノ宮駅東口開設事業を進めてまいります。

ことし2月の臨時議会においてご承認をいただきました、東口開設詳細設計業務に速やかに取りかかり、平成30年の秋ごろから東口開設工事に着手できるよう、千葉県やJR東日本と協力し、事業を推進してまいります。

次に、住民課所掌の業務についてでございます。

国民健康保険県広域化の関係についてご報告を申し上げます。

新年度からの県広域化に伴い、従来各市町村単位による運営から県単位での運営へと制度が変わります。千葉県が財政運営の責任主体として保険者に加わり、市町村では引き続き被保険者証発行などの資格管理、保険税率の決定・賦課・徴収、保険給付事務といった身近な事務手続のほか、健診、人間ドックなどの保健事業を担ってまいります。

県広域化への移行により、町でかかった医療費は、原則として県がその全額を支出いたしますが、その費用は、町から県に対し納付金として納める必要があります。町では基金や繰越金の状況を考慮した上で、納付金や保健事業に係る経費に見合った保険税を徴収してまいります。現在の財政状況や平成30年度が県広域化初年度であることを踏まえ、現状の税率を堅持し、慎重な事業運営に努めてまいります。

なお、県広域化に関する情報につきましては、広報紙とホームページに掲載するほか、窓口パンフレットを置くなど、引き続き住民の方への周知に努めてまいります。

続いて、後期高齢者医療制度の関係についてご報告を申し上げます。

平成30年度から31年度までの保険料であります。去る2月14日開催の広域連合定例議会において改定案が承認されました。被保険者数の増加に加え、健診、人間ドック、歯科健診などの保健事業強化に伴い1.12%の上昇となっております。

福祉健康課の所掌の業務について、続いてご報告を申し上げます。

まず、福祉事業の関係であります。

平成30年度から32年度までを期間とする、第5期一宮町障害福祉計画及び第1期一宮町障害児福祉計画を策定いたしました。本計画は、サービス利用者の現状と進捗状況などを踏まえ、サービス見込み量を新たに設定するなど、住民、関係団体、行政が連携しながら、障害者に対する地域生活支援や自立支援などに取り組む内容となっております。

また、障害サービスの一つである、療育支援コーディネーター設置事業につきましては、長生郡市において障害に関する専門性を持った臨床心理士1名を配置し、当事者や家族ごと

の個別の事案に対応した障害児療育を展開してまいります。

続いて、保育所関係です。

まず初めに、平成30年度の保育所入所児童数であります。保護者の就労実態など、保育の必要状況などによる調整が終了いたしましたので、その結果をご報告いたします。町内全体で定員390名のところ、いちのみや保育所92人、愛光保育園84人、東浪見こども園73人、一宮どろんこ保育園157人、合わせて406名の入所を決定いたしました。

次に、いちのみや保育所の増築関係です。

現在のいちのみや保育所は、定員60人のところ入所児童者数96人と、定員を大きく超えているほか、最近の子育てニーズを反映した生後57日目からの乳児保育の実施により保育室が不足し、5歳児はやむを得ず遊戯室を使用しております。この現状を改善するため、保育室の増築を進めてまいります。なお、町内のほかの保育施設には子育て支援センターが設置され、それぞれ特徴ある事業を展開しております。

いちのみや保育所におきましても、この先、入所児童の超過状況が落ちついた際には、この増築した施設を子育て支援の拠点とし、活動を広げてまいります。そのため、いちのみや保育所の増築に係る設計施工管理業務を新年度予算に提案いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、健康事業の関係についてご報告を申し上げます。

妊婦健康診査の費用助成であります。4月診療分から拡大してまいります。現行制度では、妊婦健診の基本的な費用について、14回分、合計9万8,000円を助成いたしておりますが、実際にはそれ以上の費用負担が妊婦さんに生じております。その部分につきましても、1回の健診当たり2,000円を上限とし、14回分2万8,000円を助成してまいります。安心して子供が産めるよう、経済的負担の軽減を図り、少子化対策に取り組むもので、管内7市町村が足並みをそろえて実施してまいります。

また、新たな取り組みになりますが、子供の虫歯予防対策といたしまして、保育所年長児を対象にフッ化物洗口を実施してまいります。フッ化物につきましても、歯の質を強くし、再石化作用により、ごく初期の虫歯の回復を助け、歯垢の生成を抑える効果があります。新年度には、いちのみや保育所、愛光保育園、東波見こども園において実施してまいります。

次に、今年度から実施した30歳代の健康診査についてであります。

合計80の方が受診されましたが、中には子供を見てくれる人がいないため健診が受けられないといった声もありました。新年度からは、健診を受けている間にお子さんをお預かり

する託児サービスを実施してまいります。多くの方が受診できる体制を整え、若い世代からの健康管理に対する意識づけと、生活習慣の見直しのきっかけをつくり、将来的な医療費の抑制に努めてまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

第6期介護保険事業計画に沿った特別養護老人ホーム施設整備であります。3月1日に一宮喜楽園が開所いたしました。また、平成30年度から32年度までの第7期事業計画であります。団塊の世代が75歳を迎える2025年を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるための地域包括ケアシステムの構築、在宅医療、介護連携の体制整備、認知症施策の推進を図る事業計画を策定いたしました。

なお、保険料基準額であります。消費税増税を初め、介護離職の防止や介護報酬の改定、介護従事者処遇改善加算、サービス利用者の増加など、さまざまな増加要因もあります。しかし、第6期事業計画期間における総合事業への移行や介護予防事業の充実により、給付費の抑制が図られておりますので、準備基金への積み立てを行いながらも、月額5,200円から5,100円へと減額で算定しております。

今後も、積極的に介護予防事業に取り組み、適正な介護給付に努めてまいります。

続いて、産業観光課所掌の業務についてご報告を申し上げます。

まず、農業関係であります。

初めに、米の関係であります。平成30年産米から国による生産数量目標の配分が廃止されることになりました。しかし、生産調整自体がなくなるわけではなく、今後は千葉県地域農業再生協議会が生産目安を設定し、これを受け、町地域農業再生協議会が農業者別の生産目安を設定し、提示することになります。30年産主食用米の生産目安面積につきましては、県協議会からの生産目安をもとに、258.4ヘクタールの作付面積を農家へ配分してまいります。

次に、生産調整を推進する上で、特に重要となる飼料用米などの作付であります。新年度から国・県の助成に上乗せする形で、新規需要米に対する町単独助成を予定しており、補助率は10アール当たり3,000円とし、新年度予算に提案いたしました。

次に、施設野菜や果樹など、生産施設の支援事業であります。

県補助事業である、新「輝け！ちばの園芸」につきましては、新年度では4件、事業費1,950万2,000円の整備を予定しており、町では、補助金といたしまして県からの補助金を含め、584万6,000円を新年度予算に提案いたしました。

また、農産物の活性化を促すため、新年度からは特産品開発の支援事業にも取り組んでまいります。これは農産物を使用した特産品開発について助成するもので、上限20万円、補助対象経費に対して10分の8の助成金を新年度予算に提案いたしております。

続いて、ため池関係です。

千葉県の防災重点ため池に指定されている雨竜湖であります。ハザードマップの作成に取り組んでまいります。この防災重点ため池は、県が実施する耐震調査などの結果により対策が必要と判断された場合は、速やかに工事を実施することになりますが、それまでのソフト対策といたしましてハザードマップを作成し、関係者に周知してまいります。ハザードマップ作成委託料は、国庫100%の補助を受け400万円の委託料を新年度予算に提案いたしております。

続いて、商工関係です。

地域経済の活性化と町内商店街の消費拡大を図るため、商工会が実施するプレミアム商品券事業を引き続き支援するほか、商店街の環境整備として、街路灯のLED化に対する支援を行い、買い物客などの安全で快適な環境づくりを推進してまいります。

また、消費者行政につきましては、消費者である町民の皆様が、安全で安心できる消費環境を確保するため、現在ある消費生活相談窓口のさらなる強化と、悪質商法などから高齢者などを守る啓発活動に取り組み、引き続き消費者行政の活性化に努めてまいります。

続いて、観光関係であります。

町の玄関口でもある駅前に、観光案内所のほか、地元でとれた野菜や加工品などの地産品直売所、さらには飲食物を提供することができるテナントを兼ね備えた複合施設が、この4月にオープンいたします。これにより町の観光資源や魅力を発信するとともに、レンタサイクルなどによる通年型観光地づくりを推進し、町内への観光客誘致と経済振興の活性化に努めてまいります。

また、イベントの関係であります。夏の風物詩である一宮町納涼花火大会を、8月4日の第1土曜日、灯籠流しを8月16日木曜日に実施し、効果的な集客事業を展開してまいります。

次に、一宮海水浴場ですが、7月14日から8月20日までの38日間開設してまいります。海開きでは、毎年好評のはまぐり祭りをあわせて開催し、町の特色や魅力を町内外に発信し、交流人口の増加にも努めてまいります。

また、海岸有料駐車場につきましては、昨年に引き続き駐車場の舗装整備を行い、利用者

の利便性を高め、利用促進に取り組んでまいります。夏季観光の期間中は、警察を初め関係機関との連携を一層強化し、事故防止に万全を期してまいります。

続いて、都市環境課所掌の業務についてでございます。

まず、土木事業の関係です。

まず、町道の整備であります。新年度におきましても、今年度当初予算並みの予算を確保し、各地区からの要望をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能の維持、改善、安全確保に努めてまいります。

また、平成24年度から国庫補助事業を活用し準備を進めている、町道1-7号線、天道跨線橋通りの道路改良工事ではありますが、今年度末までにおよそ481メートルの整備が完了する予定であり、新年度も引き続き整備を進めてまいります。一方、こちらにも国庫補助事業となりますが、舗装修繕計画に基づいた町道1-8号線の補装補修工事を、およそ130メートル進めてまいります。必要経費を新年度予算に提案しており、老朽化が進む道路施設の長寿命化、安全対策にも取り組んでまいります。

次に、交通安全対策の関係であります。

交通事故を防止するため、今年度と同様に小中学校、教育委員会と協力の上、通学路などの改善箇所を確認し、交通安全施設の整備充実に努めてまいります。

続いて、環境関係であります。

住宅用省エネルギー設備設置事業につきましては、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、引き続き実施してまいります。

また、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを、合併処理浄化槽のトイレに変更する方への補助事業につきましても、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、引き続き実施してまいります。

次に、廃棄物の不法投棄対策であります。

千葉県との合同パトロールを実施するとともに、不法投棄監視員及び関係機関との連携を強化し、今後も不法投棄の防止に努めてまいります。

続いて、官公庁と民間が一体になって行う、ボランティアによる一宮海岸清掃及び一宮川堤防の草刈りではありますが、新年度も引き続き実施してまいります。一方、河口清掃につきましては、千葉県による津波対策の堤防工事が行われておりますので、新年度の実施は難しいものと判断しております。

続いて、放射能汚染の関係です。

町民の皆様が安心して暮らせる環境を確保するため、空間放射線量の測定や農産物の放射性物質の検査、その他、給食用食材の放射性物質の検査などを引き続き実施してまいります。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目が国の定める基準を下回っているか不検出でありますので、健康には影響がないものと判断しております。

また、大気汚染物質の微小粒子物質PM2.5であります。高濃度になると予想された場合には、健康被害を未然に防ぐため、速やかに防災行政無線などを活用し、注意喚起してまいります。

続いて、有害鳥獣対策の関係です。

今年度から、千葉県の補助事業を活用した報奨金制度に取り組んだところ、平成28年度のイノシシ捕獲頭数が18頭であったのに対し、今年度はこの2月中旬までで25頭を捕獲するなど、徐々にその効果を発揮しております。今後もイノシシが頻繁に出没する場所へ箱わなを設置するなど、その対策に努めてまいります。あわせて、有害鳥獣の隠れ場となる耕作放棄地や、餌場となる農作物の収穫残渣等につきましても適切な指導を行ってまいります。

続いて、建築事業の関係です。

住宅リフォームに対する補助金交付事業につきましては、平成23年度以降、継続的に実施してまいりました。申し込み件数も多く、町内経済の活性化と町民の居住環境の向上に寄与しておりますので、新年度も引き続き実施してまいります。

次に、都市整備事業の関係です。

初めに、都市下水道事業では、老朽化した高圧遮断器等の修繕工事を実施するなど、保守点検とあわせ、排水施設の適切な維持管理に努めてまいります。また、都市計画事業につきましては、平成27年度から道路整備計画策定プロジェクトチームによる会議を定期的開催しており、都市計画道路の見直しに向けた準備を進めております。新年度には、見直しに必要な調査委託を実施する予定であり、今後、調査結果をもとに、現状に即した計画変更を検討してまいります。

続きまして、教育課所掌の業務につきましてのご報告を申し上げます。

まず、学校教育の関係です。

学校施設の環境整備といたしまして、一宮小学校においては屋外運動場整備工事、東浪見小学校においては体育倉庫建てかえ工事を新年度予算に提案いたしました。

その他、平成32年度に完全実施される学習指導要領のうち、必修科目である外国語及び外国語活動を先行実施するため、外国語指導助手1名の増員を提案いたしました。さらに学力

向上への取り組みとして、小学3年生及び4年生の算数と、中学1年生の数学を対象としたサタデースクールのほか、中学校における特色ある試みとして昨年度から実施している、実用英語技能検定、英検の検定料補助につきましても、引き続き実施してまいります。

続いて、社会教育関係であります。関係団体との連携を一層強化し、引き続き社会教育の振興に努めてまいります。また、施設関係につきましては、GSSセンター2階の北側窓枠のシーリング打ちかえ工事を実施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

続いて、文化財関係です。

歴史と文化あるまちづくりを目指し、町民の皆様に歴史と触れ合える機会が提供できるよう、資料展示などを引き続き行ってまいります。また、一宮藩最後の藩主であり、今日の礎を築いた加納久宜公の没後100年記念事業の実施に向け、新年度では連続講座や広報文化財コラム、案内看板の設置などを展開し、機運上昇に取り組んでまいります。

終わりに、本定例会には平成30年度の各会計予算案5件、平成29年度の補正予算案5件、条例の制定案と一部改正案16件など、合わせて30件の議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、私の施政方針を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

会議始まって48分ほどたちます。ここで15分ほどの休憩をとりたいと思います。よろしくお祈いします。

会議再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時05分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理し、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることはできませんので念のため申し添えます。

◇ 小 安 博 之 君

○議長（吉野繁徳君） それでは、通告順に従い、6番、小安博之君の一般質問を行います。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安博之でございます。

年度末の忙しい中と思えますけれども、一般質問に対する対応をよろしく願いいたします。

町では東口とか駅前の観光施設、それとかオリンピックの対応と、新しい事業が展開されているようではありますが、今回私は新しくはございません。ですが、この一宮町にとりましては大変重要だと思っております、土地改良区内の水路の維持管理について質問させていただきます。

土地改良区内の水路、ため池などの施設については、設置より長い年月が経過し、老朽化の傾向が強く、当初の機能を100%発揮できていない施設も見受けられる状況であります。もとより土地改良施設は、水稻などの用水の供給を主な目的としているところではありますが、それと同時に雨水の排水も兼ねており、かつ、ため池においては大雨のときなどの一時貯留施設として防災面にも貢献するなど、多面的機能を有するものであります。つきましては、土地改良区内の水路などの維持管理について質問させていただきます。

3点ほどありますが、1問ずつ行いたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） はい。

○6番（小安博之君） まず1点、前にですが、鶴野澤さんが質問したかもわかりませんが、青道・赤道として質問があったかもしれませんが、法定外公共物として国より譲渡を受け、町有地となっているものがあると思えますが、例えば、東部土地改良区内の圃場整備内の水路では、どの程度の法定外の水路が存在するのでしょうか。また、その水路への占用物件の許可はどうなっているのでしょうか。ひとつよろしく願います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁をお願いします。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、小安議員の最初の質問にお答えいたします。

東部土地改良区内の圃場整備内の水路につきましては、幹線排水路及び機場に接続する水

路など、土地改良名義以外の水路は全て法定外水路となっております。また、水路の占用物件につきましては、他の法定外水路も同様ですが、町への占用許可申請を提出し、許可条件等が整えば許可する形となります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 許可は町ということですが、もし土地改良区内にちょっと関係するような部分がありましたら、土地改良区と十分協議、調整を行っていただきたいと思います。

続きまして2点目、昨今の土地改良の現状は、後継者不足、農家の高齢化、並びにオリンピック効果などによる農地転用などによりまして、農地面積及び組合員が減少し、運営の原資となっております賦課金収入も減少傾向にあります。今後の土地改良事業運営に大きな問題となりつつあります。

当初述べたとおり、土地改良施設は多面的機能を有するものでありますので、町としても施設の維持管理に積極的に関与すべきと思いますが、見解を伺います。よろしく願います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小安議員にいただきましたご質問にお答えを申し上げます。

土地改良区の状況につきましては、いずれの組織におかれましても、構成員でいらっしゃる農家の皆様の状況が変化しているという中で運営が難しくなっているということ、これは私どももうかがい知るところでございます。また、おっしゃられたとおり土地改良施設の機能は農業のみに限らず、地域環境の保全にとっても重要な要素を兼ね備えており、この機能を保持していくことは、町にとって大変重要なことだと認識をいたしておる次第でございます。

施設管理につきましては、土地改良事業が完了した後は、土地改良区に管理をお願いしてまいりました。また、ここの中で補修など工事が必要となった場合には、町と土地改良区が一体となって綿密に協議をしながら、この工事を実施してきたという経緯がございます。今後もそうした関係を続けていきたいと考えております。

しかし、昨今の情勢を踏まえながら施設維持管理につきましては、技術的な面あるいは補助の関係のあり方につきまして、さらに協議をしながらかわりを深めていきたいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 今の答弁の中で、より一層土地改良と関係を深めていきたいという答弁がありましたので、今後ともよろしく願いいたします。

3点目、農村自然環境整備事業で整備した新熊川というのがありますが、それは現在用水として使っておりませんで、ほとんどが雨水と近隣住宅の浄化槽処理水の排水路としてのみ使われております。水路の機能として、用水として使われていなく、排水路のみとして使われているものに関しましては、原則町が管理すべきと思いますが見解を伺います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは3点目でございます。

管理につきましては原則町で管理すべきものと考えておりますが、新熊川の管理でございますが、ご質問にあるとおり、用水としての利用がほぼない状況から、現在、町による全体の管理に向けて、東部土地改良区と管理の詳細について協議中であり、よりよい管理体制にしていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 今答弁のとおり、ひとつよろしく願います。

また、今後とも土地改良の、要するに水路なんかも、新しい住宅の排水とかにも使われている部分が今後ともふえていくと思います。そういったことから、町としても積極的にそういうところには関与していただきたいと思いますので、ひとつよろしく願います。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、小安博之君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでは、今回4点ほど大きく出させていただきますが、1点ずつ順次質問させていただきます。お願いします。

まず、1点目ですけれども、今後町として、オリンピックで実施されるサーフィンをどのように町の産業、観光や商業、その他の発展につなげて利用していくのかということですが、このオリンピック開催をチャンスとして、一宮の産業振興を進めるというのは、一つの大きな目標ということのはずですが、そういうふうに認識しておりますが、今現在、一ノ宮駅の東口改札にかなりエネルギーも予算も投入して、これがどちらかというとレガシー的意味合いを持っているような状況になっておりますね。

今後とも、開設に向けた方向にかじを切ってきたということで、そちらばかりにではなく、町の産業振興にしっかりと力を入れてほしいんですが、オリンピックの開催までに2年半と大変短くなって、日に日に時間がなくなってきております。観光や商業、農業、こうした面を具体的にどういう形で進めていくのかという振興策、事業案というのがはっきりされていないですね。例えば町内の商業、商店街の振興ということで、リノベーションによる商店街の活性化を目的ということでSUZUMINE、設置されましたけれども、当初はサーフィン、これを軸にサーフィンをする人、そういったところに宣伝をして、これを軸に借手を集めるという計画だというふうにプレゼンでお聞きしました。

しかし半年余りが過ぎまして、当初の想定のようには全く動いていない。いまだに投資金の回収ができるような利用状況でもないという状況ですね。これをもってまだ短い時期ですので、失敗というのは少々早いかもしれませんが、少なくとも現状ではリノベーション、これが商店街の活性化につながっていない。SUZUMINEの様子を目にする周囲の皆さん、商店街の方々はそう感じていらっしゃる方が大変多いわけです。少なくとも、うまくいっているね、役に立っているね、という話は聞かないわけです。

そこで前述したように、具体的な計画事業、こういったものがないのか、予定がないのか、あるならばいつからどのように進めるのか、事業案や予算、その効果をどういうふうに見込んでいるのかということについてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 藤乗議員の1つ目のご質問にお答えします。

サーフィンをどのように観光、商業、そのほかの発展につなげるか。また、大会開催まで残り2年半だが、観光、商業、農業等の具体的な振興策は。という2つの質問に回答は重なる

りますが、藤乗議員の質問にお答えします。

結論から言いますと、オリンピックをゴールとしての振興策ということではなく、オリンピックも含め、その後も続く振興策として、町は平成27年度に作成した地方創生総合戦略を振興策としています。総合計画についても、平成28年度見直しで、地方創生総合戦略を入れた計画にしています。

一宮町は、東京駅からJRで60分という交通の利便性と波質のよさで、サーファーを中心に年間60万人の観光客が来訪しています。地方創生総合戦略では、この年間60万人の観光客に町内を回遊してもらい地域内消費を増加させること、また、年間60万人の観光客を70万人にすることを目的とし、そのためにはサーファーや、その同行者等の訪問者の滞在時間をふやすため、店舗や飲食店の魅力向上、交流施設の強化等を図るということ。あわせて、スポーツ・レジャー分野だけでなく、住宅、子育て支援等、生活全般の情報を提供し、海辺のライフスタイルをイメージさせることで、移住・定住を促進させたいという総論となっています。

具体策としては、1として、一宮サーフストリート構想と称して、サーファーの増加、移住の促進等を目指し、仮称サーフィンセンターの設置、サーフィン教室の開催、モニタリングハウスの設置等。

2として、都市軸の整備と称して、国道128号沿いの商業地域と県道30号沿いの観光等、双方の特色を生かし、町全体を活性化するため、駅東口開設、駅周辺商店のブランド化、駐車場・駐輪場整備等。

3として、雇用創出と事業創出と称して働く場の創出のため、農業のICT化支援、6次産業化支援と雇用促進等。

4として、子育て支援と個性ある教育の推進と称して、安心して子育てできるように、子育てサイトの作成、保育料第3子無償化等。

5として、シティープロモーションと称して、本町への訪問者の増加を図るため、移住マーケティング、ながいきブランド化などとなっています。

これまでこれらの計画に沿って、ハード事業としましては、地方創生交付金事業で平成28年度にSUZUMINE、今年度駅前に観光拠点施設を建設中です。SUZUMINEにおかれましては、既にチャレンジショップと称しまして観光ステーション、当初マミーウェイ、この2つの会社ができました。今現在、マミーウェイは2階を借りるような形になっております。

なお、その1階の残りに作家さんたち5人が、こちらにチャレンジとして入ります。2階にはマミーウェイが今回入りまして、サーファーも2件入っております。その中で2月1日にはラーメン屋さんが開店いたしました。

また、観光拠点施設の観光案内所は職員を雇い、約20台の電動自転車等を貸し出し、海だけでなく山の手にも足を運んでもらえるよう、現在作成中の仮称新ロマンロードを宣伝していく予定です。

また、駅前直売所も観光拠点施設にいれ、農産物等の販売に力をいれていきます。さらに、現存の駅前直売所も含め、2件のテナントに一宮町で起業する人を募集する予定です。そのほか、事業も当面はオリンピックまでを目標とし、それぞれの事業で進めていきますが、予算、効果については、実施する前に算出してまいります。

また、町民の多様な意見を町政に反映させるため、昨年11月に99人委員会を設置し、当面の課題のオリンピック部会と観光部会に分かれていただき、現在審議していただいております。8月ごろまでに、オリンピックと観光についてそれぞれアイデアをまとめ、町に提案していただくことになっております。

ご質問の中に大会開催まで残り2年半という言葉がありましたが、町ではオリンピック大会については、まず成功させること、そしてオリンピック会場決定を機としておこなっている、あるいは駅東口開設のように、これまでできなかったインフラ整備を実施する、実施させるということを特に考えて行動しています。内容は公表すると実現が難しくなりますので、この場での公表は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまの回答に対しまして、これで挙げていただきました内容をご説明にあつたとおり、地方創生事業の中にあるものをそのままご紹介いただいたという形になると思います。そもそもこの地方創生事業の計画は大枠のプランですから、個別具体的な事業計画という形には至っておりませんね。

お話にありましたサーフィン関係ですとサーフィンセンターと、あるいは移住・定住ですとモニタリングハウスというような計画がありますということですが、これらは具体的な予算、新年度の計画という形にはいまだなっていないようですし、モニタリングハウスに関しては、現状のところ頓挫しているということになっているはずですね。ですからいまだ

具体的なものが全く見えない。

また、東口の開設で町全体の活性化をとということですが、じゃあ具体的に何をもって、どういうプランをもってそういう形につなげるのか。駅周辺の商店のブランド化ということですが、各商店の実情だとかご意見だとか集めてあるのかということなどところから、改めて始めなければならないということになってしまうかと思えます。

6次産業化という話もありましたが、これによって雇用創出ということのようではすけれども、6次産業化していくためには、梨、トマト、メロンといった主要農産物だけではなく、これを補完するような農産物、そういったものも、大量ではなくとも育成してつくっていくと、しかも一定の品質のものをつくっていくという形をつくっていかなければ、町内、あるいは町内に新規就農として入ってきてくださるような方によって、つくっていただくということもあると思えますが、そういったものがない限りは6次産業化というのは、よそからみんな仕入れて進めていくしかないんじゃないかということになってしまうと思えます。

これまで何度もこういったことについては、定例会その他の場でも言うておりますが、毎回同様のうたい文句、大枠の話だけで具体的なものがほんの少ししか出てこないという、従来からと全く同じ言葉の羅列になってしまっているようなんですね。道の駅などの可能性についても、以前にも同様なことを申し上げました。多様な農産物の開発や支援、こういったものが必要でしょうと。また、先ほどちょっと取り上げていただきましたが、農産物以外も含めた商品開発、こういったものも重要であるし、それでなければ集客に、あるいは外部から来たお客さんに、ワンストップでもしていただくということが無理ではないかというふうに思います。

そういった活動支援といったような面で、どのような事業を考えているのかというところがお聞きしたいのですが、もう一つは、これから意見を取りまとめますということですが、少々遅過ぎるんですが、閉じた形にならないように、経過でこういう状況になっているということを公開しながら、さらにもっと広く意見をいただくというような形のほうがよろしいのではないかと思えますが、その辺を含めてご回答をお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 昨年9月、藤乗議員からも道の駅の関係でご質問ございました。

町ではこの内容を検討いたしまして、オリンピックも視野に入れ、一宮町特産品開発支援事業補助金と称しまして、町民や町内企業を対象といたしまして、一宮町の魅力ある特産品

の開発を支援することにより、町内産業の活性化を図ることを目的とし、町内の農産物、畜産物、水産物を1種類以上食材に使用することなどを条件に、補助対象経費5分の4以内で上限20万円、最長3年、平成32年度まで期間限定ということで、30年度予算としてこの定例会に上程しております。よろしくご審議願いたいと思います。

なお、この内容については、また広く周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 今お答えいただいた農業、あるいは農産物を利用した関係ですが、それ以外の部分につきましても十分検討の上、具体的なプランにすぐ動けるといいう形に進んでいただきたいと思います。

では、2番目の町内循環バスのほうに移らせていただきます。

2点目ですが、町内循環バスの通常運行、こういう要望がかなりございます。昨年12月21日から本年1月10日までの期間限定で、無料観光循環バス、これが運行されました。一昨年度から夏季と冬季限定の観光目的に実施している事業ですね、無料で行っています。今回、私も曜日、コース、時間帯を変えて、何度か利用させていただいたというよりも試乗させていただきました。その結果、実情等さまざまなご意見をお伺いする、見ることができました。

ご利用いただいている現場では、大半の利用者の方から循環バスの通常運行、この要望が聞かれます。また、要望書というか意見を書く用紙が搭載されていますね。それにこのようなご意見が多数あったかと思います。

この運行自体、観光という名目であるから一時的な運行が可能となっているということで、無料でやっているわけですがけれども、町民の皆様にはこの内容が十分理解されていないし、通常運行されればとてもありがたいとおっしゃる方が多かったわけですがけれども、たまたま私何回か乗せていただいた中で、町外からバスに乗った方から、一宮は循環バスの運行がない。それによって、高齢になったときのことを考えると、一宮への移住も考えたけれどもやめましたというお話を伺ったのもございます。

また一方で、バスが、バスといいながらも大変小さいために利用者が一時的に乗れないというような実態もございました。実際何度か運行しているので、データとして承知されていると思いますが、コースとバス停、時間帯によっては一時的に集中することで、一部定員オーバーにならざるを得ないという場合がございます。ここでそういうふうに言っているの

かどうかというちょっと微妙なところもあるかもしれませんが、私も乗っていて大変申しわけないのでおもしろいかなというふうに言ったんですけども、私がおりても定員オーバーは変わらないという状況でしたので、入り口で座っていたというようなこともございました。

また、町内海岸のほうに外国人就労者の研修施設がございまして、こういった方たちが一時的に多数利用されるということがありましたために、定員オーバー過ぎてお待ちの高齢者が利用できないというようなケースもあった。

これらは当然そういう想定もあるだろうということは考えていらしたのではないかなとは思いますが、そうした場面での対応というようなところは、町としてはしておかなければいけなかったのではないかなと。運転手さんや委託事業者の責任ではないと思います。町の責任だと思いますね。

また、担当課では民間交通機関、この営業ですとか、新にこにこサービスとの兼ね合いの問題がある。その他の事情もあるので、これを通常運行を年間続けて運行するというのには問題があるというふうなお話ですが、ご説明ですが、私が聞いたところでは、逆に事業者の方からは運行してもらった方がいいという意見もないわけではないですね。

一宮町では、この公共交通の検討がなされてから約10年になります。その後、検討後に新にこにこサービスが運用されるようになったわけですけども、検討当時とは高齢化など、当時の状況とはかなりさま変わりしてきている状況で、このところに来て再検討すべき時期ではないかと考えます。

近隣市町村でも、循環バス、これを運行しているところが多いんですが、それぞれに一定の報告も取りまとめられておりますし、成果や問題点も示されております。近隣の市町では、利用者のニーズに合わせ切れないために利用が少ないと、コスト負担が大きいといった面も実際にあります。また、町内だけでしか運用されないのが不便ではないかというようなマイナス面も出されていますね。

こうしたことも全部含めて、これを前提に今後の町の対応、方針についてお考えを伺いたいと思います。1点、再検討する考えはあるのか。2つ目、今後の計画、あるいは予定についてお伺いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 藤乗議員の2つ目のご質問にお答えします。

昨年、一昨年に夏季と冬季限定で運行された無料観光循環バスは、一昨年夏、町の地方創生事業で観光客を町なかに回遊してもらうため実施した事業で、一昨年冬と昨年は町単独予算で運行しました。昨年の実績は1日当たり4便で、中央コース1便当たりで4.2人、北部コース1便当たり5.2人ということで、運転手以外ではお客は9人乗りですので、定員の約半数乗車しているという結果でございます。

利用者は高齢者で同じ人が多いという事業者からの報告が来ており、その利用者からは、年間運行してほしいという声も届いております。

この無料観光循環バスは、名前のとおり無料で、経費も町予算となっております。約8年前から始めている現在の新にこにこサービスも無料です。ちなみに、新にこにこサービスの前のにこにこサービスというのは平成14年から始まっていますもので、もう16年、それを8年前に見直して新にこにこサービスとしたものでございます。

にこにこサービスを始める際、運輸局から無料運行は民間事業者を圧迫し、やがてその圧迫が原因で、民間事業者は町から撤退するおそれがある。撤退すれば町が運行しなければならない。町が運行できなければ、町民が自分たちで行わなければならない。自分たちができなければ外出できなくなります。そういう悪循環にならないようにお願いしますと運輸局から指導されました。

近隣市町村は、運輸局から指導の中で民間事業者に委託し、有料で循環バスやタクシーの運行を実施しています。また、運輸局からにこにこサービスのように、事業資格や2種免許を持たない人の運転で、万が一事故となり最悪の状況になった場合、責任の所在は運行させた町であり、大きな問題になることが予測されると言われました。

事実、一宮町内を運行している小湊バスは2路線廃止、残っている1路線は大多喜町、睦沢町と3町で、赤字額65%を補助金として小湊バスに交付して運行していますが、その路線も1日2往復だけとなっており、厳しい状況は続いております。また、タクシー会社も経営者がかわりました。昨年、一昨年と循環バスを依頼したタクシー会社から、歩合給料制である社員からは新にこにこサービスと循環バスが原因で、お客は減少していると一部苦情が出ております。

予算であります。新にこにこサービスは、人件費込みで年間約700万円。ちなみに22年度当初登録者数約200人、現在約800人となっており、増加傾向となっております。使っている方は実質160人ほどでございます。また、循環バスは1日4便とした場合、年間通して運行させる経費は約1,000万円となります。

1つ目の質問でございますが、昨年、一昨年と循環バスを運行しましたが、町財政面と無料運行での問題等から30年度は予算を計上しておらず、30年度に再検討すべきと考えています。

また、2つ目の質問でございますけれども、今後の計画、あるいは予定を伺うということでございますが、まず役場内で協議し、議員さんにも相談していきたいと考えています。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） この循環バスについては賛否両方の意見がございます、実際のところ。現状で両方の立場、意見、要望などをきちんと収集すべきだと思いますね。

実際のところ、私が乗車した中でお伺いしたときに、有料でもいいから通常運行をしてほしいという意見もございました。また、利用者ではないんですけれども、全く別のご意見としまして、循環バスそのものを通常運行しても役に立たないので意味がないと、無駄であるというご意見もございます。

町としては、町民の皆様のような多様なご意見など、現状をきちんと把握して、認識を優先すべきで、その上で公共交通に関する検討委員会の設置をしていくということのほうよろしいかと思えます。従来、まず検討委員会というような、そういう順番で、それから調査するというふうになっているようなケースが多いと思えますので、そのように考えていただくべきではないかなと思えますが、その辺も含めてどうお考えでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 答弁どうですか。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 先ほど申し上げなかったんですけれども、本来であれば公共交通協議会と民間事業者、それから運輸局も入れまして、その指導の中で協議会を開いて町の各種団体長等を集めて協議会という形で本来決めていくような形になっております。それはただし、今回の、先ほどもお話ししましたように、まず役場内である程度の、これでいこうという結論を出して、それからそれを議員さんと相談して協議して、それから交通協議会を開くという形でなければ、前の公共交通協議会のときには事業者はほとんど一言もしゃべらず、今回の当面は有料ということが基本だったんですけれども、そのときには無料でということにここサービスに変わったものでございます。

ですから、今度は公共交通協議会を開けば、民間事業者は恐らく今までの、今の現状から

考えると黙ってはいないと思うんです。そういった中で、ある程度町の中でこういう形でいこうという結論が出てから公共交通協議会を開いて、そこで一宮町の公共交通に対してどうあるべきかということ結論づけたいというふうに町は考えています。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 進め方についてはどういう考えかというのわかりました。それに当たっての情報、データを、まず先に集めていただきたいということを言っているわけですね。

では、3点目の救急医療体制と南総一宮線に関連する項目についてお伺いしたいと思います。

3点目につきましては、救急医療体制の改善に向けて、現在の南消防署の移転、ないしは改築という案がずっとございますが、これの早期実現、それからこれに大きく関連するものとなりますが、私はそのように認識しておりますが、南総一宮線、現在のGSSセンターの脇を通る道路、これが国道に早期に開通すべきというふうに考えております。

オリンピック開催に当たりまして、地域の救急医療体制の整備強化は、当然最も重要なことの一つです。現在の南消防署の老朽化、これの対応等、救急出動に当たっての時間短縮というのは再三指摘されているところです。この移転、改築につきましては、用地の選定や準備、こういったものを町が積極的に関与していかなければ、早期の進展は望めないというご意見がたくさんございます。

また、南総一宮線が国道に早期に接続するという点も、この道路整備による町への人や車の誘導、あるいはそれが観光などにもつながると。駅の利用ということにも当然つながるわけですがけれども、救急医療体制、今現在の南消防署から救急車等が回っていく際に、これが開通していればかなり速やかに、今現在よりも速やかに動くことができ、時間短縮もできるということになります。仮に移転した場合であっても、それが早期に開通していれば、今現在の南消防署の守備範囲である睦沢方面、こちらのほうにも有効なものというふうになると思います。

そこで、通告書にはございませんが、細かく6点ほどお聞きしたいと思います。

1点目、南消防署はオリンピック開催時には救急医療体制に重要な役割を担うと考えられます。そのため、オリンピック開催を機会として、町が主体的に南消防署の移転、あるいは改築の早期実現を進めるべきだと思いますが、この点についてはどのように考えていますか

という点。

2つ目、馬淵町長は南総一宮線の現在の計画構想を一部変更して、駅前の交差点に直接つなげるということがいいのではないかという考えをお持ちであるということですが、その際にはさまざまな問題が想定されます。道路の開通を実現することは、そもそも無理だと、困難であろうというふうに私は考えます。

県側の立場から考えますと、間もなく計画どおりに開通するということで、大規模な変更を要望されれば、それ自体理不尽な要望と受けとめられることになる可能性がございます。そうなれば、この道路の事業推進、そのための優先順位は、県内各所にそういった道路を早くしてほしいという場面がたくさんあるわけですから、優先順位として一番後ろのほうに持っていくと、要するに凍結されるということになってしまうと思います。凍結されるということは、現行の計画、この道路の計画そのものが凍結されるということにもなるかと思えます。要するに、今の計画さえできなくなるというおそれが十分ある、そういうふうに考えられますね。

これを進めたいと思った場合には、まず一宮町では都市計画の変更から取りかからなければいけないと思いますが、そのための経費、時間、人的労力、莫大なものだと思いますけれども、その辺はどういうふうなものが想定されるのかという点。

それから3つ目としましては、同様に千葉県においても、この計画が変更されるということの場合に、まず調査から始まって、相当な時間と労力、予算、こういったものが必要になってくると考えられますが、その辺のところはどういったことが想定されるのでしょうかということについてお伺いします。

4点目としましては、仮に実際工事が進められたというふうに想定しますと、一宮小学校の校庭が削られるわけですね。車道の道幅だけあればいいというわけではないですから、想定としましてはプールのあたりも含めて、校庭の3分の1ぐらいは削られてしまうかもしれない。そうなる小学校をどうするんだという話になってくると思います。

小学校移転ということになれば、校舎設備だけでも、どう考えても30億ぐらいの事業予算は必要であろうというふうに考えられます。こうしたことについての対応を、そもそもどう考えているのかというのが4つ目ですね。

5つ目としましては、計画をオーケーされたとして、果たして今後何年でできるんでしょうか。15年、20年程度のスパンで十分できるとお考えですか。それでできないようだったら不可能と考えるのが当然だと思います。

最後に6点目としまして、南総一宮線の国道への早期の接続開通は、南消防署の機能を最大限に生かすものですので、オリンピックに合わせて何とかこれを、両方とも完成できるというような方向に持っていくのがベストな選択ではないかというふうに思います。それぞれ事業者が、事業主体が異なりますけれども、オリンピックをとということを言い続けることができる今のチャンスに、これを完成してほしいというようなアクションを起こすべきではないかなというふうに考えますね。

そうしますと、実際にJRを利用する利用者の方、災害時の避難路としても十分な役に立つ。町に観光としていらっしゃる方にも有益であるということになると思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

ただし、ちょっと時間の関係もございますので、1番につきましては、南消防署については、鶴沢一男議員のほうで質問があるということなので、そちらに送っていただければと思います。

○議長（吉野繁徳君） 気を遣ってもらってありがとうございます。

質問が終わりました。答弁願います。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えをいたします。

南総一宮線のルートの問題ですけれども、全体として細かく路線変更するということを前提に、どうなるかということの見通しをご質問いただいたと思うんですけれども、私は、この路線変更ということが絶対的なものだとは考えていません。どういうことからこの問題に時至ったかということからお答えをさせていただきます。

現在の計画では、国道128号線との交差点がT字路になります。そこで、北側からやってきて、この南総一宮線はグリーンラインに接続し、それから睦沢、大多喜方面に行く県道になります。そういうことですから、ここには一宮の町の中から、ここへ入っていきたい車がたくさんあると思います。北から南下してきて、このT字路を右折して南総一宮線のバイパスに入って、グリーンラインに乗りたい。そうすると睦沢方面へ右折する車で、国道のT字型の交差点の北側が渋滞の発生するおそれがあるということです、一つは。

もう一つはその北側に、ちょうど藤乗議員のお宅の前ですけれども、上総一ノ宮駅のほうへ向かう県道の一宮停車線というのがございます。東側から……何ていうんでしょうかね、藤乗議員のお宅の前から駅のほうへ伸びているわけです。藤乗議員のお宅の前で128号線とT字型にぶつかっております。

そうしますと、睦沢方面、あるいはグリーンラインから入ってきて、左折で国道に入った車が、今度は上総一ノ宮駅に行きたいということで右折希望でこのT字型の交差点に、また滞留するのではないかとということでもあります。この両交差点の間が短いものですから、常に渋滞が発生して、このクランクの状態のところが非常に悪くなるのではないかとということをおぼえしているわけでもあります。

この問題については、今まで全く認識されていなかったと私は認識しております。大変希薄であり、また、したがって対策もなかったのとあります。そこで私としては、ここにそういう渋滞発生、これは未来永劫続くことになると思いますので、問題を喚起する意味で一つの案として、近藤町長のときに、前にもこれは答弁申し上げましたが、検討されたと同ったルート変更の1案として、この県道一宮停車場線に十字で交わるルートについて言及したということなんです。

私にとっての問題は、この渋滞解消というところにあります。十字に交わるかどうかのこのルートをお金玉条視しているわけでもありません。私がもし懸念するほどの問題ではない、このT字型に交わる2つの交差点から生ずる国道の渋滞状態が、さほどではないということがはっきりとした客観的な検証によって実証されれば、現行ルートでももちろん全く差し支えない。

また問題があったとしても、それが解決されるような緩和策、抜本的に解決できるようなそういう策が千葉県から示されるのであれば、現行ルートを進めていくことで全く構わない。ですから現行ルートにある固有の問題というのを、これを認識して緩和するためにどうしたらいいかというところから問題を考えていますので、このルート変更ということについて、私はこだわっているわけではありません。

私としては、この問題そのものは固有にあるのではないかとこのように思っておりますので、この問題の解消を目指して、千葉県と現行ルートをひとまず私としては、まずは前提として考えておりますが、現行ルートを前提にしつつ、この問題の確認と解消に向けての協議を行って、早期の完成に向けて進んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 再質問と言いたいところなんですけど、質問のお答えがほとんどなかったんですね。そこで、ちょっと私の認識している見解を含めて、そのあたりでいいのかどうか

なのかという聞き方にさせていただきたいと思いますが、そもそも町長のお答えいただいた渋滞するかどうか、それが問題となるかどうかというのは、前提としてこの道路が完成することができるかどうか、計画変更したときに完成することができるかどうか。完成できるということが前提でのご意見になっていると思うんですけれども、私は、あるいは多くの皆様は、これは計画変更はできないという前提でお話ししているわけですね。前提が全く異なります。

それですから先ほど15年、20年というスパンで完成するのかなのかというふうに、そういう見通しがはっきりあるのかなのかというふうにお聞きしたんですが、その辺のお答えがなかったんですね。ですから確認させていただきたいんですが、その他の質問の部分もお答えないので、補足的に言わせていただきますけれども、町の都市計画、これは玉川町長のときに変更に取りかかりました。当初の予算で、たしか六、七百万円という予算で、初年度取り組んだと思いますが、その後も継続されていますね。ですから、当初でそれだけの予算を必要としていた。

それで調査、これも時間をかけて行っています。そうすると調査にも時間かかるし、人的労力、予算の面でも、毎年毎年これまで膨大な予算を使ってまいりました。また、計画変更する場合には、あそこのあたりは一宮城の跡地ですので、どろんこ保育園の例にあったように、埋蔵文化財の調査、そういったものもしなければならなくなる可能性はありますね。どろんこで1,000万円以上かかっているわけです。また、城山公園は都市公園ですから都市公園の設定というものの変更とか、そういったことも考慮に入れなければならないということになりまして、一宮の町の中の単位だけでも、実は膨大な予算と人とお金がかかるということになります。

県のほうになりますと、まず調査ということになりますね。わかりましたと言われたとしても、まず調査ということになります。それに何年かかかるわけです。計画変更を、図面をつくっていくわけですね。そこから用地買収。その次にやっとなら工事ということになるわけで、そこまで行く間に一体何年かかるんだろうか。工事自体も今現在の計画道路を完成させるための予算の数倍、トンネルとかにしなきゃいけないだろうというふうに考えられるので数倍、どんなに少なく見積もっても2倍以上はかかるでしょうというような、そういうものになるのではないかと私は想定しているんですけれども、そのように認識しておりますが、その辺で恐らく間違いないのではないかとというふうに考えますけれども、都市環境課長がどのように調査していただいたかわかりませんが、そのくらいの形だと思います。

先ほど言いました小学校についても、移転という形に恐らくならざるを得ないということを考えますと、先ほど申し上げました30億円以上にインフラ整備ですとか、その他の周辺整備に膨大な予算がかかると。これは国からの交付金、その他があったとしても、町負担は膨大な額にわたり、年数としても大変な年数がかかるということが想定されますので、はっきり言いまして、馬淵町長のおっしゃる前提が成り立たないことになると思います。

ですから、そのこのところを含めて、私としましてはありていに申し上げますと、早目に諦めて、現行のルートで大至急やってくれというふうに進めていただかなければ、これはむしろ現行のルートさえ実現できなくなってしまうということが大変危惧しているわけなんです。そのことをもって先ほどの質問という形にしたわけなんですけれども、その辺のところ、私の想定がそれほど間違っていないということであれば、都市環境課長のほうでそのようにお答えいただければ、最後についてはいいわけですし、その最後の部分につきましては、町長のほうから再度お答えいただきたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 先ほども申し上げましたように、一つの案として申し上げただけであって、これは、協議の中でさまざまな要素を考量して、その上で実際に可能性があるかないかということから先へ進むかどうかを考えるものです。

県のほう、私が固有に今の現行の計画に問題があるというふうには認知したこと、この問題について、私はやはり固有に解決を図るべきだと思います。ですから先ほど申し上げたとおりで、私としては現行の計画を前提としております。その上でこれが緩和される方策を、長生土木のほうへ私は申し入れているわけです。ただ、それがもし図れないのであれば、県も真剣に考えなきゃいけないだろうと、そういうときはまた別の案を考えなきゃいけない。そういうときの一つの可能性として申し上げただけであって、そこに固執しているわけではありません。

ですから、そのことについての評価を今いただく、それはそれで私一つのご見識として受けとめさせていただきますけれども、それを検討するかしないかは、まだこれから先の話であって、私どもがまたこの事態をどうコントロールしていくか、その全体状況の中で決めさせていただくということになると思います。

ご意見はありがたく受けとめさせていただきますが、この固有に問題があるというところは、皆さんにもぜひとも共有していただきたいということでもあります。ここを緩和して、現

行のルートで、私はもしできればそれでよろしいと、それがベストかなというふうに思っております。

○議長（吉野繁徳君） 再質問の答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） では、都市環境課長、私の今の認識で、それほど大きく変わらないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） 内容につきましては、想定の部分がかかなり多いんで、現実的には細かい数字等は控えさせていただきますが、内容についてはおおむねご質問のとおりだと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ありがとうございます。

オリンピックというのを見据えて、さまざまな分野で、できる限りこのチャンスにということを考えていただきたいと思います。

先ほどの企画課長のご答弁の中でも、インフラ等を積極的に進めていきたいというご答弁がございましたので、これは町長の認識だというふうに私は考えております。答えをお聞きした時点でね。ですから、早々にかじを切っていただきたいなというふうに思います。

それでは4点目としまして、防災避難対策についての質問に移らせていただきます。

海岸地区を初めとした町の防災、それから避難対策、この計画についてお伺いします。

オリンピックの開催地効果、これによって町の町内の地価、これが上昇傾向にあるということで、移住・定住に向けた人気も上向きというふうになっております。それにあわせて、町も移住・定住策ということで、いろんな場面で宣伝をしたりということで進めておりますが、ただ、実際に住む方の立場としましては、具体的には津波災害への防災避難対策というようなことに関しては、九十九里沿岸でも一番おこなっている状況です、一宮町はですね。

これは従来から指摘させていただいておりますけれども、行政としては町民の安心・安全のための整備、これは第一にすべきということだと思います。単に利便性ということを先というような考え方は、ちょっと行政としてはどうかなというふうに思いますので、私はこれまで、東口はこれまでの考え方は反対だというふうに申し上げていたわけですが、30年度

からやっこの計画づくりというのに着手するというお話ですが、以下についてお伺いしたいと思います。

この計画づくりのスケジュール、これはどのようになるのかという点が1つ目。

2つ目、具体的に考えますと、一宮川以北と以南の地区に、例えば大網白里市で27年に作成した計画案がございます。これと同様のような基準に準じて、一宮町でも避難施設を整備したり、避難用に可能な道路整備をしたりということを進めるべきと思いますが、これを検討した場合には、どの程度の予算を必要と想定されるのかと。

3点目としましては、こうした施設、インフラ、こういったものを整備する際に、国や県からの補助金の仕組み、補助率、こういったものが現在のところどんなふうになっているのかという点。

最後に、今後5年、10年といったスパンで、実施計画というものも織り込んでいくということが必要になってくると思いますが、防災避難、こういった対策の計画から整備に関して、順次進めていくと考えた場合に、その間、町の財政からどの程度の予算支出が可能であるというふうに考えられるでしょうか。どれだけお金をかけられるかと。それによってどんなものを、どういう順番で取り組んでいかなければいけないかというのもわかってくるわけですから、その辺のところをお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。答弁願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） お答えします。

初めに、1点目の計画づくりの関係でございますが、平成30年度中には防災・減災について協議をする組織を立ち上げ、避難施設や避難路の設置計画を検討してまいりたいと思います。現在のところ、町民などを交えた組織構成を考えておりますが、具体的なメンバーにつきましては今後検討してまいります。

続きまして2点目、想定される必要予算でございます。

ご質問のありました大網白里市の計画は、延宝房総沖地震による津波を想定し、障害者や高齢者などの災害弱者が、何らかの理由により車で避難が困難となった場合に備え、徒歩による避難でも、津波が到達するまでの間に安全な場所に避難できるよう作成されたものでございます。具体的には、避難施設を中心とした半径750メートルの円形で、津波の浸水が予想される区域全てをカバーするよう、避難施設を配置するほか、津波の浸水が予想される区域と区域外を結ぶ避難路について、歩道を整備し、避難誘導看板などの標識類を強化しよう

とするものでございます。

この基準により一宮町を検討した場合、避難施設につきましては、新地の諏訪神社付近に1カ所、役場下の石碑付近に1カ所、東浪見の大村住宅付近に1カ所、合計3カ所の新たな避難施設が必要となります。この3カ所の整備費用でございますが、収容人数100人程度の施設を整備した先進地での実績を参考にしますと、避難タワーの場合は3カ所でおおむね2億円程度、築山の場合は3カ所でおおむね5億円程度と見込まれます。ただし、この額には土地の取得費用は含まれておりません。

また、避難路につきましては、現在町道1-7号線、現在整備を進めている天童跨線橋通り、県道一宮停車場線、これは役場前の通りです。町道2-8号線、これは長生養護学校の南側から矢畑に上がる道です。町道1-12号線、これは東浪見小学校の脇の道路でございます。この4路線を想定しておりますが、このうち歩道が整備されていない町道2-8号線に歩道を整備し、それぞれ4路線に避難誘導看板を強化した場合、おおむね5億円から6億円の費用が想定されるところでございます。

続きまして3点目、財源措置でございますが、現在の制度では避難施設、避難路ともに緊急防災・減災事業債のみの財源措置となっており、充当率は100%、元利償還金の70%が普通交付税を算定する際に、基準財政需要額に算定される仕組みとなっております。

最後に4点目、今後5年から10年の間に、防災施設の整備に支出可能な予算額でございます。ご案内のとおり、現在、町財政を取り巻く環境は財源の根幹をなす交付税の減少傾向に加え、右肩上がりが増加を続ける社会保障費など、決して楽観視できる状況ではございません。こうした中、現段階で支出可能な予算額を具体的にお示しすることは困難であります。こうした中、現段階で支出可能な予算額を具体的にお示しすることは困難であります。こうした中、現段階で支出可能な予算額を具体的にお示しすることは困難であります。こうした中、現段階で支出可能な予算額を具体的にお示しすることは困難であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） これまで何度か質問させていただいている中では、大変具体的にお答えいただいたので、中身としてよくわかりました。

従来はソフト面での対応ということでしたしかお答えがなかったので、大変よかったですけれども、私としましては、これは避難施設と避難路ということですが、恐らく協議し

ていく段階で、施設は現行の一時避難所も利用するという事も想定に入れられるというふうに考えられると思いますので、そうした面を含めると、避難路が優先されるということで、これにつきましては、従来から、以前は鶴野澤議員などもそれについて言及されておりましたし、何度も意見が出されております。

先ほどのお答えの中にも、申し上げましたが、インフラ整備を実施して充実させていくと、今までできなかった、おくれていたものを実施するんだという中に、これをぜひ組み込んでいただいたほうがいいのではないかというふうに思っております。

町から支出可能な予算ということですが、長期計画の中では、長期的に見てマイナスになっていくと、4,000万ずつマイナスだということですが、むしろ早期にこういったところに予算をつぎ込んで、町民の安全・安心を確保するということに力を入れていただかなければいけないであろうというふうに考えますので、その辺のところを一言だけお願いしたいと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 貴重なご意見ありがとうございました。十分参考にさせていただきますと思います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

（「町長と言わなかったからあれですね。申しわけございません」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 町長ご指名ですか。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 貴重なご意見ありがとうございました。

防災についてはオリンピックということで進む部分というのが、総体的になかなかオリンピックに直結していない部分が多いものですから難しいんですけども、私どもの町が全体状況として海から山へ直ちに逃げる、そういうルートが十分確保されていない。このことは客観的な事実で、私どもが重く捉えなければいけない課題で、精いっぱいこれは取り組んでいきたいというふうに考えます。大変ありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） では、そちらのほうに積極的にかじを切っていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、10番、志田延子君の一般質問を行います。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

今回は1点だけの質問にさせていただきました。

一宮商店街の駐車場ですね。一宮商店街は長年駐車場不足による買い物客の流出や、路上駐車による混雑が懸念されていたところ、町がこの1月20日より3月31日まで、商店街無料駐車場として、SUZUMINE西側に試験的に設置させていただきました。駐車場周辺の商店の方たちからはとても好評で、ぜひ4月以降も続けてほしいとの声が上がっており、私もぜひ続けてほしいと考えております。

先ほど、SUZUMINEところが余りいろいろ利用されていないんじゃないかっていうようなご意見がございましたが、私はSUZUMINEの反対側のほうで頑張っているいろいろとさせていただいているんですけれども、とてもたくさんいろいろな方たちがいらしています。特に、ジョブ関係の、あそこは今6人から7人の方たちが来て、少しでも自分たちがフリーランスで、何か食事をしたいという方たちもたくさんいて、結構年配の方たちもおいでなっていますので、本当に少しでも町なかにながにぎやかになっていて、また、うみかぜというラーメン屋さんもできまして、とてもにぎやかになっているのがうれしいことでございます。

ぜひこれは続けていただきたいと思いますので、これまでの経緯と今後についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。答弁願ひます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） 志田議員のご質問にお答えします。

一宮商店街の駐車場不足は、長年における町の懸案事項でありました。町は平成26年度から地方創生事業により商店街の空き店舗再生に取り組みSUZUMINEをつくりましたが、SUZUMINE西側に空き地があることに気づき、その土地の関係者にご相談したところ、貸してもよいというご返事をいただきました。

町では1月20日から3月31日まで無料で貸していただき、試験的に商店街無料駐車場として調査してみることにしました。その矢先、1月31日付で一宮町商工会役員の方々と駐車場周辺の商店から、4月以降もぜひ続けてほしいとの要望書をいただきました。

早速、役場内で協議し、年間賃借料60万円で商工会に委託するというので、30年度予算に入れさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。質問ございますか。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 質問ではなくて要望させていただきます。

その西側の駐車場なんですけど、入り口のところに長年空き家になっているところがございまして。ぜひそこを町のほうで何とか解決して、入り口を広げていただきたいなっていうのと、それからその駐車場から、私たちはもう当たり前にとぶ道と言っているんですけども、そこから国道のほうに来るのにその細い路を使っているんですけど、実はあれは陣屋通りのほうのところ、昔、河野屋さんって八百屋さんだったんですけども、そのところは私たちも、それから地元の方も全然普通にそこを通らせていただいているんですけども、実はそこは私有地で、本当に少しなんですけど私有地なんですね。

ですから、ほかから来た方たちが、あそこが通れると、私もお休みのときは向こうの陣屋通りさんのほうに、布袋庵さんというお店があって、まだやっています、大丈夫です。このとぶ道から引くと近いですよなんて、教えてさしあげちゃったりしているんですけども、ぜひその辺のところも河野屋さん、河野さんとちょっとお話をして、通らせていただけるかどうかってことも、町のほうでぜひいろいろと協議していただけたら、とてもあそこは良い駐車場になると思います。

特に、あの陣屋通りの方たちは喜んでます。村杉さんとか布袋庵さんとか、多分先生のところの歯医者さんに行くにも、あその駐車場があるっていうのはとてもいいことだと思いますので、これは要望ですけども、ぜひ一生懸命やっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 要望でいいですね。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） じゃ質問を終わりますね。

以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

以上で少し早いのですが、昼食のためにここで休憩をいたしたいと思います。

再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 21 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇ く 冨 場 博 敏 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、14番、冨場博敏君の一般質問を行います。

14番、冨場博敏君。

○14番（冨場博敏君） 日本共産党のく場でございます。

本議会は、新年度予算を審議する重要な議会ですが、2020年までを計画年度とする一宮町総合計画の最終年度にまであと2年、オリンピック・パラリンピックまで2年、しかもサーフィン会場に当町が決定する中で、目標とするまちづくり、求められるまちづくりとは何か。どこまで実現し、これから何が課題なのか。この観点からの課題を整理し、伺いたいというふうに思います。

町の総合計画のベースとして、町民へのアンケート調査が実施されています。今後10年間で力を入れるべき取り組みとして、観光資源を生かしたまちづくりが1位でした。続いて、長生郡市の医療体制の充実、介護サービス・予防の充実・推進、公共交通機関の整備、商店街の活性化と続いていきます。

望まれる将来のまちづくり、この点では、自然や景観を大切にし、自然と共生するまちづくり、これがトップでありました。少子高齢化対策として望む施策としては、若い世代の定住化の促進が1位、仕事と家庭、地域生活の両立への支援が2位であります。

現在、一宮町は他町村と比較しても流入人口が多くて、他町村が人口減少の中、我が町は微増か横ばい状況で推移をしております。現在、海岸地域での定住者がふえており、2020年オリンピックサーフィン会場にも選ばれるなど、豊かな自然環境と、東京までの特急で1時間という交通の利便性がその要因のようであります。

このような立地の中で進められているまちづくりとして、一宮町東口開設は、要望に基づく理にかなった施策であり、まちづくりのかなめをなす点で早期完成が待たれます。同時に、自然や景観を大切にし、自然と共生するまちづくりでは、地域農業の振興策は欠かせません。

そこで伺いますが、国連では、2019年から10年間で「家族農業の10年間」と決定をし、日

本政府もこの決議の共同提案国に名を連ねております。世界では、家族農業の果たしている役割が改めて評価され、第1に食料の安定的な供給や環境、生物多様性の保護に果たしている農民の役割、これを評価し尊重する。2つ目には、土地、水などの天然資源や種子に対する農民の権利を守る。第3に、各国政府に対し、農民の権利を守る法的・政策的な措置をとることを要求しています。

これは、日本の戦後農政の枠組みとして、農地改革によって創出された自作農、家族経営のことでありますが、自作農を支えるための枠組みの施策と一緒にあります。今、世界が改めて日本の戦後農政に再評価の光を当ててきたこととなります。

自作農を支える戦後農地改革とは何か。第1に農地法と農地改革を定着させる農業委員会、第2に食糧制度などの価格補償、第3に農協の健全な組織化、第4に食料増産と国内自給、国境保護、そして第5には自作農の要求に基づく土地改良、第6には農業共済など災害補償、7番目には市場法に基づく卸売市場での流通、そして、8つ目には野菜以外の種子は基本的に国・県が開発、改良する種子法などでありました。

これらが正常に機能していれば、今ほどひどい自給率が落ち込んだり、後継者不足の高齢化が生まれたりしなかったはずであります。戦後長く続いた自民党農政は、1960年代から財界の要望と日米安保条約第2条の日米経済協力条項、これによって自作農業への逆流が始まり、農業環境が弱められてきております。

現在の安倍政権は、発足当初から戦後レジームからの脱却、戦後の改革からの脱却ということをやって、これまでの農政に大なたを振るってきました。農地法、農業委員会法を変えてしまう。価格保障の食糧制度は廃止。それから派生した生産調整もやめ、ことしは米の直接支払交付金、これも廃止に追い込んでしまった。また種子法による保護も2017年、国会で廃止され、企業の自由参入に道を開くことになりました。農協や卸売市場の法律も大きく変えようとしています。TPPイレブンや日米FTA、日欧EPAなど貿易自由化協定は、国境保護、この政策と真逆に動いております。戦後の農地改革によって創出された家族経営を支えるための枠組み、この全面的解体であります。

これら一連の流れは、家族経営を守り食料主権を守る世界の流れに逆行した動きであり、日本政府が国連の家族農業の10年間、この決議の共同提案国に名を連ねたこと自体、にわかには信じられませんが、施策に変化があるようでしたら、この点は伺っておきたいというふうに思います。

自然と共生するまちづくりとは、これまで日本が大切にしてきた家族的農業であり、地域

における土壌保全、環境に優しい持続可能な循環型農業、自然や景観を大切にしたり、また、地域文化の伝統等の多面的機能の発揮される農村づくりにつながる取り組みであります。一部の世界の競争に耐えられる強い農業づくり、企業的経営体の支援、この政策では食料自給率の向上も世界の飢餓問題の解決も、実は難しいと国際社会も気がつき始めております。

家族農業の10年間決議に見合う政策転換は、地域から要望していくべきだというふうに思いますが、考えがあれば伺いたいと思います。

次に、2月5日付のちば県民だよりに「ちばGAPがスタートしました」このような記事が紹介されておりました。耳なれない言葉なので、少しGAPの説明をしていただきたいというふうに思います。

GAPはそれぞれの英語表記の頭文字のようで、Gはよい、Aは農業の、そしてPは取り組みということで農業生産工程管理、このように訳されているとチラシにありました。Iターンの就農者や新規就農者の方から、町はどう取り組むのか問われております。どんなメリットがあり、農業経営にどう役立つのか、町の取り組みとともにお答え願いたいと思います。

次に、総合計画の少子高齢化対策の中で、望む施策の1位が若い世代の定住化の促進でありました。移住者の多くの方が一宮町に住みたい理由に、温暖で自然豊かな環境を挙げております。同時に、若い世代となれば、仕事場までの通勤の利便性や子育て環境がよいこと、文化の香りの高い町などさまざまな点があると思います。

一宮町では、子育て支援の施策についてはさまざまな取り組みが進んでおりますが、地域で子供を産み育てる点で、特に力を入れなければならないのは地域の産婦人科医の充実ではないでしょうか。残念ながら、これから10年先まで考えると、地域で子供が産めなくなってしまう状態も考えられます。産婦人科医の充実は喫緊の課題であると言わなければなりません。民間医院に現在は支えられている状況ではありますが、行政としては公立長生病院の産婦人科の一刻も早い充実が急がれます。充実についての現状と展望を伺いたいと思います。

最後に、新年度より制度が変わる国民健康保険問題について伺います。

この問題は毎議会のように取り上げてまいりましたが、町民の暮らし、福祉と医療、健康に生きていくことにとって大切な制度であるからであります。同時に、町民の人口からいけば29.5%の人々、そして世帯数からいけば40.9%の方々が加入する保険であります。また、加入世帯の58.4%が7割、5割、2割軽減を受けなければならないような低所得者世帯が多く加入している保険という特徴を持っております。約6割世帯であります。軽減対象でない世帯も、所得税や住民税と違い前年総所得金額から基礎控除部分の33万円を引いた金額に所

得割をかけたもの。そして、世帯割と人頭割を加えたものが課税額になるために、さきに挙げた所得税や住民税、この税と違い重税感が生まれております。

これまでの議会では、加入世帯の厳しい財政実態から、住民負担の軽減策は急務であることを訴えてまいりました。町長も国保世帯が担税力が弱い厳しい実態にあるという認識は共有できていると思いますが、どうでしょうか。

平成30年度から新制度に移行します。そうすると、県への納付金もこのたび決定された中で、住民負担の軽減は急務であると思います。新たな制度の中では保険者支援制度も導入され、数年かけて収納率アップも求められる。その中で加算金等も与えられ、競争を迫られてまいります。抜本的制度救済には国庫負担金を大幅に投入していく以外に解決は難しいのでありますけれども、それができるまで加入者に無理を押しつけるということではなくて、弱者に寄り添い、弱者を救済する政治を求めるものであります。

これまでもさまざまな提案をしてまいりました。一番最近の提案では、子育て支援策にもつながる18歳未満の子供に係る均等割額の減免制度をつくること。このことを提案しました。

財源は国・県に求めるべきですが、国・県は必要な金も出さないのに一般会計からの法定外繰り入れはやめるように指導してきます。一般会計には消費税の5%から8%に上がってふえた分は社会保障費用に全額使うように、この使い道を指定している地方消費税交付金があります。当面、国・県が負担金をふやすまで、その交付金の一部を投入し救済策をとるべきであります。

国の示す法定外繰り入れ解決策として、2016年4月に示された国保運営方針ガイドラインでは2つの道を示しております。その一つは、国保財政の赤字解消や税の収納不足、あるいは急激な医療費の増加による黒字決算にするための赤字補填繰り入れ、この場合は今回の制度で新しく作った県の財政安定化基金より借り受け、再編計画を策定し、2年後に返済金を上乗せした税率アップでしのぐというやり方であります。

第2のケースは、自治体の判断で負担軽減のための税率を下げている場合の財源、あるいは一般会計から法定外繰り入れをしている場合、あるいは任意給付を行ったり、独自に保険税減免条例などで行っている場合、この対処の方法としては計画的に法定外繰り入れを削減解消するように指導しております。

国が示している2つのケース、いずれも保険税アップに道を開くものであり、住民負担軽減にはつながっていきません。今全国の半数を超える自治体が法定外繰り入れでしのいでいる事実。このガイドラインでは非常な反発を招いておりました。しかし、各自治体の事務当

局は、この国保運営方針ガイドラインが縛りになり、これ以上の答弁はできない状況になっております。

国会では、全国の声を受けて、このガイドラインが示される約1年前に、新制度導入後も国保会計への公費投入、公費繰り入れは各自治体でご判断いただきたい、このような厚労省答弁が行われました。衆議院本会議では2015年の4月16日、翌17日には、衆議院の厚生労働委員会でも同じような答弁が繰り返されております。そしてこれは今も生きております。つまり、前段のガイドラインでは指導はするが強制するものではない。このような解釈だと思います。最終的には一般会計から繰り入れて税減免をするかどうか、この政治判断、これは町長にかかっております。町長の政治判断、決断にかかっているということであります。

一般会計には、地方消費税交付金が、今年度の予算書の内訳として8,600万円計上されております。この全額を社会保障費に使いなさいという限定もついております。そして、この財源は毎年来る財源であります。

18歳未満の子供に係る均等割額の減税財源額として、全額免除の場合でも2,000万円、半額では1,000万円、3割軽減では600万円であります。町長の社会的弱者救済の政治姿勢が問われているところであります。町長の国保新制度移行に当たり、社会的弱者救済の立場に立った政治判断を最後に求めて質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。

議員の皆様申し上げます。議会中私語は慎んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

答弁願います。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 1点目の農業問題についてお答えいたします。

初めに、家族農業の10年間についてですけれども、2017年12月20日の第72回国連総会の本会議で「家族農業の10年間」、これが加盟国104カ国の賛成で可決されました。家族農業とは、農場の運営から管理までの大部分を1個の家族が営んでいる農業を指します。世界の食料のうち約8割が家族農業による生産で賄われており、世界の食卓を守る重要な役割となっていることから、家族農業という持続性のある農業形態は世界から特に注目を浴びております。

そのような背景の中、国連で家族農業の10年間が可決されたことは、家族農業の重要性をさらに世界中へ喚起することとなります。日本においても長く受け継がれてきた伝統ある家

族農業の姿を、見詰め直すきっかけになるのではと考えております。現在のところ、この決議に対する具体的な施策は示されておきませんが、今後の国の動向を注視しつつ、農家にとって有益な施策であれば積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に「ちばGAP」についてでございますが、まずGAPとは、農産物の安全を確保するため、農作業などの記録をとること。環境の保全、労働の安全のために点検を行うことなど、これらの取り組みを確認、評価することで、よりよい農業を実践する取り組みでございます。また、ちばGAPはさらに国際水準GAP認証取得に向けた任意の取り組みを加えたもので、農業者の取り組み結果を県が確認し評価、認証するというものでございます。

取り組みとは、具体的に野菜、果樹、米など、作物ごとに取り組み項目が定められ、農薬や燃料の適正保管や、農作物の衛生的な取り扱い、農作業の安全対策などの取り組みとなっております。これらの取り組みにより、農作業の効率化やコスト低減など、農業経営の改善が期待されておるところでございます。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の、農産物調達基準への対応を目的とする農業者を対象に認証証書が交付されます。認証証書の交付を受けることで、オリンピック・パラリンピック大会組織委員会が示す調達基準のうち、農作物の個別基準を満たすことができ、大会への農産物供給の第一歩となります。

これまで本町は、施設野菜、梨などの生産地として名をはせてまいりましたが、このちばGAPに取り組むことは、新たな付加価値を生むものであり、また、GAPを求める小売りがふえる中、農家にとって大いに意義あるものと受けとめております。この制度を活用し、農業経営の改善につなげられるよう、農家への周知に努めるとともに、県農業事務所の協力を仰ぎ、取り組みを促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、畑場議員の2問目のご質問にお答えいたします。

産科医療の問題でございますが、現在町の妊婦はほぼ茂原市内の作永医院、育生医院、いすみ市のもりかわ医院の3院で出産をしております。しかし、茂原市内の2つの医院は、今後長期にわたる診療の継続が困難とのことで、長生地域の産科不足は危機的状況になると見込まれます。

そこで、平成27年度から広域市町村圏組合を事務局に、医師会と7市町村で産科医療問題

等検討会を立ち上げ、産科医や産科医院の誘致、自治体による産科施設の開業資金の補助、看護師確保のための奨学金制度などについて議論を重ねております。特に、全国的にも産科医が不足しておりまして、確保は困難な状況となっております。

この背景には、24時間体制により拘束される時間が長く、負担が大きいことや出産事故の訴訟が多いことなど、産科医を取り巻く医療環境の総合的な整備のおくれも大きな問題となっております。

今回、妊婦に経済的負担をかけず、よりよい診療ができるよう、既存の産科医院への支援策の一つとして、管内統一して、新年度予算で妊婦健康診査助成金を計上しております。助成の内容ですが、医療機関によって妊婦健診料金は違いますので、おおよその金額となりますが、国の定めた基準の妊婦健診14回、総額で13万円から15万円のうち、今までの公費負担は9万8,000円で、おおよそ3万円から5万円の自己負担がありました。この部分を4月から2,000円掛ける14回を上限にいたしまして、最大2万8,000円の上乗せ助成をいたしますので、結果的に自己負担額は2,000円から2万2,000円となる見込みでございます。

ご質問の公立長生病院の産科充実についてですが、現在、常勤の産婦人科医師が確保できず、非常勤医師2名による婦人科外来のみの対応を行っております。産科を再開するためには3名の常勤医師及び8名から10名程度の助産師を確保し、24時間対応できる体制を整えることが必要です。また、長生病院で産科が休診となってから13年を経過しているため、設備及び機器の整備も不可欠であり、人件費及び設備費に莫大な資金がかかります。これらのことから産科の再開については非常に厳しい状況となっております。

いずれにしても、産科医療問題は、市町村や医療機関の地道な努力だけではなかなか解決できない部分が大いなので、今後も継続的に管内市町村と連携をとり、産科医師の早急な増員施策等を県・国に要望し、長生地域で安心して出産、育児ができる環境づくりを目指す所存でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁ございますか。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） 私のほうからは、ご質問のありました3点目の国保問題についてお答えいたします。

住民負担軽減策といたしましては、税率の引き下げがあり、町といたしましても県納付金が決定する中、現在の財政状況と今後のことも踏まえた上で検討させていただきました。

初めに、近隣市町村の動向ですが、各市町村とも広域化の初年度ということもあり、実際の財政運営の流れがつかみ切れていない状況です。そういう理由から基金があっても引き下げについては慎重に対応し、平成30年度は見送る方向の町村が多いようです。

唯一、基金残高に余裕がある茂原市が、多少の引き下げを行う見込みですが、当町は基金もわずかであり、現状の医療費が横ばいで推移しても、被保険者数は確実に減少しており、税収不足が生じてくることが予想されます。また、不足した場合、県の基金を借り入れることもできますが、畑場議員からお話があったように、再編計画を策定して、2年後に返済金を上乗せした保険税にせざるを得ません。

以上のことから、現在の見通しとして、住民負担軽減策となる税率の検討については、平成30年度の運用状況の中で再度試算等を行い、平成31年度に向けて慎重に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） ありがとうございます。

1点目、2点目については答弁で了承いたします。特に、ちばGAPの問題については、農業のレベルアップにつながる問題であります。生産者もこういうことが実際に評価される。こういう中で認証制度があるということは励みになるわけであります。

そしてまた、オリンピック・パラリンピックの選手村への納入とか、あるいはそういうところにつながらなくとも、一宮町の私のつくった野菜、あるいは農産物はこういう価値があるんだってということが広められる。こういうふうに思いますので、問い合わせの際には丁寧に相談なり対応していただきたいというふうに思います。

産科医の充実の問題については、これはまちづくりにとってやはり欠かせない問題であり、今、課長からの報告を聞きましたけれども、非常に深刻な問題だというふうに私も受けとめております。今は、何か3医院が頑張っていて継続してくれているけれども、10年先はわからないっていうことは、やはり公立病院の果たすべき役割というのはそういう点でも大きくなるんじゃないかなというふうに思います。13年間も産婦人科の科を開けない、こういうことではやはり困るわけで、あらゆる機会にそれが充実できるように、また、産科が開けるように頑張りたいというふうに思います。

最後の国保問題では、町長の政治姿勢ということで、最後にもう1点再質問させていただ

きたいと思いますけれども、今、高師課長が答弁された内容は、事務当局の答弁としては非常に理解もできますし、そこまでだというふうに思います。しかし、ここから先は町長がどういう政治判断をするかということが問われております。私もただ提案するだけではなくて、財源はこういうことを使ったらいいんじゃないか、どこを減免したらいいんじゃないか、こういう提案までしているわけですから、それをやるかやらないかの判断は、町長の決意にかかっております。

これは30年度の様子を見てとか、31年度になったから変わるものではありません。国が示すガイドラインは全て保険税アップにつながっていく内容になります。そういう点から、今の被保険者の経済的な状況を少しでも緩和させよう、救済しようという考えがあるのであれば、新たな手を打たなければならない、こういうふうに思います。

新制度の中で、保険者支援制度というのもできて、その内容を見ますと、新たな保健事業をやる、そういうことはもちろんあります。受診率を高めるということももちろんあります。あと、収納率を上げるということもあります。ただ、今の保険税でいっぱいいっぱい91%ぐらいをずっと動かない。それを3年だか4年だか先には95%まで上げなさいと。その上がるか上がらないかによって交付金も、さじ加減といいますか、出しましょうということですから、そこを競わせる。それはもう下げるしかないんですね。

いろんな保健事業をやって、多少その辺の点数が上がっても、それはそれで一定の町民の健康のバロメーターにはなりませんけれども、最終的に経済的な負担を軽くしてあげることなしには、なかなか難しい問題だというふうに思います。その点で、先ほど言ったような地方消費税交付金、社会保障の費用に使いなさい、こういう金が毎年8%に上がった時点で来ているわけですから、その全部を使えとは言いませんけれども、一部を使う政治判断は必要ではないか。このことを町長に、見解をもう一度求めるものであります。よろしく願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。答弁をお願いします。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 焔場議員のご質問にお答えを申し上げます。

先ほどおっしゃっていただきました、国保の加入者の方々の生活状況からいって、この国保税の負担というものが大変、そういう皆様にとって苦しい状況にあるということ、つまり、国保税というふうなものの制度的な枠組みの中で、その加入者の皆様が非常に状況的に苦しい。そういった認識については、私も共有しているところであります。

ただ、この税率を引き下げることにつきましては、国保の特別会計の収支状況といったものを、自己完結的に黒字を出しながら運営していく必要があります。そうした制度の枠組みの中で、新しい広域化への移行を迎えまして、私どもの町、基金も非常に少ない状況であります。この中で、私も負担軽減ということについての、そういったことを進めればいいと、そちらに進むことが可能であれば大変よろしいというふうな気持ちでございますけれども、正直なところ、この新制度のもとでの運営につきまして、もう少し見きわめていきたいと、こういう気持ちが正直なところであります。

今後もしっかりと現状を見据えた上で、できることは必ずやっていきたいと思いますが、今直ちにお約束するのは難しい状況にあらうかと思えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。何か要望でも。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 最後の国保問題は残念ながら今までの答弁の域を出ないということで、町長の認識、そういうものかということで受け承りました。残念です。

これから先、新制度になって、30年、31年度を過ぎても、引き下げの結論が出てこないと思います。これは実現するまで一応追求はしますけれども、そういう中で、やはり加入者世帯の救済ということでかじを切っていただきたい。あくまでもこれは追求していただきたいということを要望して終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、畑場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 鶴野澤 一 夫 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、9番、鶴野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 9番、鶴野澤です。

私は2問質問いたしますが、1問ずつ答弁を求めますがよろしいですか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○9番（鶴野澤一夫君） それでは、第1問目に東野地区集中浄化槽施設について伺います。

集中浄化処理施設は東浪見区画整理組合が宅地造成工事の一環で、平成5年に建設された施設で、現在まで25年管理運営しておりました。が、劣化も大変進んでおり、修繕費も毎年多額な費用を費やしています。

平成22年に浄化槽施設管理組合が設立されたが、使用料収入だけでは管理が賄えず、平成26年度までは土地売却益で賄っておりました。平成27年度から平成29年度までは、土地区画整理組合から譲り受けた大規模修繕費用3,000万円を取り崩しながら、その間、2年間かけてコスト削減のための見直しを図り、その削減効果が出てきていますが、今後、設備などの経年劣化が進んでおり、毎年機械の取りかえ修繕等に一定額を確保する必要があるために、この費用を使用料の値上げにより賄うとのことです。

そこで、次について町長に伺います。

①汚泥処理費用が年間400万円かかっております。東野地区はアパートを除く250世帯に割り当てると、1世帯当たり年間1万6,000円であります。この汚泥処理を町の農業集落排水施設、北部、東浪見、原地区の乾燥機に使用、処理できないかを伺います。

②町の東浪見、原、北部地区農業集落排水施設は、今後発生する修繕費等は使用料及び一般会計繰入金等を充てることができますが、東野地区は直接使用料の値上げにつながってまいります。そこで、町長に伺います。

東浪見、原、北部地区と同様に、一般会計その他、県・国からの補助金などで繰り入れができないかを伺います。

③災害時等の対応についてですが、施設の劣化や災害による大規模修繕、改修——埋設排水管などを含みます、となった場合は、組合員だけでは処理できません。このときの対策を町で検討していただきたい。町長に伺います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁を願います。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） 東野地区集中浄化施設について、まず1点目でございますけれども、農業集落排水処理施設で乾燥処理できないかということでございますが、まず、乾燥処理できる施設は北部クリーンプラントだけでございまして、この施設は計画処理数150世帯としてつくられたものでございます。その北部で東野地区250世帯分の多大な汚泥を処理するというのは、はかり知れない負荷を与えることとなり、設備機能が保てなくなります。

また、農業集落排水処理施設では、し尿処理業を営んでいるわけではございませんので、民間からの受け入れはできないことになっております。これまでどおり、広域市町村圏組合許可業者によって、し尿処理場へ搬入し、処理いただけるようお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに答弁。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員の質問にお答えを申し上げます。

農業集落排水施設のように、一般会計から繰入金を行って充てることができないかということがあります。東野地区のこの集中浄化槽施設は、農業集落排水処理施設のようなものと違います。農業集落排水処理施設は農水省所管の国庫補助事業によりつくられたものであります。それとは違って民間施設でありますので、補助はないというのが実情であります。また、町の所有の公共財産でもございませんので、町会計からの繰り入れはできないということが原則になります。

もう一つ、3つ目、災害発生時などについて、施設の劣化、その他大規模修理、改修が必要となった場合の対策で、町がどうかかわるかということでもありますけれども、同じことになりますけれども、東野地区集中浄化施設は、まずは管理組合の所有施設であります。組合の皆様によって管理運営がなされているということでもあります。管理していく上で修繕あるいは改修など、これは想定をして運営していただくものということになるかと思えます。そのために管理組合のお立場でも基金を設けていらっしゃるというふうに向っております。まずは組合の皆様ご協力の上、ご対応いただければと思っている次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

1については承諾いたしました。

東浪見と原について、これもかなりの年数がたっておりますし、その容量的なものもわかります。北部については比較的まだ新しいんですが、150世帯という容量ですので、とても東野地区の250世帯を賄うにはいかないということでもわかりました。

2と3について再質問します。

まず、東浪見区画整理事業の前に、本給の区画整理事業が行われました。そのとき、県のほうから一宮町に、区画整理事業として、これ個人名出しますが、千賀さんという方が担当職員としてこの町に配属され、本給の区画整理事業を完成した後に引き続いて東浪見の区画整理事業に、県と一宮町の指導のもとに行われたのが東浪見区画整理事業ではないかなと思えます。

農業集落排水処理事業は、国庫補助による公共施設であるとの答弁ですが、県と町の指導のもとに進められた事業なのに、将来的にさまざまなことを考えれば、修繕、管理費

等多額の費用を要するのはわかってたと思われま。区画整理組合から譲り受けた3,000万円を基金として、東野地区の浄化槽管理組合を設置しておりますが、その3,000万円の基金について浄化槽設置から17年たった平成22年度から26年度に関しては、管理費から使用料を差し引いた収支が8,699万8,000円という赤字で、この赤字を土地の売却益で賄ってきておりました。

平成27年度から29年度については1,414万9,000円が赤字でした。これは、3,000万円の基金を取り崩していましたが、この基金は、同じく1,000万円以上の管理費がかかる上に、もう二、三年、四年ぐらいで底をついてしまいます。

私は茂原市や他の市町村、また県にも伺いました。民間の組合による集中浄化槽施設はないというような答えが返ってきて、非常に驚いたわけなんです。今の茂原にしてもどこにしても、全て公共施設にということだそうです。そこで、町長に伺います。

県と町の指導のもとに、東浪見区画整理事業が始まったときに、その組合で行うということはわかりますが、なぜそういう民間企業にしたのかということ伺うのと、この問題は最終的に町長の前向きな判断によって政治判断をするしかないかなと、私は思っていますが、町長の考えを伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問は終わりました。答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず、なぜこれ民間事業であるのかと、東浪見土地区画整理事業については、一宮町の指導があったのではないかということから、これを民間と考えるのは無理があるんじゃないかというご意見かと思ます。これにつきましては、組合設立当初、これは平成26年の6月議会での全体会議資料として、私を取り寄せたものでございますけれども、昭和63年の段階で組合設立が行われました。この認可の時点では、汚水処理につきまして（浄化槽とし、当面汚水計画が含まない）というふうになっているということが経緯として記録されております。

その後、平成元年から2年にかけて、周辺地価の上昇により、保留地処分価格の上昇が見込まれ、余剰金が見込まれることから、集落排水と同等の施設の導入を検討し、組合員へのアンケートを実施し、汚水処理施設を自前で施工することを決定したと。平成4年2月に事業計画の変更を行って、汚水処理施設を導入した事業計画に変更したということになります。この段階で管理は管理組合にて行う計画であったということになっています。

したがって、この問題につきましては、町がこのような方向を指導したという事実は

ないと私は判断しております。したがってこれは自主的な判断でございますので、あくまで組合の皆様のご判断で進められたものということで、町に道義的な面を含めて、この資料による限りですが、今の判断としては責任はないというふうに判断をいたしているところでございます。

そういう中で、この土地区画整理組合解散の前に、利用の皆様からお申し出がありまして、当時の玉川町長のもとで協議の場が設けられました。そこで話し合いの結果、区画整理組合は解散をし、管理組合をその後設立すると、そちらに管理を移行するという形になったと、これは確認をいたしております。

そういった経緯で現在の管理組合に、この運営が移ったということでございますので、まずは現状におきましては、管理組合の皆様による自主的な運営にお任せするのが筋であると私は判断いたしております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） これは質問ではないんですが、要望ですが、私は東浪見区画整理組合についてはこれ以上申し上げません。今の町長の答弁で、私も納得はしているんですが、ただ、今の東野地区の現状を思うと、このまま当時の契約っていうか、そういう話し合いでなっているっていうふうにはちょっと酷な気がします。これも、私も県会議員の先生方にもお聞きしました。これは、運営管理について町長の政治判断によって、今後どういうふうになるか検討していただけるのではないかとというようなことを伺いましたので、今の状況は、この二、三年のうちに極めて困難な状況になってまいります。

ぜひとも、馬淵町長に前向きに判断していただいて、今までの経緯は経緯として頭の隅に入れていただいて、今後のことを前向きに判断して、できれば一般会計や県とか、補助をしていただくということをお願いして、要望として行いますが、以上のことについて町長の今の思いを、お聞かせいただければと思います。

質問ではありませんけれども、要望についてのお考えがあればお願いします。

○議長（吉野繁徳君） すみません、再々質問になりますので、要望でとめさせてもらいます。

次へ移行してください。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 2問目の質問です。

東京五輪の町としてのおもてなしについて伺います。

あと2年4カ月となった東京五輪ですが、会場地の一宮町として組織委員会とは別に、お客様の——外国人を含む、のおもてなしを具体的にどのような対応策を考えているのか、及び次のことなどの対応策について伺います。

①昨年外国人おもてなし語学ボランティア育成講座を開催したが、一宮町でのボランティアは何人おられたかと、また、地元高校生などの協力はあるのか。

②開催日前後の町内外各種団体におけるお客様のおもてなし、イベントなどの対応策は。

③五輪開催までにさまざまな整備があります。避難道路、防災無線、外国語を含む外国人対応の宿泊施設、外国人向けの案内看板、その他必要とされる整備は。

④一宮町のそれぞれの業種などのPR、外国人対応のPRパンフレット、町内Wi-Fi調査整備や、カード決済調査などについて伺います。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、鶴野澤議員さんの2つ目のご質問のほうにお答えいたします。

まず①です。昨年の10月、11月に千葉県と一宮町主催による外国人おもてなし語学ボランティア育成講座を開催いたしました。定員を超えた応募がありまして、オリンピックのボランティアの関心の高さを実感いたしましたところでございます。

オリンピックのボランティアには、競技会場内や選手村の大会関係施設で活動する大会ボランティアと、競技会場の最寄り駅周辺等の会場外で活動する都市ボランティアがございまして。大会ボランティアは組織委員会のほうが運営主体となりまして、平成30年7月下旬に募集要項が発表され、9月中旬に応募受け付けが開始される予定です。都市ボランティアは開催会場が所在する自治体が運営主体となることから、千葉県が募集いたしまして、一宮町が運営を担うことになると思われますが、スケジュール等については、現在千葉県のほうで検討をしておるところでございます。

今の段階では、一宮町の大会ボランティア、都市ボランティアの人数などは決まっておりません。また、どちらのボランティアも年齢要件が、2020年4月1日時点で満18歳以上の方となる予定でありまして、特に地元高校生等に特化したものはございません。

②です。現段階でサーフィン競技の開催日、開催期間も決定はしておりません。また、大会時の会場の配置、プログラムなども決まっておりません。町といたしましては、有料の会

場以外での場所でイベントを行いたいと考えておりますが、具体的には会場本体の構成や競技のスケジュール等が決定してからになるかと思えます。

③です。オリンピック開催までの整備に関しましては、避難道路等につきましては、現在のところ計画等ございませんが、必要に応じて検討してまいります。宿泊施設につきましては、各施設において改善努力をする必要があり、町といたしましては外国語対応の必要性等の情報提供ができればと考えております。案内板につきましても、今後大会時の人の流れ等を勘案しながら、組織委員会、千葉県と調整しながら検討してまいります。

その他、必要とされる整備につきましては、釣ヶ崎海岸広場南側の県が整備する自然公園に、多目的スペース等を備えたトイレの建設と広場新入路の拡幅であり、それらにつきましては既に整備を予定しております。

④外国人対応のPRパンフレットにつきましては、町のパンフレットは平成30年度に産業観光課のほうで作成予定となっております。オリンピックのパンフレットにつきましては、組織委員会が作成している多言語対応のものを活用してまいります。町内のWi-Fiに関しましては、新設する観光案内所を初め、役場や海岸等、人が多く集まる公共施設は、整備及びWi-Fi機能つき自販機の設置等により環境が整っていることを確認いたしました。

また、それ以外の民間施設につきましては、海岸沿いの比較的新しい店舗の多くが、独自でWi-Fi導入済みですが、一部古い店舗については、民間整備に対する補助金はあるものの、少なからず費用負担が発生することもあり整備が進んでおりません。カード決済につきましても、基本的には事業者負担で行うものと考えております。

町といたしましては、双方ともオリンピックに向けて整備を促すという形で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） それぞれ、1、2、3、4の質問に対して再質問を行います。

まず①2月21日の新聞に東京五輪のボランティア活動について考えるフォーラム、「私たちのおもてなし」が2月17日に開かれたと。ここでは簡単でわかりやすい日本語を使おう、なるべく小銭が出ないように販売価格の設定を工夫したらどうかなど、外国人観光客向けの取り組みについて多くの意見が上がったとのこと。

現役高校生は2020年4月1日時点で満18歳以上のことは知っているのか。18歳未満でもボ

ランティア活動ができると思っているのではないかなというふうに思いますので、これについて伺います。

②現段階でイベント等の話がある団体はあるのか。また、イベント等のPRは今後どのように行うのか伺います。

③大会時の観客の避難道路、また、大会有料区域観覧席を含む、外国人対応を含むトイレ箇所及び数は。また観客は何人ぐらいを想定しているのか。それから選手村、各国の選手役員の宿泊地はどこか伺います。

④町内を中心とする近隣の宿泊施設や病院等、全ての業種や観光スポットなどをインターネットアプリで検索できているのか、しかも外国人対応ができるのかを伺います。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） 鵜野澤議員の再質問にお答えいたします。

まず1番目です。東京オリンピックにかかわるボランティアにつきましては、最終決定ではありませんが、概要に関して年齢もあわせて発表されておりますので、活動に興味や関心のある高校生は知っていると思われまます。年齢に関する事等、詳細については先ほど申し上げたとおり、本年夏ごろに募集要項が発表されますので、幅広く周知されるところと考えております。

②ですが、イベントに関しましては、現段階で具体的にはなっておりません。今後検討していくことになります。また、PRについてもあわせて考えてまいります。

③大会時の避難経路、有料区域、トイレ箇所数、観客数とも全て検討事項には入っており、現在も組織委員会等で検討中で、正式には決まっております。

選手村につきましては、東京の晴海に建設中でありまして、当町に分散等がつけられる計画はございません。関係者の宿泊地に関しましても、現在調整中であり、どこになるかは決まっております。

④ホームページを持っている事業者はふえてきておりますけれども、外国人対応まで行っている事業者はいまだ多くありません。まずは観光スポットや事業者情報を掲載している商工会、観光協会等の公共団体のホームページから、多言語化を検討するように促してまいります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 再質問の答弁が終わりました。何かありますか。

9番、鶴野澤一夫君。

○9番（鶴野澤一夫君） 要望です。

いろいろ細部にわたって質問しましたが、開催まであと2年4カ月です。多くの外国人、または全国から多くの観客がこの一宮町に来町します。私の想定は、町の人口の二、三倍ではないかなとは思っております。町各種企業、町民の方々のご協力でおもてなしをしなければならぬかなと思っております。

一宮町に来てよかった、また、この一宮町に来よう、来るといふ町に、町挙げて行うことを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

会議再開後、1時間経過いたしましたので、ここで15分程度休憩いたします。

会議再開は14時25分いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時25分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 袴田 忍 君

○議長（吉野繁徳君） 一般質問、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） それでは、私も質問が2問ありますが、1問ずつ区切らせて質問させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） はい、どうぞ。

○8番（袴田 忍君） それでは、1問目いきます。

私は、東口開設後の都市計画をどうするのかという形で1問目お願いいたします。

きょうの千葉日報の朝刊でも発表されています。JR一ノ宮駅東口開設事業を推進する方針を明らかにしたものであります。海岸側にある東口広場に出られるように、跨線橋を増設、スイカ専用の自動改札機、エレベーターの設置などを記載されております。一ノ宮駅東口は町民の期待どおり、思っているようなことで進んでおります。私もそう考えております。

そこで、今後、開設とともに神門踏切を含めた一ノ宮駅東口周辺、役所前の跨線橋線、15区、16区、17区を含めた都市計画が注目されると思います。前回の都市計画から四十数年が経過された今、考えも新たな都市計画が必要です。町の考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 袴田議員の1点目のご質問についてお答えを差し上げます。

現在、町では将来人口などの将来予想が大きく変わってきていることから、平成27年3月に都市計画マスタープランを策定したところであります。ご質問にある上総一ノ宮駅東口の開設は、そのもの自体は現在の都市計画に影響を与えるものではございませんが、都市計画道路などの道路ネットワークは見直しの時期に来ていると考えております。

現在、町では道路整備プロジェクトチームを立ち上げ、神門踏切を含め、町の基幹道路の整備計画の見直しを行っており、平成30年度中には見直しの方向性を示せるのではないかと考えております。また、あわせて切町土地区画整理事業などの市街地整備の見直しも想定しております。

いずれにしろ、前段の見直し自体は都市計画マスタープランに即した形で進めてまいりたいと考えている次第であります。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 2点ほど再質問をさせていただきます。

まず1点目は、ここに、回答の中に出てきました道路整備プロジェクトチーム、これはどのような方が参加しているのかということです、一つの点は。やはり私はこの道路整備に関しては、町の中を見てもそうです、16区、15区を見てもそうなんですが、道路が非常に狭い、狭い中でのやはり道路拡張、これは防災その辺もひっかかってくるとは思うんですが、その変を含めた中での整備事業を進めているっていうチームと私は判断しておりますので、この道路整備プロジェクトチーム、どういったメンバーの方が参加しているのか、まず1点教えていただきたいと思います。

それから、もう1点目は、切町土地区画整理事業ですか、これは市街地のどの辺。切町踏切の狭い場所で東浪見から1区に出る踏切と判断しているんですが、この整理事業に関して

市街地整備の見直しというのは、どの辺の近辺まで指しているのかをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、袴田議員の再質問についてお答えいたします。

まず道路整備プロジェクトチームでございますが、私、都市環境課長がリーダー、そして都市環境課の主管がサブリーダーとなっております。また、その他のメンバーといたしましては、都市環境課の都市整備係、建設係、企画課企画係、総務課財政係、福祉健康課子育て支援係、教育課学校教育係、オリンピック推進課オリンピック推進係、産業観光課商工観光係の職員、10名となっております。また、統括といたしまして町長も会議に参加しております。

2点目の事業につきましては、まず切町土地区画整理事業につきましては、神門踏切から八雲神社に向かう道路の両側で、東浪見土地区画整理事業地と舞台土地区画整理事業地に挟まれた区域となっております。面積として約6.4ヘクタールで、施行方法といたしまして、町施行事業として計画されております。また、その他の市街地整備では、現在計画書に残っているのは、上総一ノ宮駅西口と国道128号線に挟まれた駅周辺の再開発事業約9.8ヘクタールが、かつて再開発事業ということで、バブル期に国に申請されたままになっておりますので、これらの面整備事業についても、今後見直していくべきと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再々質問はできませんので、これ私、やはり都市計画マスタープランに即した形で行うという事業でもありますので、私はやはり一宮の町自体がやはり狭い、これは道路、その整備の拡幅を入れながら、まして私は一番今回これで訴えたいのは神門踏切が早目に、これは県の仕事になるかと思いますが、神門踏切の拡張、そしてあの近辺をまずやっていただくことに力を入れていただきたい。町のほうも全力を入れてやっていただきたいということで、この質問を終わらせていただきます。

では、2問目いきます。

2問目は、障害者施策に関して質問をつくりました。

障害者福祉法の制度は、児童福祉法が1947年、身体障害者福祉法が1949年、知的障害者福祉法が1960年にそれぞれ制度化されています。精神障害者については、これは医療との関係が強かったものですから、1987年社会復帰施設整備が盛り込まれたときから制度化が始まりました。これによって精神障害も障害者施策の対象に位置づけられました。

歴史的にも精神障害者の福祉サービスは、最も整備がおこなわれている現状であると思います。障害者自立支援法は、平成17年に成立して約10年が経過しました。民間の窓口にも来所したり、電話相談で来る方、話をする方、件数も増加すると聞いております。身体障害、知的障害に比べ、手薄になっているのが精神障害の支援ではないでしょうか。手薄になっている精神障害を持った人の件で質問します。

町内で生活を営んでいる精神障害者は、医療機関への通院と投薬に頼り生活をしています。障害年金を受けながら、社会復帰に向けた取り組み、方法もまちまちです。町に住んでいる精神障害者への支援策をお伺いします。そして、次年度の障害者施策に織り込まれているのかお伺いします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、袴田議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

精神障害者の方へのサービスについては、身体障害や知的障害をお持ちの方に比べて少なくなっており、町独自のサービスは実施していない状況となっております。これは国の指針によるところが主な理由となっており、町といたしましても、国の指針に基づき、自立した生活ができるような生活訓練や就労訓練等のサービスを精神障害者の方に提供しております。

その中では、市町村独自のサービスを行っている例といたしましては、本来は精神障害の方は対象外となっている重度心身障害者（児）の医療費助成を精神障害1級の方に限り、限定となりますが、千葉市、我孫子市、印西市、浦安市、習志野市、野田市では独自の助成サービスとして行っておりますが、長生郡市で行っている事例はございません。

また、平成30年4月からは、障害者雇用促進法の改正により、法定雇用率の算定に精神障害者の方が新たに追加されるため、今後、精神障害者の方の社会参加が促進されることが期待されると考えております。また、今回の計画の中では、国の指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について計画しています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障害者が地域の一員として地域で

安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を確保し、地域の課題を共有化するものでございます。現在は、年間を通じて行政、事業所などで構成された、長生郡市総合支援協議会の精神障害部会を開催し、意見交換を行っております。

今後、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるためにも、さらに長生郡市で協議する場を確保するよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。

やはり障害者は地域から見て、身体障害者、知的障害者が障害者なんであろうな、精神障害まではなかなか目の行かない、私は手帳の数も精神障害の方は、知的障害、それから身体障害者の人に比べて、とるケースも少ないんじゃないか。私は病気じゃない、私は障害者じゃない、そういうような観点の中から精神障害者の方は日夜苦しんでいるのではないだろうか、私は思います。その中で質問させていただきたいと思います。

今、精神障害の方に対応する、そういった中では非常にこれは難しい状態にあられると思います。精神障害の方との窓口の対応はさまざまな点から、一般職員の対応は困難であると私は思っております。心理士や社会福祉士などの専門職員の配置が必要と思われませんが、その辺は町としてどういうふうにお考えになるでしょうか。お願いします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁をお願いします。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、再質問のほうへお答えいたします。

障害の種類でございますが、身体・知的・精神とその種類は多様で程度もさまざまでございます。

一宮町の障害者手帳の発行部数は、現在529名であり、障害者の方が役場の窓口を訪れる際、対応する職員の側に障害についての知識が十分ないと、障害対応に応じた適切な配慮を行われず、結果的に障害者の方に不便や不快な思いをおかけすることになります。窓口において障害者の方に適切な対応をするためには、個々の障害の特性についての理解を深め、それらの特性を踏まえた配慮についての認識を深める必要があると思います。

専門知識を持つ心理士や社会福祉士、保健師等を配置することで、精神障害者の方を理解した窓口対応が可能になると考えられますので、今後、専門職の配置について検討してまい

りたいと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。何かありますか。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） これは要望になりますね。

専門職の配置について検討していくという答弁がありました。私はやはり専門職の配置は必要かなと思います。民間の相談窓口もそうですし、病院もそうですし、やっぱりそれなりの知識を持った、それなりの方が対応しておりますので、やはり今後町の相談窓口という失礼ですけれども、保健センターのほうにも訪れる方がいらっしゃるんじゃないかと思えます。電話でも相談される方もいらっしゃると思います。やっぱりそういうときには専門知識の豊かな方に対応していただくということが、やはり障害者対応の一つのことだと私は考えておりますので、ぜひ専門職の配置を、町長、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 鷺 沢 一 男 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、5番、鷺沢一男君の一般質問を行います。

5番、鷺沢一男君。

○5番（鷺沢一男君） 私は、最初に南消防署の移転についてを伺います。

平成27年9月15日に町より議会に対し、南消防署の移転先候補地の案が示されました。これは平成27年3月19日の広域市町村圏組合管理者会議で、現在の8消防署体制を維持し、順次老朽化した施設を整備するとの方針に基づく提案でありました。しかし、それ以降2年6カ月間、町より南消防署に関する説明はないのが現状であります。

昭和47年3月に設置されました南消防署は、築45年が経過をし、長生郡市内で最も古く、老朽化が著しい。また、災害時の防災拠点としての活動スペースが少なく、消防車両などの大型化に伴う車庫スペース、また、救急救助資材等の多様化に伴う倉庫スペースも不足しております。防災拠点としての機能を最大限に発揮することができる消防庁舎の建設を行うことにより、消防体制の充実強化を図り、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進することを求めて質問をいたします。

1点目、南消防署の移転予定地についてをお伺いいたします。

2 点目、移転に向けた今後の工程についてを伺います。

3 点目、長生郡市広域市町村圏組合の方針と、町との考えに差異があるかを伺います。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢議員から頂戴しましたご質問、南消防署移設の関係の問題についてお答えを申し上げます。

まず1つ目、南消防署の移設予定地についてということでございます。これまでの協議について少しまとめてご報告を差し上げますが、広域管内の消防署整備につきましては、南消防署、これは一宮町にございます。西消防署、長南町にございます。こうしたところの老朽化、狭隘化に加えて、現場到着に要する時間、人口に対する消防署の適正配置など総合的な観点から、平成26年度に広域管理者会議で協議がなされたところであります。

当時の協議では、現状の8署体制を維持した上で、整備を進める方針ということめぐって協議がなされていたということで、それを踏まえて町では、議長、広域議員、消防委員などを交え、町内への緊急車両の到着時間などを踏まえた、南消防署の最適地を検討いたした次第でございます。その結果、南消防署は町の中央部が最適であると判断が下されまして、平成27年度消防本部に対し、4カ所の移転候補地を提案したということでございます。

ここまでの経緯につきましては、議会に報告済みということを担当から報告を受けております。それ以降、協議の進展がペースダウンしております。広域における協議の進展はペースダウンしており、現段階では具体的な整備工程をお伝えできる状況にない状態でございます。

そして、移設に向けた工程についてでございますけれども、現在では具体的な整備工程がまだはっきりしないということでございますが、今後の広域市町村圏組合の方針でありますけれども、去る2月13日に行われました、平成30年度の長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算を審査する総務常任委員会において重要な答弁がございました。ここでは質疑として、「消防署の適正配置に関し、消防署のあり方と計画についての管理者としての考え方はいかなるものであるか」という質疑に対しまして、管理者からの答弁としまして、「組合全体の事業や財政面の問題等を総合的に判断する必要があるが、平成30年度中には方向性を出していきたい」という答弁がなされたということであります。

広域組合の方針と町の考え方の差異について、3番目にかかわるところでございますが、こ

こまでの私から差し上げている答弁で、既にお気づきになられたかと存じますが、平成26年度に8署体制で協議をされていた、それを前提にした一宮町での模索と、さきの広域議会で30年度中に方向性を出したいという部分においてはそがございませう。

この消防署の配置につきましては、実は、私が平成28年の5月の末に町長に登板して直後から、広域でご一緒している管理者、副管理者の皆様からさまざまな話がございませう。その中でのお話をしますと、私の認識では、平成26年度に行われた協議は、十分な唯一の結論を導くに至っていない、唯一の決定に至っていないと認識せざるを得ない状態であると存じませう。実際に当時の議事録を精査してみても、そのような認識を持たざるを得ませう。

したがいまして現在では、従来の8署体制といったものをまた見直すという動きが、むしろこれが当初よりの方針として共有されているという状況であると認識いたしてございませう。

いずれにしても、5署にするか8署にするかによりまして、候補地の選定を変えていかなければなりません。そこで私としては、早い時期に体制を決定して、地域住民の皆様へ安心・安全を差し上げられるよう全力で努力をしてまいりたいと考えてございませう。

以上でございませう。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 再質問しますけれども、その前にちょっと答弁の確認をさせていただきます。

広域消防署は8署体制での説明で今日までやってきたわけですね。それが今の説明だと5署体制になる可能性もあるよと、そういうことですが、議会に対しての説明は8署できょうまでやってきました。その辺の経緯と内容を、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） これは、私も実は登板いたした後、先ほど申し上げましたとおり、広域組合でご一緒している管理者、副管理者の皆様とお話を進める中で、一宮町で展開していた状況と、全体の中での共有されている認識との間にそがあるということに早い段階で気づきました。現在の段階ではその当時の議事録を見ますと錯綜した状況にあります。

一方では、消防委員会からは8署体制がよるしいのではないかとという答申が管理者会議のほうに出されている。また一方では、コンサルタントに依頼した5署体制の整備案というのも出ていると。そういう中で、特に茂原市を中心とした負担金の割合問題、これをめぐって

大変厳しい議論が展開されておりまして、これと連動して一つに収れんすることなく、時間が推移したということと理解しております。

当時の一宮の執行部でどのような、それを踏まえての議論があったかは、私も今十分な認識はございませんけれども、一宮としては、入山津から長生分署への移転と改築ということ踏まえて、次は南署であるという認識において、町の中での最適な場所を模索したと、そのように認識いたしております。ただ、広域の議論をよくトレースしますと、一宮町の中での最適な場所を模索するというにあわせて、広域全体において最適な場所を模索ということが、あわせてなされなければならなかったのかなというふうには今感じている次第であります。

いずれにしても一点に議論が収れんしない中で、一宮町は町の中での最適な場所の選定に動いたということで、結果的には整合性が十二分に保たれない形になって、今日に至るということではないかと存じます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 再質問いたします。

現在一宮町の人口は1万2,464人です。郡部では長生村の1万4,441人に次ぐ、郡部で2番目の規模を有しております。白子町の1万1,440人を1,000人も上回っているのが実情です。

その長生村、白子町には最新の機能を備えた消防署が新設をされております。これは、両町が広域消防行政の計画に沿って、事前に用地を確保し、計画的に準備がなされた結果だと私は考えております。

一宮町は、長生村、白子町と同様に海岸線を有し、町の中央を2級河川の一宮川が横断する、地形的にも災害の発生が多い地域であり、両町と等しい機能の消防署が必要と考えております。消防署の移転予定地選考については、今後の町都市計画、また県道南総一宮線と国道128号の接続なども考慮する必要があります。そこで伺います。

南消防署の移転新築は町にとりまして必要不可欠であります。他の市町村は要らない、そういう話が出て一宮町には必要です。茂原の消防本部から最も離れた場所にある一宮町には、消防本部に次ぐ機能を持った消防の庁舎が必要と考えております。そこで町長に伺います。

今後、移転候補地の確保を進めるのか。2点目として、長生郡市広域市町村圏組合の中で

南消防署移転計画を確立することができるのか。これは町長の指導力の発揮によってできるものと考えておりますので、質問いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢議員の再質問にお答えを申し上げます。

私も認識を一にするものであります。一宮町には都市集積が高度に発達しておりますので、この近くに高機能を有する消防署の必要性が高いということ、私も認識をしております。

さてその中で、まず2番目、長生郡市広域市町村圏組合の中で南消防署移設計画を確立できるか。これにつきましては、私、最大限の努力をいたします。全体のこれまでの協議を振り返りますと、南署の維持について異論は全く出ておりません。そういうことにおいて、私はこれは堅持が可能であると考えております。また、私今後もこれについては引き続いて精いっぱい努力をいたしたいと考えております。

その上で移転候補地につきましては、現在の再編の動き、これは先ほど申し上げましたとおり、一宮町にとって最善な位置であるとともに、全体にとっても最善の位置、これが2つが重なるところに置く必要が出てくるかと思っております。先ほど申し上げましたように、現在のそごは全体の視点というのを兼ね備えていなかったがゆえに生じているものと思っております。この2つを兼ね備えたところを、私は早く、広域全体での意思決定がなされるとともに図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 2点目、ため池の防災・減災対策について伺います。

近年は集中豪雨が頻繁に発生する傾向にあり、これに伴い土砂災害も増加傾向にあります。今後30年間に最大震度7クラスの地震が約70%の確率で発生すると言われていた南海トラフ地震を初め、一宮町でも大規模地震の発生が懸念をされているところであります。

東日本大震災では、ため池決壊により、とうとい人命が失われるとともに、住宅や農地なども被害が発生をしており、大規模地震に備えた耐震調査と必要な整備の実施が急務となっております。ため池の多くは水利組合などの受益者を主体とした組織によって管理をされていますが、農家戸数の減少や土地利用の変化から、管理及び監視体制の弱体化が懸念をされております。

そこで東浪見地区の雨竜湖、一宮地区の細田の堰など、特に、ため池決壊により下流の住宅地を考えたとき、甚大な被害が発生されるところがあります。そこで、3点ほど伺います。

1点目、自然災害によりため池が決壊した場合に、住宅や農地などの被害が発生する可能性のあるため池についてを伺います。

2点目、防災・減災対策の取り組みについてを伺います。

3点目、整備費用の分担についてを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） まず1点目ですけれども、農業用ため池は町内に大小合わせて20カ所存在します。そのうち、万が一決壊という事態が発生した場合、ほとんどのため池は農地が絡む被害を与えることとなります。住宅に対してはというと、半数のため池についてその可能性があると言えます。

2点目ですが、防災・減災対策につきましては、まず、国からの指導により、平成25年度、26年度の2カ年で、全国一斉にため池の点検が実施され、本町のため池も千葉県によりまして点検がなされた次第でございます。さらにその結果を踏まえ、下流に人家や公共施設があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれがあるため池については、より詳細な調査を行うようにということで、県では整備済み、あるいは調査済み以外のため池を、防災重点ため池として選定し、その中に本町の雨竜湖が含まれた次第でございます。

この防災重点ため池につきましては、平成32年度までに、ハザードマップ等のソフト対策を実施した割合を、10割にするという国の方針が打ち出されております。したがって、本町では、新年度において雨竜湖にかかわるハザードマップを作成し、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう講じていきたいと考えております。

3点目ですけれども、整備費用の分担ですが、ため池整備につきましては、一宮町土地改良事業補助金交付要綱に基づき、町負担は受益者負担額の50%以内を基本としております。ただし、堤体が町道であったり、農業用以外に利用されている場合に限り、町負担を増した割合で対応しております。また、補助事業でも整備内容により補助率が違っておりますので、その際にも協議して対応したいと考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 再質問させてください。

受益者負担について再質問をさせていただきます。

ため池は農業用水の確保だけでなく、生物の生息、生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しております。また、降雨時には雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割を持っております。また、地域の言い伝えや祭りなどの文化伝統の発祥のもとともなっております。そして最も重要なことは、そのため池が全て一宮町の所有であるということでもあります。

以上を踏まえて、調査の結果により、ため池工事が必要となった場合、受益者の負担を最小に抑える方策、進んでいけば、受益者の負担をゼロにする方策を求めて再質問をさせていただきます。お願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。答弁を願います。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） ため池の整備につきましては、防災・減災事業、あるいは農山漁村地域整備交付金、こういった国・県補助事業がございます。補助率もさまざまございますけれども、まずはこの補助事業を活用し、町負担もそうですけれども、受益者負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

その上でこれまで同様、公共性を考慮した中で、受益者負担を軽減に向けて決めていきたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） ご答弁いただきましたけれども、十分な答弁とは考えていません。今後の調査の結果、工事が必要となった場合に、また同じような質問をさせていただきたいと思っております。終わります。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鶴沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（吉野繁徳君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

私は2つ質問があるんですけども、1問ずつお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） まず、教職員の働き方改革についてなんですけれども、去る2月17日、〈場議員と私とで、一宮中学校、一宮小学校、東浪見小学校の3校の校長先生や教頭先生と、現場の生の声を伺いたいということで懇談をしてまいりました。私、厚生常任委員会で文教のほうじゃないもので、知らないことが多かったということもあります。

それで、施設整備のこととか部活のこと、いじめの問題、それから教職員の長時間労働のことなど、さまざまな問題について伺ってまいりましたが、長時間労働の問題はやはり大変なものでした。私は何も知らなかったとはいえ、どこでも2時間以上は当たり前のようです。中学校では1週間の、先生方の在校時間が60時間を超え、これは何か過労死ラインなんだそうです。60時間超えの学校ですね、ノー部活デー、ノー残業デーを決めているってことですが、やっぱり朝早くから夜遅くまで子供たちがいる間は、子供たちから目が離せないわけですから、休憩時間というのも思うようにとることが難しいわけです。お食事をしながらも生徒たちを見ていなくちゃいけないってことですね。

教職員が疲れ切っていたのでは、子供たちに対してじっくりと心を通わせたり、向き合っ
て教育することができるのでしょうかと疑問に思いました。私、よその自治体に住む女性から、よく子供のいじめの問題について語り合ったりするんですけども、こうしたいじめの問題は子供たちにゆとりを持って向き合うことができなければ、いじめを芽のうちに摘みとって解決することも難しくなると思います。

教職員が疲れ切っているということは、これは全国的な問題です。この長時間労働、これは、全国的な問題ということですよ。

話を戻しますと、今、教職員の働き方改革が国会でも地方政治でもテーマとなっております。教職員の長時間労働は1990年代から深刻化しました。しかし、国は一部の教員に過重な負担がかかっている問題はあるが、それはあくまで各地方教育委員会が適切に管理する事柄であり、国の問題ではないと、対応しなかったということです。これが1990年ごろの話ですね。

国の答弁ぶりが変わったのは2006年3月10日に、当時の日本共産党の石井郁子衆議院議員の質問からということです。この石井議員が質問をして、教員勤務実態調査というのが行われました。1990年ごろから40年ぶりの全国調査でした。結果は、平均して平日1日3時間37分の超過勤務ということでした。こうしてこの問題は国の問題となりました。

文科省内に中間まとめ、翌2008年3月31日、この中間まとめ取りまとめを発表して、取り組みが始まりました。その実態調査から10年後、2016年に再度調査が行われました。そして翌2017年4月28日、去年ですね、速報値が発表されました。どうだったことでしょうか。結果は、教員の勤務時間はさらに伸びていたということでした。

当時の松野文科大臣は、中央教育審議会に学校における働き方改革について諮問を行いました。中教審が審議を始めました。当時の松野大臣は、看過できない深刻な状況という強い言葉を使ったということでした。

私どもは8時間働けば普通に暮らせるという、そういう立場をとっておりますので、これはやっぱり見逃すことはできないことでした。そして、2017年12月22日、去年の12月ですね、中間まとめを公表しました。そこで、それに関する質問ですが、教育長は中間まとめをお読みになられましたでしょうか。もちろん読んでいらっしゃると思います。

そこで2つ目に、教職員の働き方についていかが思われるか、質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） ちょっと体調が不十分で、十分な答弁ができないかもしれませんがお許しいただきたいと思います。

まず、御礼を言いたいんですが、3つの学校に、く場議員さん、渡邊議員さん、お訪ねいただきまして、状況を聞いていただいたということについては感謝を申し上げたいと思います。

1つ目のご質問でございますが、昨年12月に中央教育審議会から、学校における働き方改革に関する総合的な方策、これは中間まとめでございますが、公表されております。2月には県教育委員会を通じて、文部科学省から中間まとめに関する緊急対策ということで、我々に通知が届いたところございまして、それは当然よく承知しているところでございます。

それでは、教職員の働き方についてということでございますが、確かにおっしゃるとおり、文部科学省における調査、これは10年前に比べまして勤務時間は増加しておりまして、中学校教諭においては約6割が、週60時間以上の勤務という実態が明らかになっていることでございます。これはもちろん健康面の面からも看過できない深刻な事態であるということで、町の教育委員会といたしましても、この解消についてさまざまな取り組みをしてまいりましたし、これからもしてまいりたいというふうに思っています。

学校では、出退勤時間を記録して勤務実態を把握するということが、まず第一のことで、その中から教職員の意識改革を図っていくということ。一つにはただただと残っているという教員がやはりあってはいけないんじゃないかなということも含んでおるところでございます。また、ノー残業デーやノー部活デー、これを設定しております。これは東浪見小学校では月曜日、一宮小学校では水曜日、一宮中学校では月曜日をノー残業、ノー部活デーということで、心身の健康保持に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、教職員が安心して休暇を取得できるということで、いち早く長期休業中の学校閉庁というものを設定いたしまして、学校に通知したところでございます。

なお、教職員定数というものについては、これ実際には国で決定して県のほうにおいてくるというようなものでございまして、我々町が10人ふやせ、はい、そうですかといって、10人ふやせるという問題ではございませんが、平成30年度において、学校指導運営体制の効果的な強化充実が図られる予定というふうには聞いてはおりますが、まだ実態としてそうなるかどうかは不確定というところでございます。

その他、町では県教育委員会に働きかけまして、少人数指導や児童生徒支援のための教員として小学校で2校合わせて4名、中学校で3名の教員を特別に配置していただいているところでございます。またそのほかにも、学習サポーターとかスクールカウンセラーなどの非常勤職員についても、人的配置を積極的に進めているところでございます。

また、これは町の非常に特徴的なことなんでございますが、現在、町講師として非常勤講師を2名採用しております。予算的にはいただいておりますのは4名なんですが、英語の教員というのはなかなか確保できませんで、2名欠員になっているという状況でございます。なお、学習支援員を6名ということで、これは他地域に比べて多くの人材を雇用して、業務の負担を図っているというふうにご考えております。

町教育委員会としましては、教職員の指導力向上のため、研修や児童生徒に向き合うための時間を十分確保し、心身の健康状態保持に向けて、校務支援ソフトとか業務改善とか、多忙化の解消に向けて努めているところでございます。

また、長生郡市全体といたしましては、長生地区市町村教育委員会連絡協議会というものがございまして、それを通じまして職員定数の増員要望を、これは毎年度行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。再質問させていただきます。

町の教育長の努力はそれは大変評価いたします。しかしながら、今こういう朝日新聞の特集で、公立高校副校長、教頭の勤務時間、過労死ラインを超えているのが67%という、こういう記事がありました。

そこで、学校では出退勤時刻を記録し、勤務実態を把握することで、教職員の意識改革を図っているとのことですが、小学校、中学校で最後に退出されている教頭先生の出退勤時間を参考までに教えてください。

ちなみにこの2月18日の朝日新聞の記事によりますと、「県教育委員会が実施した調査で過労死ラインに相当する週60時間を超えた勤務割合は、副校長・教頭が67.1%、教諭らが35.6%に上り、多忙化が浮き彫りになった形だ。県教委は、業務改善に向けた具体的な取り組みを検討したい」という記事があったからです。

私たちも本当に何度も言うようですが、8時間働けば普通に暮らせる、そういうのを理想としております。学校の先生といいますと、4時間授業があると、その4時間分準備の時間も必要だって聞いてます。それで給料は、残業代は給料の中に月8時間分だけが組み込まれた給料になっていて、あとは休日出勤しても、それから残業を幾らやっても時間外手当は出ないっていうことですね。そういうことです。

もう一つ、それからご答弁の中で専門的な言葉について質問いたします。

長期休業中の学校閉庁というのはどういう内容でしょうか。

それからもう1点、これまで長生地区市町村教育委員会連絡協議会等を通じて、毎年職員定数の要望を行ってきたということですが、それでもこのようなありさまでしょうか。

以上、再質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 再質問が終わりました。答弁願います。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 再質問についてお答えをいたします。

先ほどおっしゃられたとおり、超過勤務の多いと言われる教頭でございますが、確かにほかの教員に比べて超過勤務が多く、最後にアラームをセットするのはほとんど教頭ということでございます。

小学校を調査しましたところ、小学校の教頭の平均が72時間、中学校が91時間という結果

でございました。これは1月の調査でございますが、冬季休業もありましたので、実際にはもうちょっとふえるのではないかなというふうには思っております。ただ、中学校91時間というのは非常に多いわけですが、この教頭は非常に野球に熱心でして、部活の指導をやってから教頭の準備をするというようなことが現実に行われていまして、それで大きくなったのではないかと。野球をもしやらなければ、小学校と同じぐらいになるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから学校閉庁ということでございますが、これは、夏休みのお盆の時期3日間、これを学校を完全に閉鎖してしまうということでございます。本来的に教員はお盆の3日間でも勤務は割り振られていますから、本当は勤務しなければいけないということになるんですが、閉庁にすることによって、この3日間は全員が休暇をとるというようなことで、ゆっくり休んでいただくというようなことで、この学校閉庁ということで各学校に通知したところでございます。

長期休業といっても、子供たちは休みなんですけれども、教員は研修とかさまざまなことがございますので、なかなか休めないという実態がございますので、この閉庁日を設定するというので、3日間は休暇をとってゆっくり休んでいただくというようなことができるのではないかなというふうに考えているところでございます。

最後の質問でございますが、教育委員会連絡協議会を通じて、要望したんですが、こんな状況なのかということもまことに申しわけないんですが、実態としてはこの状況でございます。この職員の定数というのは、文科省はもっとふやせと、これは当然のこととして毎年度財務省に要望しております。ところが財務省と文科省とのやりとりの中で、こういうような状況になっているということで、いたし方がなくはないんですけれども、現状としてはそういう状況でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

要望になってしまいますけれども、ご答弁でおっしゃられたとおり、1月は子供たちが冬休みだったのですから、他の月に比べて在校時間が短くなっているというわけですね。それでいてこの長さってことはどういうことでしょうかというのが、多忙の月だったらきっとさぞかし長いんじゃないかなと思われま。

それと、2つ目の質問、長期休業中の学校閉庁についてはよくわかりました。皆さんで

ゆっくり休養をとっていただきたいと思います。

それと3つ目、この3つ目に対して要望は、国に対して要求してほしいということです。中間まとめの中にありました、業務削減が中心でしたね、中間まとめは。定員増員ってことは書かれていなかったですね。ですから、業務削減による効果は限定的で、根本的には教職員をふやす以外には解決の道はありません。

日本教育新聞の全国市町村教育長アンケートでは、97%の教育長が教員定数の改善を求めています。こうした問題は、市町村から国や県に対して声を上げていくことが大切だと思います。今まで以上に粘り強く声を上げていただくことを要望します。

それから、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法というの、これによりますと、さっき申し上げたように、残業代は給料月額額の100分の4に相当する額を基準として条例で定めることにより、教職調整額を支給しなければならないとあります。教育職員については8時間、教職員については時間外勤務手当及び休日勤務出勤をし、勤務手当は支給しないとあります。これ早い話が月8時間ぐらいの残業代が給料に組み込まれているということだけで、あとは幾ら残業しても、休日に出てきても、時間外手当は出ないってということなんですよね。

この法律は1971年、昭和46年に成立とのことで、あのころと今では状況が変わっていることは誰の目にも明らかなことです。これは国で変えていただければどうにもならないことなんですけれども、国を動かせるように、現場である市町村から国に対して声を上げることを要望します。

それから3つ目は、町として専門的な非常勤講師の確保、これは引き続き進めていくことを要望いたします。

以上で、1つ目の質問を終わります。

続けて2つ目、高齢者が安心して暮らせるようにということで質問させていただきます。

1つ目は、昨年12月議会において第7期介護保険事業計画策定における介護保険料の月額額の基準額について質問しました。あの時点ではデータ関係で、データがそろわないから概算が出ていないってことでしたね。そこで今回、その額についてお知らせください。それで、介護給付費準備基金を十分に使っていただけましたでしょうか。

それから2つ目は、昨年の決算委員会の委員外質問といたしまして、私、第7期の計画策定に伴うアンケートの内容、住民にアンケートをとりましたよね、そのアンケートの内容と成果について伺いました。

成果としては、その回答ですが、家族構成や居住形態を考慮した上で、介護が必要になっても住みなれたところで生活が継続できるよう、そういう取り組みが必要だという結果が出たという答えをいただきました。家族構成、居住形態を考慮することは大切なことです。1月12日の朝日新聞デジタルによりますと、2040年にひとり暮らしの割合が39.3%に達すると見られるということが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の世帯数の将来推計でわかったということでした。65歳以上のほぼ4人の1人ということですが、今でも65歳以上のひとり暮らしはかなりの数います。

65歳を老人としてしまうのはちょっとあれかもしれませんが、それは置いておいて、5年くらい前、1人で入浴中に体の力が抜けてしまって、パニックになっちゃった80代の女性のことを聞いております。電話の子機を近くに置いていたので、それを使って110番したんだそうです。パニックになると単純なことでも間違えるものです。110番は必ずしも間違いとは思ってはいませんが、そういうことがありました。

それから、自治会に入っていない高齢者で介護度の高い方などもおられます。高齢者福祉サービスの中に緊急通報装置設置事業というのがありますが、これ余り知られていないようなので少し伺います。今までで役立った例がありましたら、差しさわりのない範囲で構いませんのでご説明ください。

協力員が必要と聞いていますが、これはどうしても必要なのでしょうか。それもお答えください。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

鶴岡健康福祉課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、渡邊議員からのご質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、第7期の介護保険料の月額基準額についてお答えをいたします。

介護保険料は市町村介護保険事業計画の3年間を通じて、財政の均衡を保つことができるように決定をしています。その中で、年々進行する高齢化や団塊の世代が75歳を迎える平成37年度を見据えた、中長期的な視野で第6期計画期間で取り組んできた施策を、引き続き推進するとともに、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、地域包括ケアシステムを構築することを踏まえ、介護保険料月額基準額を試算したところ、5,100円と第6期事業計画の基準額より月額100円減額となりました。

近隣及び県内市町村の介護保険料基準額が引き上げを予測される中で、総合事業への移行

や介護予防事業の充実により給付費が抑制されたことを含み、試算したところ、減額できる状況であります。しかしながら、第7期事業計画期間である平成31年10月予定の消費税増税、介護報酬改定、利用者の増加に伴い、給付費が増加する見込みであります。

また、国の指針により、給付費がピークと予測される平成37年度までの保険料が、急激な増加とならないように、第7期から第9期までの段階的な計画の中で、第7期の取り組みを策定しましたので、今回は準備基金の取り崩しは行わず試算したところでございます。

中長期的期間での計画策定による第7期事業計画期間の保険料基準額について、何とぞご理解いただけますようお願いいたします。

もう1点ですけれども、高齢者の緊急通報装置設置事業の関係でございます。

緊急通報装置設置事業は、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時における日常生活上の不安を解消することを目的として実施しています。利用対象の方は65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する高齢者、身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する重度身体障害者の方が利用できる仕組みとなっております。

利用できる制度には2種類ございます。1つ目は、協力員型と呼ばれるもので、緊急通報を受けた警備会社が必要に応じて救急車の要請や、親類や友人等に依頼されている協力員と呼ばれる方に連絡をする方式になります。協力員の方は警備会社からの連絡を受けて、緊急通報されたお宅に向かいます。

2つ目は、警備員駆けつけ型と呼ばれるもので、緊急通報を受けた警備会社が必要に応じて救急車の要請をし、同時にガードマンが緊急通報されたお宅に向かいます。こちらは協力員の確保は不要となります。ただし、東浪見小学校北側までの利用となります。これは警備業法第43条の例規通達の中で、通報を認知した場合には25分以内に警備員を現場に到着させることを基準とするとなっております。現在、ガードマンが長南町の佐坪に待機しており、時間内に駆けつけできるところが、ちょうど東浪見小学校の北側までとなっております。

設置されたことにより役立ったことがあったかというご質問につきましては、昨年度は協力員型で、1件救急車の要請がありましたが、今年度の要請実績はございませんでした。また、協力員型では毎月1回お伺い電話があり、健康相談等に応じている状況となっております。

利用申請に当たりますとは、2つの制度を説明して、どちらかを選んでいただいております。協力員が全て必要ということではなく、どちらの制度を利用するかで必要であるかない

かということになっております。

なお、町といたしましては、地域住民によるさりげない見守りなど、地域での支え合いこそが安心した生活を継続していく上で、基盤になるのではないかと、より重要ではないかと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

ちょっと再質問が打ち切った後で間に合わなかったんですね。それで、第7期の保険料のもっと9段階あるところを、都市部では13段階になっているけれども、どうかという質問をしようかと思ったんですけども、ちょっと間に合わなかったもので説明を伺ってきたので、それお話しいたします。

一応、長生郡市は全部9段階で、それに対応できるっていうことでしたね。この保険料でこれから3年間これでやっていくという、そういう説明、口頭で説明を受けましたので、こちらで……。

○議長（吉野繁徳君） 説明ですか。

○3番（渡邊美枝子君） はい。

○議長（吉野繁徳君） では簡潔にお願いします。

○3番（渡邊美枝子君） あとは要望です。要望というか、第7期の介護保険料の月額の基本価額が5,100円ということはわかりました。これは制度が変わることによってですね。

介護保険料が安くなったからといって、利用しづらい制度になってほしくないと思うんです。安心して暮らすために、介護保険料も安くして、それで利用しやすい制度であり続けてほしいと思います。

2つ目の緊急通報装置のことは、協力員の要らない警備員駆けつけ型があるということはわかりました。役立った例は1件あったということですね。448人利用者がおられて、1件役に立ったということで、ちょっとまだ私は何とも言えません。

それで答弁にあったように、地域住民によるさりげない見守りについてっていう、これがより重要ではないかっていうご答弁ですが、確かに対象者の方もそちらを望んでおられることは私も身をもってわかっているんです。でもわかっているんですけども、こういう時代ですから、対応できない場合もあるのが現実なのではないでしょうか。

高齢者のひとり暮らしでも安心して暮らしたいという問題は、これ結局結論は出ないんですけれども、皆さんどなたでも気になる方とか心配な方は、自分のお住まいの周辺にいらっしゃると思うんで、これは皆さんそれぞれでそれぞれの身になって考えていただく問題ではないという結論に、私の結論はそういうことになりました。それで質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

再開後1時間以上経過しておりますが、議員の皆さんにお伺いいたします。

一般質問があと1名の議員さんで残すところです。続けたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） ありがとうございます。

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（吉野繁徳君） では、ご了解を得ましたので、次に、4番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 3つ質問があるんですが、1つずつお願いします。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ。

○4番（鵜沢清永君） まず1つ目、前回質問させていただいたオリンピック課の職員増員についてですが、町長の答えは出たのか伺います。よろしくお願いします。

○議長（吉野繁徳君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

12月議会で答弁を差し上げたとおり、留守番がいなかったことが多かったという点で若干の不便があったと認識いたしております。しかし、業務量については人員が不足しているとはスタッフからも報告を受けておりません。私自身もそのような認識を得ておりません。

しかしながら、30年度以降は累加的に業務が激増していくと考えられますので、鵜沢議員にもお示しいただいたとおり、適正な人員配置を図っていきたいと考えている次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） これに対しては要望になるんですが、町長の答弁と、私が見ている現場の温度差がちょっとあるように思えるんですが、実際に目で見えない、手が回っていないことはないのか、オリンピックは絶対一宮町として成功させなければなりません。手が足りない状況だと一宮町は受け身となり物事は進まないと思います。しっかりその辺を見据えて、答弁にもあったように、適正な人員配置を図ってもらいたいです。

以上です。

次に2問目、2つ目、椎木長者線について質問します。

以前から何度もしつこく質問して申しわけないんですが、お願いしている椎木長者線拡張工事は、いまだ進行状況が見えていない。県はこの先どう予定しているのか、最近では移住者もふえ、交通量もふえ、網田住民は怖くて通りづらいとの声が多く上がっている。

オリンピックも控え、さらに交通量がふえるものと思われるが、町長はこの現状をどう考えているのか伺いたい。

○議長（吉野繁徳君） 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢議員のご質問にお答えを申し上げます。

椎木長者線の拡幅問題でございますけれども、大変進捗がおくれているということでのご質問をいただきました。平成28年の12月議会でもご質問をいただいております。現在、事業の早期完成を目指し、用地交渉を、買収交渉を鋭意進めているところでありますが、地主さんのご意向が、なかなかこちらの意向に沿っていただけず、交渉が難航している箇所があると、そのように伺っております。

町といたしましては、危険な状態であることは十分認識いたしております。さらなる事業の進捗に向けて、今後も千葉県に協力するとともに強く働きかけてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 本当にしつこいようではありますが、これは重要な問題であります。以前も言いましたが、既に死亡事故が起こっておりますので、ぜひ早く工事が進むよう、県と協力して進めていくよう強く要望して、この質問を終わりにします。

○議長（吉野繁徳君） わかりました。次へどうぞ。

○4番（鵜沢清永君） 3つ目、国際サーフィン大会について質問します。

来年はテストイベントとしてプレ大会が開催されると思うが、それに向け機運醸成を兼ねてオリンピック会場で開催されている世界大会に一宮町はどうかかわっていくのか、町長に伺います。

○議長（吉野繁徳君） 答弁。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢議員から頂戴しました、3つ目の国際サーフィン大会について、一宮町はどうかかわるのかということでのご質問にお答えを差し上げます。

一宮町としては、世界大会に対しては、まずは後援を差し上げるということで大会にかかわり、そして大会に向けて町ができること、まずは広報活動など、できる限りそうした側面での協力を差し上げたいと考えている次第であります。したがって、国際大会開催時にはオリンピックに係るPR等、可能な限り盛り上げの面で貢献を差し上げ、機運醸成を図っていきたいと考える次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁が終わりました。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問です。

今の町長の答弁だと、後援とかPRとか、その大会に乗っかっているだけで、一宮町として積極的に協力する気が見えないんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（吉野繁徳君） 再質問、答弁お願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） この問題につきましては、オリンピックということを控えまして、こうしたサーフィン大会の開催といったものが、このオリンピックという任務に対してどう結びつくのか、よく見きわめながら町としてもその対応を考えるべきだと思いますが、これまでの議論の流れで申し上げますと、ほかのさまざまなプロジェクトもそうなのでありますが、起動時に町から資金的な援助を差し上げて、次第に自力での運営をお願いすると、そういった流れでございました。今回もそうしたこれまでの流れを踏まえますと、ただいま申し上げたようなところが基本線となるかと思えます。

ただ、今後の状況は、具体的によく見きわめながら進んでまいりたいと存ずる次第であります。

○議長（吉野繁徳君） 4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） それではちょっと要望になるんですが、この大会は世界20カ国から20名の選手が訪れて、そのトップサーファーを見に1週間で2万人の来客がある。経済効果でいうと、これがちばぎん総研の調べで経済効果が1億2,700万円となっています。今、町でこれ以上のイベントがあるんでしょうか。これは一宮町を多くの人に知ってもらい、そして機運醸成のチャンスだと思います。

今回の大会には、郡内の小学校6校から400人の生徒が見学しに来る予定です。それぞれを踏まえ、ぜひ町も一緒になって盛り上げるよう強く要望して、質問を終わりにします。

○議長（吉野繁徳君） 以上で、鵜沢清永君の一般質問を終わります。

これもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉野繁徳君） また、本日の日程も全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日の会議は午前9時から行います。よろしくお願いいたします。

本日は長時間まことにご苦勞さまでございました。

散会 午後 3時44分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 7 日 （ 水 ）

平成30年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成30年3月7日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
秘書広報課長	渡邊高明	企画課長	小柳一郎
税務課長	秦和範	住民課長	高師一雄
福祉健康課長	鶴岡英美	都市環境課長	塩田健
産業観光課長	小関秀一	オリンピック推進課長	高田亮
保育所長	岡澤利江	教育課長	鎗田浩司

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第1号	一宮町空家等の適切な管理に関する条例の制定について
日程第二	議案第2号	一宮町観光拠点施設維持管理基金条例の制定について
日程第三	議案第3号	一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
日程第四	議案第4号	一宮町個人情報保護条例及び一宮町情報公開条例の一部を改

正する条例の制定について

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第五 | 議案第 5 号 | 一宮町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第六 | 議案第 6 号 | 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第七 | 議案第 7 号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第八 | 議案第 8 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第九 | 議案第 9 号 | 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十 | 議案第 10 号 | 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十一 | 議案第 11 号 | 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十二 | 議案第 12 号 | 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十三 | 議案第 13 号 | 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十四 | 議案第 14 号 | 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十五 | 議案第 15 号 | 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十六 | 議案第 16 号 | 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第十七 | 議案第 17 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第十八 | 議案第 18 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第十九 | 議案第 19 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第二十 | 議案第 20 号 | 町道路線の変更について |

- 日程第二十一 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度一宮町一般会計補正予算（第 1 0 次）議定について
- 日程第二十二 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十三 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）議定について
- 日程第二十四 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十五 議案第 2 5 号 平成 2 9 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十六 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十七 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第二十八 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第二十九 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第三十 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第三十一 休会の件

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、本日2日目の定例会を行いたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承ください。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第1、議案第1号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第1号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり1ページをお願いいたします。

第1条に目的を規定しましたが、現行空家等対策の推進に関する特別措置法では、助言、指導、命令などの対策に一定の期間を要します。しかし実際には、周囲の状況から、早急に危険回避のための措置を講じなければならないケースもあります。

そこで、第4条で規定したように、その危険を未然に防ぐために、必要最低限の応急措置をして処理をしたり事後報告できるような条例を制定するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 趣旨はわかるんですけども、この判断の基準ですとか、どのような機関によって判断するのかというような決め事というのは、現在あるんですか。

○議長（吉野繁徳君） 大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 判断はあくまでも見た目でございます。台風等、接近しているとか、そういうときの状況に現地確認して、対応できるような対策でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

それでもう一つ、今お答えはなかったんですが、どのような機関によって、それを判断する。要するに誰が判断するのかということになりますか。

○議長（吉野繁徳君） どうぞ、大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 職員でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

いいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第1号 一宮町空家等の適切な管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第2、議案第2号 一宮町観光拠点施設維持管理基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第2号 一宮町観光拠点施設維持管理基金条例の制定について説明申し上げます。

それでは、議案つづりの3ページをごらん願います。

本条例は、新年度から開設する観光拠点施設において、今後維持管理していく上で必要となる資金に充てるものとして制定するものでございます。

内容ですが、第1条では、設置する目的として、一宮町観光拠点施設の維持管理運営資金に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、一宮町観光拠点施設維持管理基金を設置するといたします。

第2条は積み立てですが、積み立てる額は観光拠点施設の利益といたします。

そして第3条は管理、第4条では運用、利益の処理、また5条では繰りかえ運用について定めるものでございます。

さらに、第6条におきましては、観光拠点施設の維持管理、運営に充てる場合に限り、処分できるものとします。

なお、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第2号 一宮町観光拠点施設維持管理基金条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第3、議案第3号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第3号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの5ページをお開きください。

一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を次のように制定する。

この条例につきましても、介護保険法の改正により、居宅介護支援事業者、いわゆるケアマネ事業所の指定を、今まで都道府県が行っていましたが、平成30年4月1日より、指定権限が市町村に移譲されることに伴い、基準等を制定するものでございます。

なお、現在町内には、5カ所のケアマネ事業所がありまして、その事業者の指定等に関する基準を、1条から第12条までで定めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は30年4月1日から施行するものです。

まず、5ページ、議案つづりの5ページの下の方ですが、第1条、第2条、こちらは趣旨、定義となっております。

次の6ページをお願いいたします。

基本方針といたしまして、指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものでなければならないという基本方針がうたっております。

その下の第4条、こちらについては、指定居宅介護支援の指定を受けることができるものは法人という規定になっております。

その下の第5条、こちらは、利用者35人に対してケアマネが1人という規定になっております。

次のページ、7ページをお願いいたします。

こちらについては、第8条は個人情報の保護で秘密の保持、下の第10条は記録の保存。
次のページ、8ページをお願いいたします。

こちらについても、記録の保存等の詳しい内容になっております。

簡単でございますが以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第3号 一宮町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第4、議案第4号 一宮町個人情報保護条例及び一宮町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第4号 一宮町個人情報保護条例及び一宮町情報公開条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案つづり9ページ、10ページをお願いいたします。

個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴うもので、個人情報の定義を明確にするものでございます。

個人に関する情報として、音声や動作が追加されるとともに、電子計算機を使用して特定

の個人に割り当てた数字等について、個人識別符合と位置づけし、また人種、信条、社会的
身分、病歴など開示された場合に、偏見や不利益が生じるおそれのある情報についてを、要
配慮個人情報と位置づけるものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第4号 一宮町個人情報保護条例及び一宮町情報公開条例の一部
を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第5、議案第5号 一宮町行政手続条例の一部を改正する条例の
制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第5号 一宮町行政手続条例の一部を改正する条例の制定に
ついてご説明いたします。

議案つづり11ページから13ページをごらんください。

住民や事業者からの各種申請に対し、何らかの決定をする行為を処分と言い、その処分に
当たり、このようにしてください、してはいけませんというものを行政指導と言います。

改正内容の1点目、11ページ、第33条第2項関係でございます。こちらは、行政側が行政指導に当たり従わなければ許可を取り消す、許可を不許可にするなどとする場合は、根拠法令の条項をあわせて示すことが義務づけられたものです。

2点目として、12ページ上段の第34条の2関係になります。行政指導を受けた事業者等が、その行政指導が法律に違反していると考えられる場合には、行政指導の中止を求めることができるという規定でございます。

3点目として、下段の第34条の3関係ですが、行政側のした処分について、申請者側が具体的な法令違反を発見した場合に、行政機関にそれを是正するための処分や行政指導を求めることができるものとするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第5号 一宮町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、議案第6号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第6号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

14ページから32ページになります。

人事院勧告及び千葉県人事院勧告に伴う給与改定でございます。

14ページ、下から4行目の第19条の4、第2項第1号中とあるのは、勤勉手当につきまして民間の支給割合に見合うよう、現行の4.3か月分から4.4か月分に、0.1か月分の引き上げとなるものでございます。

次に、一番下の行、別表第1から別表第2の2についてですが、現在給料表は1級から7級までとなっております。若年層に重点を置いた給料表の引き上げとなっており、初任給及び若年層につきましては1,000円程度、その他の職員は400円を基本に改定し、全体では月平均0.2%の引き上げとなるものでございます。

また、任期付職員及び特定任期付職員についても、一般職に倣い改正するものでございます。

本条例は、公布の日から施行となりますが、給料表の改定につきましては平成29年4月1日から、勤勉手当につきましては平成29年12月1日から、遡及適用となるものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第6号 一宮町一般職員の給与に関する条例及び一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第7、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長(大場雅彦君) 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

33ページ、34ページになります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業の再延長は、子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として、条例で定める場合に該当するときは、子供が2歳まで育児休業がとれるとされたため改正を行うものでございます。

本条例につきましては、公布の日から施行いたします。

以上です。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案つづりの35ページをお願いいたします。35、36が関係するページでございます。

こちらにつきましては、介護保険法の改正によりまして、認知症の施策として複数の専門職による本人や家族の支援を行うための認知症初期集中支援チームの設置が、平成30年4月から義務づけられることにより、今回サポート医及び検討委員会の委員報酬を定めるものでございます。

検討委員会の委員につきましては、半日3,500円、またサポート医の報酬につきましては、茂原市・長生郡医師会で定められた金額であり、管内1市6町村7市町村が統一された報酬額になっております。サポート医につきましては、月額7万円ということです。

なお、附則として、この条例は、30年4月1日から施行になります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第8号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第9、議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

37ページ、38ページになります。

本条例につきましても、人事院勧告等の改正に伴いまして、特別職の期末手当を現行の4.3カ月分から4.4カ月分に0.1カ月分の引き上げとなる改正でございます。

こちら、平成29年12月1日からの遡及適用となるものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第9号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第10、議案第10号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） 議案第10号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

39ページから42ページになります。

職員の外国出張の規定や出張中、死亡した職員の遺族に対する旅費の支給などの規定についての条項を新たに追加するもので、県や近隣市町村の条例に倣い、町の条例を見直したものでございます。

平成30年4月1日から施行となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第10号 一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第11、議案第11号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を

改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの43ページをごらんください。

議案第11号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険の制度改革により、平成30年度から県も加わり市町村とともに国保を運営する仕組み、広域化へと変わります。

これにより、保険給付費に相当する費用は、全額県が各市町村へ交付金として支払うこととなりますが、かわりに市町村は交付金の財源となる国民健康保険事業納付金を県に納めることとなります。

今回、第2条課税額に、この納付金についての内容を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第11号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第12、議案第12号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの45ページをごらんください。

議案第12号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、平成30年度からの広域化により、第1条中の国民健康保険という表現には、県が運営を担う国民健康保険の部分も含まれるため、市町村が担う部分については、国民健康保険の事務という表現で整理を行うものです。

また、第2条につきましては、法改正により、国民健康保険運営協議会という表現が法律上なくなります。これまでどおり協議会の名称を使うとなりますと、改正後の国民健康保険法第11条第2項中の市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会とのひもづけが必要となるため、その改正を行うものでございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第12号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第13、議案第13号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第13号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの47ページ、48ページとなります。

この条例改正は、平成30年度から32年度までの3カ年を計画期間として、第7期介護保険事業計画に基づき、65歳以上の介護保険料額を、所得区分の9段階において区分したものを改正するものでございます。

第2項においては、低所得者の保険料を段階的に軽減する保険料率についても、あわせて改正するものでございます。

なお、附則といたしましては、この条例は30年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第13号 一宮町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第14、議案第14号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第14号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの49ページ、50ページをごらんください。

この条例改正は、介護保険法等の改正により、高齢者と障害者が同じ事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たに共生型サービス事業所としての特例が創設されることを、第1条及び第4条において規定するものでございます。

在宅での支援を継続するために、デイサービス、ヘルパー、資格に看護を組み合わせたものをふやす観点から、指定に関する基準が緩和され、診療所を開設しているものを追加するものでございます。

なお、附則で、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第14号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第15、議案第15号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長(鶴岡英美君) 議案第15号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの51ページをお願いいたします。

この条例改正は、先ほどの議案第14号の条例改正と同様の理由により、介護予防事業者においても、介護保険法との改正により、高齢者と障害者が同じ事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険と障害福祉、両方の制度に新たに共生型サービス事業所としての特例が創設されたことを、第1条から第3条において規定するものでございます。

附則といたしましては、平成30年4月1日から施行いたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第15号 一宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた

します。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第16、議案第16号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長(高師一雄君) それでは、議案つづりの52ページをごらんください。

議案第16号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正は、先ほどの県への広域化に伴いまして、今までは県外の高齢者施設で暮らす町の国民健康保険被保険者、いわゆる住所地特例者は、75歳到達と同時に、県外の住所地の後期高齢者医療の被保険者へと変わります。結果として、住所地の後期高齢者医療の負担がふえていました。

このため、今回、住所地特例の国保被保険者は、引き続き千葉県の後期高齢者医療の被保険者とし、県外後期高齢者医療の負担の軽減を図ることが目的の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

以上よろしく願いいたします。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第16号 一宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉野繁徳君) 日程第17、議案第17号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

ここで12番、秦 重悦君は、地方自治法第117号の規定により、除籍の対象となりますので、審議終了まで退場いただきます。

(12番 秦 重悦君退場)

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長(小関秀一君) 議案第17号 指定管理者の指定について説明申し上げます。

それでは、議案つづりの54ページごらん願います。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設としては、新年度に開設となる一宮町観光拠点施設でございます。

指定管理者につきましては、地域内の小規模事業者の経営支援及び経済振興を図るため幅広い活動を行っている公共的団体であり、またまちづくりの担い手として地域の活力を生かした管理運営を適正かつ確実に実施するに足る能力を有するものと判断いたしまして、指定候補者として一宮町商工会を選定いたしました。

指定の期間につきましては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間といたします。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長(吉野繁徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 駅前、この観光案内所等に当たるわけですがけれども、町として、地方創生事業の一環として、これを進めるという考え方ですから、町の方針、あるいは町の方針が、現状や、そのときの現状や町民の皆様のご意見だとか、そういったものを酌み取ってというような場面も恐らくあると思いますけれども、そういったもの、要するに町の考え方等、そういった情報だとかデータだとか、そういったものを、どういうふうにこの指定管理者とやりとりして役立てていくのかという考え方をちょっと、方針をお話してください。

○議長（吉野繁徳君） 今、質疑が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 基本的に商工会は、町を代表する事業者の方々の公益的な活動を支える個々の事業の発展と、それが社会全体の公益に合致するというものであることを確保する、そういった社会的使命を帯びた団体であると認識しております。

町とは、随時、この、特に観光案内所の運営につきまして、意見交換を恒常的に行っていくたいというふうに考えている次第であります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 意見となることだと思いますが、全て商工会に投げてしまうということになってしまいますと、そういった、先ほど言ったような情報が生かされるということがなかなか難しくなると思いますので、商品の開発もしていくというようなお話も、企画課長のほうからも、一般質問の中からもありましたので、そういったものをどんどん生かせるように、情報を密にしてやっていただけるほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（吉野繁徳君） ほかに質疑ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） この施設をつくるときに、JAにお願いするような話をしたと思うんですがけれども、その辺の経緯を説明してください。

○議長（吉野繁徳君） 答弁求めます。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） まず1点目、今のJAにお願いするという形で地方創生は進める

話は、一切しておりません。

というのは、駅前直売所の運営を、当初町が入りまして、JAが入りまして、その直売所を長年やってきた中で、平成18年に、どうしてもJAは、ちょっと運営できないということでJAが抜けまして、そのとき町のほうも、産業課長、商工観光課長、それから助役が入っていた経緯がありますけれども、そこら辺も抜けて、全て実際の直売所に携わる人、それと商工会が商人としてノウハウを知っているという状況の中で、その人たちだけで直売所を運営するという形で行っていました。

地方創生で始めたときには、町で行うという選択肢もありましたし指定管理者もあったわけですが、実際問題、町のほうでは、その商業の運営に、商店の運営に、ちょっと町のほうはたけていないと。今回、例えば、テナントを2件貸し出すと。そういったものにつきまして、審議する面においても、商工会の理事の方たちは、自分たちで商店を営んでいますもので、そこら辺がノウハウがたけている。それとあと商工会にも入ってもらって町を盛り上げていただくという形を考えております。そして直売所の今運営は、商工会がやっています。

そういった中で、今回町のほうで、それを決算とか、観光拠点施設全てを決算とか、そういうものを町で行うということは、非常に難しいと。今は商工会のほうで全部、直売所の決算等全部行っておりますので、全てノウハウにたけているということで、町がやるよりいいのではないかとということで結論に達しました。

その中で、小林議員から、JAに聞いてみてくださいという話あったんですけども、JAは12月、町長話して、1月10日過ぎに、組合長が正式に町長にお断りした。内容的には、部長と私話したんですけども、とても、一応テナントの売上の利益の18%から20%ということでしたんですけども、とてもその金額ではJAはできないというのが、部長のほうの話で行っていました。

また、リアライズという話が、藤乗議員からもあったんですが、リアライズのほうも運営にはちょっとたけていないから、ちょっとご遠慮したいということでございます。

というのは、リアライズは、運営にたけていないというより、物をつくって、それを貸したり売ったりするという形なもので、最初から売ったりつくったりということで携わればあれなんですけれども、経営だけにはちょっとリアライズはできないという内容の中で、商工会が一番適任だということで今回の話になりました。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第17、議案第17号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで12番、秦 重悦君の入場をお願いいたします。

（12番 秦 重悦君入場）

○議長（吉野繁徳君） 12番、秦 重悦君に報告いたします。

ただいま指定管理者の指定につきましては、全員賛成にて可決されましたことをご報告いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第18、議案第18号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、議案つづり55ページをごらんください。

議案第18号 町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道の路線を次のように認定する。

今回、認定は2路線でございます。

1路線につきましては、釣ヶ埼進入道路を、2020年の年号に合わせた2020号線に、またもと2020号線だったものを新たに3237号線に認定がえするものでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第18号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第19、議案第19号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、議案つづり56、57ページをごらんください。

議案第19号 町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を次のように廃止する。

今回は13路線でございます。

河川工事によるものが5本、また河川工事により管理用道路にするものが3本、土地改良用の水路が不用となったものが2本、払い下げ保安林との交換、路線がえが各1本ずつで13路線でございます。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第19号 町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第20、議案第20号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） それでは、58、59、60、61までの議案となります。

議案第20号 町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定により、町道の路線を次のように変更する。

今回は、全21路線を変更するものでございます。

河川工事に伴う台帳の修正による変更が8本、町道工事に伴う修正が10本、現地確認による修正が2本、道路法24条に伴うものが1本、合計21路線の変更でございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第20号 町道路線の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。
会議の途中ではありますが、ここで15分程度の休憩といたします。
会議再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時12分

- 議長(吉野繁徳君) 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(吉野繁徳君) 日程第21、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第10次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

- 総務課長(大場雅彦君) 議案第21号 平成29年度一宮町一般会計補正予算(第10次)議定についてご説明いたします。

議案つづり63ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,000万円とするものでございます。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表、繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正によるものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明いたします。

80ページからになります。

1款議会費から110ページ、諸支出金につきましては、右ページの説明欄によりご説明いたします。なお、3月議会ということで、基本的には決算見込み等による事業の精算が主な

ものでございます。また、各項目における人件費の給料、手当、共済費、社会保険料の増減につきましては、人事院勧告等によるものでございますので、説明のほうは省かせていただきます。

それでは、83ページをごらんください。

上から4つ目のホームページ管理運営事業78万5,000円の減につきましては、競争による不用額の減額でございます。

下から3つ目、東京五輪準備事業92万1,000円の減につきましては、英会話教室の開催が8月からとなったことにより4カ月分の減額66万円が大きくなっております。

その次のまちづくり推進事業148万3,000円の減につきましては、上総一ノ宮駅東口開設町民アンケート調査委託料が入札により50万9,000円の減額、また町民提案事業の事業清算に伴う95万6,000円の減額が主なものでございます。

一番下の国際交流員活用事業116万5,000円の減につきましては、秘書広報課在籍の国際交流員の人件費やアパート代の精算でございます。

85ページをお願いいたします。

一番上のふるさと応援事業2,400万7,000円の増につきましては、経営費を差し引いた残額を積み立てるものでございます。

3つ下の公共施設整備基金1億1,189万3,000円の増につきましては、余剰金をこの基金に積み立てるものでございます。

89ページをお願いいたします。

上から4つ目の自立支援事業518万3,000円の増につきましては、居宅介護サービス利用時間の増加による介護給付費294万6,000円及び訓練等給付費、入居者において入居者が2人増加したことにより223万円の増額となるものでございます。

91ページをお願いいたします。

上から3つ目の後期高齢者健康診査事業104万7,000円の減につきましては、健康診査受診者の減少に伴う減額でございます。

次の臨時福祉給付金事業548万1,000円の増につきましては、精算により減額となるところでしたが、平成27年度分からの事業の精算に伴う返還金が899万5,000円と大きくなることから増額となったものでございます。

下から2つ目、保育委託事業341万8,000円の減につきましては、愛光保育園の入所見込み人数の減少による減額となります。

一番下の子ども・子育て支援対策事業2,545万5,000円の減につきましては、93ページの上段になります。東浪見こども保育園及び一宮どろんこ保育園の利用が定員に達しなかったことにより、施設型給付費が大きく減額となったものでございます。

その次の放課後児童健全育成事業133万4,000円の増につきましては、学童保育利用者の増加に伴うものでございます。

その次の児童手当支給事業1,572万5,000円の減につきましては、当初見込み人数の算出に当たり一宮学園分が重複計算になっていたことによる減額でございます。

95ページをお願いいたします。

上から4つ目の健康増進事業221万4,000円の減につきましては、集団健診の実績による精算でございます。

3つ下の環境衛生事務運営費533万3,000円の減につきましては、決算見込みによる広域市町村圏組合の負担金の精算でございます。

下から3つ目、合併浄化槽設置事業152万円の減と、次の住宅用省エネルギー設備設置事業147万円の減につきましては、いずれも修正が当初見込みに達しなかったことによる減額でございます。

97ページをお願いいたします。

上から2つ目の農業振興事業1億6,591万9,000円の減についてですが、まず新「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業育成補助金115万3,000円の減につきましては、園芸施設リフォームに当たり3件の申請がありましたが、うち2件が補助金対象外となったことから減額となるものです。また、産地パワーアップ事業補助金1億6,464万5,000円の減につきましては、グリーンウェーブの選果機導入に対する補助金が入札により事業費が減額となったことからの減額でございます。

2つ下の農業生産基盤整備事業1,779万1,000円の増につきましては、一宮排水機場のポンプの改修に当たり、工事期間中、仮設ポンプを使用して排水することになることにより必要経費を計上するものでございます。

また、その次の土地改良施設維持管理適正化事業1億266万9,000円の増につきましては、当該ポンプの改修を適正化事業により実施するために、新規加入委託料62万7,000円を初め、実施設計・施工管理委託料594万円、補修工事費6,366万6,000円、拋出金3,246万3,000円を必要経費として計上するものでございます。

一番下の憩いの森管理運営費57万円の増につきましては、管理棟の用地95平米を購入した

場合の費用を計上するものでございます。

99ページをお願いいたします。

下から4つ目の海岸有料駐車場運営事業179万4,000円の減につきましては、天候不良による警備委託費の減額が主なものでございます。

101ページをお願いします。

上から3つ目の道路新設改良事業156万6,000円の減につきましては、町道1-7号線道路改良に伴い、新たに電柱移転補償費が発生しますが、委託料及び工事請負費が入札等により減少したことから減額となるものでございます。

下から2つ目になります。建築指導事務運営費177万5,000円の減につきましては、住宅リフォーム、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助金申請がなかったことによる減額でございます。

103ページをお願いいたします。

下から2つ目、教育委員会事務運営事業117万5,000円の減につきましては、アクティブラーニングに係る会議形態等の見直しにより、実施回数が減少したことによるものが主な理由でございます。

105ページをお願いいたします。

上から4つ目、一宮小学校管理運営事業168万円の減につきましては、非常勤講師2人のうち1人が退職したことに伴い報酬が減額となったものでございます。

107ページをお願いします。

一番上の学校管理運営事業156万2,000円の減につきましては、非常勤講師の応募がなかったことによる報酬の減額が主なものでございます。

109ページをお願いいたします。

上から4つ目、GSSセンター管理運営費80万1,000円の減につきましては、床改修工事費の入札による減額と改修工事期間中の清掃委託料の減額が主なものでございます。

その次の借入金元金償還金と、その次の借入金利子償還金につきましては、利率変動に伴う増減でございます。

その次の国民健康保険事業特別会計繰出金から、110ページ、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、各特別会計の精算に伴うものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

72、73ページをごらんください。

1 款町税のうち法人町民税につきましては、法人数の増加により均等割が増加となりましたが、業績低迷により税割が減収となっております。また、町たばこ税につきましては、禁煙者の増加により減収となるものでございます。

2 款地方譲与税につきましては、実績見込みにより増収となるものでございます。

4 款配当割交付金から 8 款自動車取得税交付金につきましては、県税交付金の精算に伴い増減となるものでございます。

10 款地方交付税につきましては、交付決定に伴う増収でございます。

12 款分担金及び負担金につきましては、入所人数などに基つき保育料などを精算するものでございます。

13 款使用料及び手数料につきましては、海岸有料駐車場使用料が悪天候により大きく減収となっております。

14 款国庫支出金から、次のページの県支出金の増減につきましては、各事業の歳出の増減に伴い増減となっているものでございます。

16 款財産収入につきましては、各基金の年間利子でございます。

17 款寄附金につきましては、一般寄附及びふるさと寄附金でございます。

78 ページ、79 ページをお願いいたします。

18 款繰入金につきましては、充当事業費の精算に基つき、各基金を精算するものでございます。

19 款繰越金は、前年度繰越金の精算でございます。

20 款諸収入につきましては、土地改良維持管理適正化事業交付金 5,877 万円を初めとして各事業の精算でございます。

21 款町債につきましては、町道 1 - 7 号線道路改良工事費の精算となります。

次に、68 ページをごらんください。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

事業名欄をごらんください。

町勢要覧作成事業 317 万 4,000 円につきましては、外国語版の作成が新年度にずれ込むものでございます。

次の東京五輪準備事業 432 万 9,000 円につきましては、県と足並みをそろえて事業に着手しましたが、県の業務がおこなわれているため町の設計業務も新年度に継続するものでございます。

次の個人番号カード交付事務事業 122 万 8,000 円につきましては、個人番号カードの作成が

おくれ、来年度に後ろ倒しされることによるものでございます。

次の一宮排水機場補修事業1億2,068万1,000円につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業によりポンプの改修を、平成30年度内に完成させるためには3月中に補助事業申請をして4月に工事着手する必要があることから繰り越しで対応するものでございます。

69ページをお願いいたします。

こちらは地方債の補正になります。

歳入の一番最後にご説明いたしましたが、1-7号線の関係で公共事業等債が60万円減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

幾つかありますが、最初に3点ほど。

説明の中にもございましたが、83ページのまちづくり町民提案事業補助金、これが100万円近く減額になっているんですけども、内容が一部なくなったものというのがあるんだということでしょうか、その辺のところを、もうちょっと、詳しいところを教えてください。

次に、ふるさと応援事業2,400万円、基金のほうに入るということですが、これ実際のふるさと納税、納税というか、そちらのほうでは、今現在の時点で、集計時点で、何件あって、総額で幾らになっているものなのかと。その中の基金に入金する部分がこれだけということでしょうか、その辺のところを教えてください。

さらに、97ページにいきまして、ポンプの改修が、先ほどの説明にもございましたが、改修そのものについては説明もございましたので、前回もお聞きしたんですが、このポンプ場の施設がかなりたくさんありますけれども、これらのチェック、管理、検査の体制、仕組みがどのようになっているかということをお教えください。

ちょっと戻りまして、95ページの下のほうにあります、これも先ほど説明ございましたが、合併処理浄化槽設置事業、住宅用省エネルギー設備設置事業、それと飛びまして、101ページに、住宅耐震診断耐震改修、こういったところが、毎年減額になっているように記憶していますが、プラスになるよりはある程度枠を持っておいたほうがという考え方で設定されて

いるんでしょうけれども、今回は、今年度かなり減額が大きいのではないかというふうに思いますが、この辺広報が十分されているのか、認知されているのかというようなところもあるかと思えますけれども、特に少ないという状況は、どんなような要因によるものかというところを、どの程度把握、どのように把握されているのか教えてください。

とりあえず以上です。

○議長（吉野繁徳君） 質疑終わりました。

答弁願います。

小柳企画課長。

○企画課長（小柳一郎君） まず、1点目の質問、藤乗議員の質問は83ページ、19負担金及び交付金でまちづくり町民提案事業補助金95万6,000円の不用額に対してでございますが、29年度は2団体申請がありましたけれども、実質的には1団体に交付ということになりまして、この町民提案事業は、補助金3分の2、上限額、町50万となっておりますので、2団体ということでしたから、100万予算計上したんですけれども、結果的には4万4,000円の支出だったということでございます。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） ふるさと応援事業の関係につきましては、ちょっと手元に、今資料がございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） ポンプ施設の件ですけれども、79ページに取り上げております予算の関係は一宮排水機場、これは湛水防除施設でございます、町にはそのほか、もう2つございます。

この3機場につきましては、一宮川地区湛水防除施設管理運営協議会というのがありまして、これは睦沢、長生村、白子町と、一宮も含めまして4町村で協議会開きまして、この施設の管理運営を、その協議会で行っているということになっています。

その協議会から、管理委託、業者に管理委託をしております、常にその業者が、一宮3カ所あるんですけれども、ほかにももう3カ所ございまして、合わせて6カ所、その業者が常に管理して回っているということでございます。

災害時、非常時においても、常に待機しているところでありまして、今回のような突発的な故障までは、ちょっと、通常は簡単に試運転とかやって点検しているんですが、今回のような状況は予測できなかったというような状況でございます。

○議長（吉野繁徳君） 塩田都市環境課長。

○都市環境課長（塩田 健君） 各種補助事業のお話でございますが、合併浄化槽につきましては、ことしはたまたま補助金の申請が少なかったという状況で、昨年度は足りないという状況もあった時期もありましたので、なかなか変動が大きいので、ある程度の枠を設けないと難しい部分があるかと思っております。

またそのほか、住宅エネルギー等につきましては、ある程度の国の補助金の枠取りもございますので、当初についてはある程度の枠を設けないと、これを1とかゼロにしてしまいますと、補助金自体が切られてしまうと、復活することがなかなか難しいと思っております。

また、広報につきましては、この事業は既にもう5年以上やっている事業がほとんどでございますので、毎年4月の頭には広報、またホームページ等に記載しておりますので、万全とは言えませんが、そのような広報はやっているということで考えております。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 先ほどの産業観光課長のお答えいただいたんですけども、今回予測不能の故障、トラブルということですが、業者等とも相談していただいて、こういったトラブルも事前にチェック管理体制で、もうちょっと大きな故障につながるころ以前で何とかできるような管理体制というのは可能かどうかというのも検討していただいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

何しろ多額の経費がかかるので、そこら辺のところを、できるだけ事前に予防できるようなところを考えてください。

それと、続きまして、2点ほどございますが、アクティブラーニングの件ですけども、103ページでしたが、当初予定の内容がなくなったというような説明だったかと思いますが、実際のところ実質何回ぐらい、どのようなものを実施されていて、その後どのような予定だったかと、必要なくなったのはどうしてかというところ。

それと、全体会議でも、ちょっとお聞きしたんですけども、小中学校の光熱水費、これが10%以上減っているのは、エアコン設置した、それを稼働したためという説明ではあった

んですけれども、給食事業費の中でも同様なんです、これは、これまで設置されていたし稼働していたと思うんですけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。その辺、そこをお聞きしたいと。

○議長（吉野繁徳君） 質疑終わりました。

答弁願います。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） まずアクティブラーニングのことですが、今年度から、この事業に着手したわけですが、取り組みとしましては大学の先生においでいただいて指導いただいたのが1回だけになってしまった。先生非常にお忙しい方でございますので、なかなかその日程が合わなかったということでございます。

そのほかに、先進校に、2校視察に行ったというようなことはございます。

いよいよ来年度には、本格的にアクティブラーニングの事業というものは、小中全ての教科において、積極的にやらなければいけないというようなことがございますので、今までお願いしている先生に、さらにご協力をいただいて具体化を積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（吉野繁徳君） 鎗田教育課長。

○教育課長（鎗田浩司君） 続きまして、給食のほうの光熱水費のご質問のほうにお答えしたいと思います。

こちらにつきましては、一宮小学校の栄養士さんのほうが変わりまして、提供する給食のほうの内容が変わったりしたことによって、提供するものが変わってきておりますので、その辺でガス代のほうが上がったということで伺っております。

以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 答弁終わりました。

いいですか。

ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第21号 平成29年度一宮町一般会計補正予算（第10次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第22、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの117ページをごらんください。

議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,341万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ18億575万4,000円とする。

今回の補正につきましては、決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

126ページをごらんください。

上から3段目の2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、当初前年度より伸びることを予想しておりましたが、ほぼ横ばいであったことから、決算見込みにより2,779万6,000円の減額となります。

一番下の段の3項出産育児一時金については、当初20件で見込みましたが件数が増加したことにより、最終的に26件を想定し126万円、3件分の増額補正を行います。

128ページをごらんください。

上から2段目、3款後期高齢者支援金、その下の4款前期高齢者納付金、その下の6款介護納付金、その下の7款共同事業拠出金については、決算見込みによる減額となります。

また、その下の8款保健事業費については、決算見込み額により、1目特定健康診査等事業費が194万2,000円の減額、1目保健事業費で人間ドック助成事業で108万5,000円の減額による補正となります。

130ページをごらんください。

10款諸支出金については、前年度負担金、交付金の精算による返還額で増額補正をさせていただきます。

次に、歳入になります。

122ページをごらんください。

上から1段目の1款国保税については、被保険者数の減少等により1,655万6,000円を減額するものです。

3段目の3款国庫支出金については、今年度、医療費がそれほど伸びなかったため、国庫負担金及び国庫補助金を減額するものでございます。

その下の4款療養給付費交付金は、退職被保険者医療費に係る交付金ですが、被保険者数の減少によりまして859万3,000円を減額するものです。

124ページをごらんください。

上から2段目、6款県支出金については、医療費がそれほど伸びなかったため県支出金169万2,000円の減、また財政調整交付金が当初見込みを上回り県補助金854万1,000円の増額となります。

11款の諸収入については、1項延滞金加算金で383万円の増額、3項雑入で医療機関、がんセンター等での過誤による高額の返納金等があり、1,200万7,000円増額するものでございます。

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第22号 平成29年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第23、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） それでは、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定についてをご説明申し上げます。

議案つづりの137ページをお開きください。

平成29年度一宮町の介護保険特別会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,008万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,204万2,000円とする。今回の主な補正理由でございますが、決算見込みによる精算によるものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

146ページをごらんください。

金額の大きなものからご説明申し上げます。

146ページの一番下になります。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、こちらの859万9,000円から、次の148ページをお願いいたします。上のほうですけれども、2目地域密着型介護サービス給付費から6目居宅介護サービス計画給付費、こちら合計いたしますと、補正額で76万8,000円の減額でございます。これにつきましては、決算見込みによるものでございます。

続きまして、その下、2款保険給付費、3項高額介護サービス等費になります。178万9,000円の減額、これにつきましては、利用者の減によるサービス費の決算見込みによる

ものでございます。

続きまして、その下、第4項、同じ保険給付費になりますが第4項高額医療合算介護サービス等費143万円の増額につきましては、平成28年度の後期高齢者医療給付決定請求が、平成29年度にずれ込んだことから、それに伴います増額になります。

続きまして、その下、5項特定入居者介護サービス等費617万9,000円の減額につきましては、利用者減に伴うサービス費の決算見込みになります。

続きまして、150ページをごらんください。

150ページの上のほうです。3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費509万円の減額につきましては、総合事業に係るサービス給付費の決算見込みによるものでございます。

その下の同じく地域支援事業費の3項包括的支援事業任意事業費172万9,000円の減額につきましては、主に成年後見制度利用及び任意事業の決算見込みによる減額及び包括支援センター職員の人件費の給与改正による増でございます。

152ページをお願いいたします。

4款の中ほど、4款の基金積立金でございます。892万5,000円の増額につきましては、高齢者の増加及び特別養護老人ホームができました。これで3カ年を見込んだ保険料となっておりましたが、29年度分については今後の介護給付費の急激な増加を見込み準備基金として積み立てるものでございます。

一番下の5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の2,198万1,000円及び、その下の2項繰出金411万2,000円の増額につきましては、28年度分の国県及び一般会計の精算に伴う返還金を補正するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

142ページへお戻りください。

こちらの歳入につきましては、1款の、一番上のほうで保険料は決算見込み、その下の国、それと県、それと支払基金、これにつきましては決算見込みによる国県支払基金の変更に伴う増減額になります。

続きまして、9款になります。144ページをお願いいたします。

8款繰越金、1項繰越金で2,808万4,000円の増額につきましては、前年度の繰越金となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第23号 平成29年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第24、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの160ページをごらんください。

議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定について。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ104万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億4,144万6,000円とする。今回の補正につきましては、決算見込みによる精算が主なものとなっております。

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第24号 平成29年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第25、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定について説明申し上げます。

議案つづりの172ページごらん願います。

平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）は、歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,672万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げます。

178、179ページごらん願います。

総務費でございますが、一般管理費につきましては人件費でございますので、これは職員の給与改定に伴う不足分を補正するものでございます。

そのほか、東浪見地区施設管理費につきましては、砂の除去につきまして精査した結果、不用となったため減額するものでございます。

次に歳入ですが、176、177ページごらん願います。

第1款分担金及び負担金でございますが、原地区及び北部地区で加入がございましたので

増額分を補正するものでございます。

第2款使用料及び手数料につきましては、東浪見地区、北部地区の滞納繰越分の使用料を増額補正するものでございます。

3款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を補正するものでございます。

4款繰入金につきましては、繰越金のほか分担金及び負担金などの増額によりまして減額の補正を行うものでございます。

5款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、議案第25号 平成29年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第26号～議案第30号の上程、説明、委員会付託

○議長（吉野繁徳君） 日程第26、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算議定について、日程第27、議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第28、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第29、議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第30、議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第26号から30号について、順次提案理由の説明を求めます。

大場総務課長。

○総務課長（大場雅彦君） それでは、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算議定についてご説明いたします。

お手元の平成30年度予算書をごらんいただきたいと思います。

最初に1ページをお開きください。

第1条でございますが、平成30年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,500万円と定めるもので、前年度に比べ3億500万円の減少でございます。

新年度では、一宮小学校の屋外運動場整備事業4,529万6,000円など、新たに取り組む事業もございしますが、今年度実施しております強い農業づくり交付金事業3億9,562万5,000円の事業終了が主な要因となり予算規模が縮小するものでございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をごらんください。

最初に歳入でございますが、増減の大きなものをご説明いたします。

初めに、6款の地方消費税交付金でございます。前年度に比べ2,500万円増加の1億9,500万円を計上いたしました。こちらは、緩やかな景気回復から個人消費の上向きが見込まれ、千葉県の算定をもとに増額としております。

続きまして、14款の国庫支出金をお願いいたします。前年度に比べ5,172万3,000円減少の4億2,863万5,000円を計上しております。こちらは、地方創生推進交付金が不採択により実施事業数が減ったことや、今年度実施されました臨時福祉給付金の事業の終了に伴う減少が主な要因でございます。

次に、15款県支出金、前年度に比べ大きく3億3,621万円減少の3億4,132万円を計上しております。こちらは、今年度実施しておりますJAグリーンウェーブ長生が行う選果機入れかえ事業に活用する強い農業づくり交付金の事業終了に伴う減少が大きな要因でございます。

続きまして、17款の寄附金をお願いいたします。前年度に比べ2,000万円増加の6,001万3,000円を計上いたしました。こちらは主にふるさと納税でございます。昨年度から返礼品の充実を図ったところ、件数、額ともに伸びておりますので増額計上としております。

続きまして、20款の諸収入でございます。前年度に比べ3,074万3,000円減少の2,443万

2,000円を計上いたしました。こちらは、先ほども申しあげましたが強い農業づくり交付金事業補助金、グリーンウェブの関係になりますが、茂原市、白子町、長生村、いすみ市、4市町村からの補助金と、同じく今年度実施のスポーツ振興くじ助成金、こちらはGSSセンターの床改修工事の補助金になります。これらの事業終了に伴う減少が、主な要因でございます。

歳入の最後に、21款の町債をお願いいたします。こちらは、引き続き道路改良事業などに伴う借入れのほか、新たに防災行政無線デジタル化事業やJアラート更新事業などについて借入れをするもので、前年度に比べ6,110万円増加の2億2,440万円を計上いたしました。

続きまして、予算書11ページをごらんください。

歳出でございますが、こちらにも増減の大きなものを説明させていただきます。

2款総務費でございます。前年度に比べ3,573万1,000円増加の8億1,244万1,000円を計上しております。こちらは、全国瞬時警報システム、Jアラートの更新事業や役場庁舎の行政ネットワーク更新事業、またふるさと応援寄附金の増加に伴う返礼品や積立金などの増加が主な要因でございます。

続きまして、5款の農林水産業費でございます。前年度に比べ大きく3億9,382万5,000円減少の1億1,793万6,000円を計上いたしました。こちらにつきましても、JAグリーンウェブ長生の選果機入れかえの事業終了に伴う減少でございます。

続きまして、9款の教育費でございます。前年度に比べ4,319万5,000円増加の3億4,720万2,000円を計上しております。こちらは、一宮小学校の屋外運動場整備事業が主な増加要因でございます。

最後に、11款の公債費をお願いいたします。前年度から2,010万1,000円減少の3億4,574万1,000円でございます。こちらは過去に行った事業の財源として発行した地方債の返済になります。平成28年度をピークに、この先緩やかな減少が見込まれております。今後も安易に公債費の肥大化を招かないよう十分注意してまいりたいと思っております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、予算書の153ページをお開きください。

議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてご説明申し上げます。

平成30年度一宮町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億9,347万3,000円と定めるものと
ございます。前年度比20.3%の減でございます。昨年度に比べて大きな減となりました理由は、
平成30年度から開始となる国保県広域化により、歳入の共同事業交付金、歳出の共同事業拠
出金が、それぞれ不用となったことによるもので、それらを除いた予算枠は、ほぼ前年度並
みの予算規模となっております。30年度が県広域化の初年度ということで、医療費の推移に
注視しながら事業の運営を慎重に進め、保険財政の健全な運営に努めてまいります。

以上簡単でございますが説明を終わります。

○議長（吉野繁徳君） 鶴岡福祉健康課長。

○福祉健康課長（鶴岡英美君） 続きまして、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会
計予算議定についてご説明申し上げます。

予算書の195ページをお開きください。

平成30年度一宮町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,845万9,000円と定めるものと
ございます。前年度に比べ約3.3%、3,500万円ほどの増となっております。この増の理由でご
ざいですが、新しく3月1日に開設しました特別養護老人ホームの給付費の増が見込まれま
す。あと新規事業といたしまして、認知症のグループホームの家賃助成の事業、そして認知
症初期集中支援チームの設置などが上げられます。3月1日現在における第1号被保険者で
ある65歳以上の高齢者数は3,975人で、前年度に比べ53人の増となっており、高齢化率も
31.9%と年々増加しております。

平成30年度の予算につきましては、第7期事業計画に沿った位置づけで、その1年目の予
算編成となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 高師住民課長。

○住民課長（高師一雄君） それでは、予算書の235ページをお開きください。

議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてご説明申し上げ
ます。

平成30年度一宮町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,232万1,000円と定めるものと
ございます。前年度比6.8%の増となっております。

平成30年度は、2年に1度の保険料の改定により、増加する被保険者数と保健事業を見込

んでの増加となっております。

以上簡単ではございますが説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野繁徳君） 小関産業観光課長。

○産業観光課長（小関秀一君） それでは、議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について説明申し上げます。

予算書263ページごらん願います。

平成30年度一宮町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,665万6,000円と定めるとしたものでございます。

それでは、歳入から説明申し上げます。

269ページ、ごらん願います。

30年度予算額につきましては9,665万6,000円でございます。前年度に比べまして130万1,000円の減となります。その要因は、北部地区など加入、特養など加入がございまして、それらを含めた中で使用料の増が見込まれるということで繰入金の方は、これに対しまして減になるということで、合わせまして130万1,000円の減という予算でございます。

次に歳出でございますが、271ページごらん願います。

こちらにつきましては、減の要因といたしましては公債費でございます。起債の借入れ、これの償還がまだ続くわけですけれども、年々どうにか減少してきたところでございます。その関係で公債費が462万2,000円の減となります。

総務費につきましては、これは管理関係でございまして、この辺は各機場のそれぞれ修繕費などが増額になっておりまして、その辺で増ということですので、この辺で計上させてもらっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第26号から議案第30号までを、お手元に配付した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よってお手元に配付の議案付託表のとおり、議案第26号から議案第30号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため職員に、議案付託表を朗読させます。

諸岡議会事務局長。

(事務局長、議案付託表朗読)

○議長（吉野繁徳君） 付託表の朗読が終わりました。

どうもご苦労さまでございます。

◎休会の件

○議長（吉野繁徳君） 次に、日程第31、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月10日と11日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、明日の3月8日から9日及び12日から13日の4日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、よって3月8日から9日及び12日から13日の4日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（吉野繁徳君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月14日の会議は午後2時からであります。よろしくお願い申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでございました。

散会 午前11時15分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 3 号 ）

3 月 14 日 （ 水 ）

平成30年第1回一宮町議会定例会会議録 (第3号)

平成30年3月14日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鶴沢清永
5番	鶴沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鶴野澤一夫	10番	志田延子
11番	島崎保幸	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	藤井敏憲	16番	吉野繁徳

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	会計管理者	峰島勝彦
教育長	町田義昭	総務課長	大場雅彦
秘書広報課長	渡邊高明	企画課長	小柳一郎
税務課長	秦和範	住民課長	高師一雄
福祉健康課長	鶴岡英美	都市環境課長	塩田健
産業観光課長	小関秀一	オリンピック推進課長	高田亮
保育所長	岡澤利江	教育課長	鎗田浩司

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第26号	平成30年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第27号	平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第28号	平成30年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

- 日程第四 議案第 29 号 平成 30 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第五 議案第 30 号 平成 30 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 同意案第 1 号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第七 発議第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第八 発議第 2 号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書について
- 日程第九 発議第 3 号 茂原一宮道路及び県道南総一宮線並びに県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書について

開議 午後 2時05分

◎開議の宣告

○議長（吉野繁徳君） 皆様、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議いただき、大変ご苦労さまでございました。本日もよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉野繁徳君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してございます。これをもってご了承願います。

◎議案第26号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各委員会へ付託してございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

まず最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、志田延子君。

○総務文教常任委員長（志田延子君） それでは、総務文教委員会よりご報告いたします。

総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、3款民生費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月8日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長 志田延子、副委員長 小安博之、委員 吉野繁徳、委員 藤井敏憲、委員 森 佐衛、委員 藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、オリンピック推進課、大多和副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに、一の宮カントリー倶楽部を視察し、最近の入れ込み客数の説明を受けました。一の宮カントリー倶楽部では、イノシシによるコース荒らしが非常に深刻化しており、その影響で直近4カ月の入れ込み客数が昨年比で256人減少してしまったため、その対策が今後の大きな課題になっているとの説明を受けました。

次に、釣ヶ崎海岸を視察しました。釣ヶ崎海岸は、2020年の東京2020オリンピック競技大会のサーフィン競技の会場となっており、現在の入り口部分を大会に向けて拡幅をするとの説明を受けました。

最後に、一宮小学校グラウンドを視察しました。雨による砂の流出や飛砂防止のため、グラウンドに適した改良土への整備工事を行うとの説明を受け、計3カ所の現場踏査を終了いたしました。

現場踏査を経て、イノシシ被害の増加が問題とされ、今後ゴルフ場、農地だけでなく、市街地への侵入拡大も懸念されるため、対策や予防的措置により一層力を入れる必要があるとの意見が強く出されました。また、釣ヶ崎海岸視察後には、オリンピック開催に対する機運向上と、サーフィンに対する意識関心をより一層高める働きかけと、事業の工夫が必要不可欠であるとされました。

続いて、午前10時30分からは、付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成30年度予算案の一般会計総額は43億2,500万円で、前年度に対し3億500万円の減額となっており、JAグリーンウェーブ長生の選果機入れかえ事業などの大型事業の終了などが主な要因であるとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、個人町民税、軽自動車税、鉦産税、入湯税は増額となり、法人税、固定資産税、たばこ税は減額になります。町税全体では13億7,624万7,000円となり、579万2,000円の減額となります。

地方交付税については、昨年度と同額の10億5,000万円となります。

続きまして、国庫支出金については、地方創生推進交付金の対象事業である国際サーフィ

ン大会誘致事業や、循環バス運行実験事業の不採択により事業が減ったこと、また臨時福祉給付金事業の終了に伴い、前年比5,172万3,000円減額の4億2,863万5,000円となります。

県支出金については、今年度実施しているJAグリーンウェブ長生による選果機入れかえ事業に活用する強い農業づくり交付金事業の終了が主な要因となり、前年比3億3,621万円減額の3億4,132万円となります。

続きまして、寄附金については、主にふるさと納税でございますが、平成27年度以降収入額が大きく伸びていることから、前年比2,000万円増額の6,001万3,000円となります。

続きまして、繰入金については、社会保障費の増加など、一般財源で負担する事業が増加したことや、いちのみや保育所の保育室増築の設計施工管理事業に対する負担が要因となり、前年比1,080万8,000円増額の2億9,774万2,000円となります。

続きまして、諸収入については、本年度実施の強い農業づくり交付金事業補助金や、GSSセンター床張りかえ工事に係るスポーツ振興くじ補助金の対象事業が終了したことが要因となり、前年比3,074万3,000円減額の2,443万2,000円となります。

続きまして、町債については、新たに防災行政無線のデジタル化や、Jアラート、全国瞬時警報システム更新工事について借入れをするものが主な要因となり、前年比6,110万円増額の2億2,440万円となります。

次に歳出ですが、総務費関係の主なものとして、総務管理費については、宿直委託料472万4,000円、防災行政無線デジタル化工事4,489万8,000円、公会計財務諸表作成支援委託料232万2,000円などであります。

続きまして、企画費については、東京オリンピック準備事業の機運醸成等委託235万6,000円、移住定住促進事業委託料25万5,000円、マスコットキャラクター運営事業78万4,000円などであります。

続きまして、消防費については、避難者行動要支援者管理システム導入委託409万6,000円などであります。

続きまして、教育費関係については、一宮小学校野外運動場整備工事4,529万6,000円、GSSセンターシーリング打ちかえ工事97万2,000円などであります。

歳出の最後に、公債費については、平成28年度をピークにこの先穏やかな減少が見込まれますので、2,010万1,000円の減額で3億4,574万1,000円であります。

次に、審査の経過で出された主な質疑応答について申し上げます。

ストレスチェックの効果と有効な活用がなされているかという質問に対しましては、検査

結果を本人に通知することでストレスへの気づきを促し、個々のストレスの軽減や、またストレスが高い職員を早期に発見し、産業医による指導を行うことで、メンタルヘルス不調の事前防止につながると考えますとの答弁がありました。

ふるさと納税では、クレジット決済の件数は多いのかという質問に対しましては、全体の9割がクレジット決済との答弁がありました。

秘書事務費の研修旅費について、九十九里浜侵食対策と、観光客誘致や町内の農産物販路拡大を目的とする町長による海外視察を計上しているが、海岸侵食対策については、これまでの千葉県の事業推進状況と今後の計画もあり、また国内の先進事例もあるため、各方面の意見を聞き、十分な調査研究の上、有識者が同行するなどが望ましいのでは。また、知事のトップセールスに同行する視察についても同様であると思うがという質問に対しましては、実施に当たっては、委員の皆様のご意見を参考にさせていただき、慎重に検討しますとの答弁がありました。

いっちゃんのお友達の募集についてはいつごろからかという質問に対しましては、予算措置が整った時点で、早い時期に町内の小中学校や一宮商業高等学校から依頼していきたいとの答弁がありました。

町税のコンビニ収納実績はという質問に対しましては、ことし2月末現在の実績で、コンビニからの納付件数1万358件、税額にすると1億4,810万円程度、延滞金81万4,150円、督促手数料2万550円であり、現時点で前年実績を上回っている状況であるとの答弁がありました。

東浪見小学校では、栄養士と調理員で3人と少ない体制の中でアレルギー対応などもしなくてはならないと思うが、問題は生じていないのかとの質問に対しましては、各校ヒアリングを行っており、東浪見小学校においては児童数も少ないことから、現在の人数で対応できるとのことから現体制になっているとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告いたします。

南消防署の早期移転を要望したところ、今議会の一般質問の答弁にもあったとおり、長生郡市広域市町村圏組合議会において30年度中に方向性を出したいという中で、町としても早い時期に体制を決め、住民へ安心・安全の提供ができるよう努力してまいりますとの答弁があり、了といたしました。

最後に、2020年に開催されるオリンピック競技大会に向けて、効果的な事業推進を図っていただきたく、3点要望事項を申し上げます。

1、オリンピック開催に向けての機運醸成について、大会終了後にも町にとってよい効果が期待できるような、さらなる機運醸成事業の検討を要望いたします。

2、オリンピック効果による移住・定住の促進を一層効果的に進めるためにも、教育関係のインフラ整備の促進について要望いたします。

3、昨年要望した南消防署の移転に関して、オリンピック開催に合わせて完成が可能となるよう取り組むことを要望いたします。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教委員会の報告を終わりといたします。

平成30年3月14日。

総務文教委員会委員長、志田延子。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでございました。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永君。

○経済常任委員長（鶴沢清永君） それでは、経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日本会議におきまして審査を付託されました議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月8日午前9時半から委員会を開会いたしました。

出席委員は、委員長 鶴沢清永、副委員長 鶴野澤一夫、委員 < 場博敏、委員 秦 重悦、委員 小林正満の5名です。なお、本委員会の書記は産業観光課副主査、金澤 卓です。

初めに、各担当課の案内により、町道1-7号線改良工事並びに町道1-8号線舗装新設工事、海岸駐車場舗装工事、一宮川地区湛水防除施設、観光拠点施設運営事業の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時50分より、一宮町役場委員会室1におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第26号の一般会計について申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業は1億3,663万6,000円の予算で、昨年よりも1,945万の減となっております。主な理由

といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の減によるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は2,970万円の予算で、昨年よりも3億8,688万9,000円の減となっております。主な理由といたしましては、今年度に農協で実施した産地パワーアップ事業が終了し、国庫補助金を受け入れての補助金支出の計上がなくなったことによるものです。

5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農地費は3,412万9,000円の予算で、昨年よりも856万9,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、排水路改修工事の終了と、農村自然環境整備事業の債務負担の減額及び県営ため池等緊急整備事業の終了によるものです。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工業振興費は1,248万7,000円の予算で、昨年よりも336万1,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、街路灯のLED化事業に対する補助金によるものです。

6 款商工費、1 項商工費、3 目観光費は7,251万円の予算で、昨年よりも819万4,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、既存の駅前直売所をテナントとして貸し出すための修繕費と、新設観光案内所の運営・整備費によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費は1,096万7,000円の予算で、昨年よりも849万3,000円の減となっております。こちらは主に排水機場維持補修工事の減額によるものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路新設改良費は9,210万8,000円の予算で、昨年よりも600万8,000円の増となっております。主な理由といたしましては、道路改良工事費の増額によるものです。

7 款土木費、4 項都市計画費、1 目都市計画総務費は3,057万9,000円の予算で、昨年よりも1,756万1,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、機構改革に伴う人件費です。

7 款土木費、4 項都市計画費、2 目都市下水路費は1,460万1,000円の予算で、昨年よりも459万7,000円の増となっております。増額の理由といたしましては、中央ポンプ場の電気設備改修工事によるものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

町道1-7号線、おもてなし道路・避難道路として2020年までの完成をとの要望に対し、

町道1-7号線は全体延長約1,300メートルであり、約630メートルの第1工区を現在施行中で、平成30年度におおむね完成する見込みです。しかし、長生第2排水機場手前のカーブ付近から始まる第2工区は、延長も660メートルあり、用地買収にあわせて移転補償や橋梁改修もあることから、2020年までの全線改良は困難な状況と言わざると得ません。今後も引き続き早期完成に向け、努力してまいりますとの答弁がありました。

オリンピックに向けて、環境整備に大塚実海と緑の基金の有効活用を要望するとの要望に対し、平成29年度では花の小経管理委託で194万4,000円、記念事業のウォーキング大会で51万3,000円、海岸広場の遊具改修に87万4,000円、その他海岸広場と釣ヶ崎広場植栽管理やエコトイレの維持管理が主なもので、総額496万6,000円となっています。平成30年度以降も引き続き、花の小経や海岸広場と釣ヶ崎広場及びエコトイレの維持管理を行うとともに、新規事業としてウミガメの産卵場所を示す看板を製作する予定ですとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、都市環境課関係について申し上げます。

4款1項5目、不法投棄防止対策事業における不法投棄監視員の活動について、実績は町に報告されているのかとの質疑に対して、不法投棄があった場合は日報の提出を受けているとの答弁がありました。

4款1項6目、水質保全対策事業について、地下水汚染除去対策事業及び水質に関する調査が毎年行われているが、近年の汚染状況の推移はどのようなものかとの質疑に対して、横ばいであるが、降水量が多く、地下水の水位が上がった年には増加することもあり、環境基準をわずかに切らないレベルで推移しているとの答弁がありました。

7款2項3目、道路新設改良事業について、以前要望したいちのみや保育所への進入路である町道2086号線の拡幅工事は計上しないのかとの質疑に対して、拡幅については、用地買収を行わない工事でも約4,000万円を要すると試算したが、単年度で4,000万円の予算を確保することは困難であるため、工事は難しいと考えているとの答弁がありました。

次に、産業観光課関係では、5款1項5目、東部土地改良区への補助金について、水路の底打ち工事に対する補助金とのことだが、今後も継続するのか、また水路の底を新たに整備する工事なのか、もしくは既存の底面の改良なのかとの質疑に対して、今後3年程度継続する予定であり、現在底打ちしていない水路の底を打つ工事であるとの答弁がありました。

6款1項3目、観光拠点施設運営事業における修繕費について、駅前にある既存のテナントの浄化槽入れかえと、公衆トイレ閉鎖に係る費用とのことだが、テナント内部の改修も含

まれるかとの質疑に対して、公衆トイレは外から利用を不可とし、テナント用トイレとして使用できるよう整備する。内部についてはテナント利用者が自身の都合に合わせて改修してもらうとの答弁がありました。

このほかにも、一般会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第30号の一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,665万6,000円であり、対前年度比130万1,000円の減となっております。

農業集落排水事業特別会計では、北部地区の施設に関しては、汚泥処理量軽減のために脱水機を設置したが、ほかの施設、特に汚泥の量が多い東浪見地区の施設に移動式脱水機等を設置し、処理費を軽減させる考えはあるかとの質疑に対し、脱水した汚泥は長生広域が引き取りを行わないので、植木屋に肥料として使用してもらう等の方法で処理費の削減を行っているが、処理を行う際、脱水だけでは扱いが困難であるため、現在は維持管理業務委託者が乾燥機を導入し、粉末にしている。東浪見や原地区施設への脱水機及び乾燥機の導入は、受益者負担の費用対効果を加味した上で慎重に調査していくとの答弁がありました。

このほかにも、全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で4点要望事項がありましたので、申し上げます。

1、町道2086号線、いちのみや保育所児童の送迎に係る安全性を確保するため、拡幅または待避所の設置を要望する。

2、オリンピックに向けて、海岸通りの美化等、環境整備に大塚実海と緑の基金の有効活用を継続して要望する。

3、北側海岸駐車場について、オリンピック開催までに全面的な舗装整備を要望する。

4、町全体の下水道計画を見直し、汚水処理費にかかわる広く平等な補助政策を要望する。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成30年3月14日。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生常任委員長（鶴沢一男君） 厚生委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、7日の議会において審査を付託されました議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部及び議案第27号から議案第29号について、8日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。その後、いちのみや保育所、特別養護老人ホーム一宮喜楽園の現場踏査を行い、午前10時30分から、委員会室2において関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長 鶴沢一男、副委員長 袴田 忍、委員 島崎保幸、渡邊美枝子、藤井幸恵の5名であります。書記は、福祉健康課主査補、佐藤安美であります。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額4,951万6,000円で、昨年より420万1,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費、住民記録・印鑑登録システム及び戸籍システムの借上料です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

マイナンバーカードの今年度の交付枚数は、カードをつくるメリットはどの質疑に対し、今年度は交付枚数は196枚、3月1日現在の交付枚数は通算1,194枚です。対人口比9.5%の交付率です。メリットとしては、1枚で身分証明書とマイナンバーの証明になり、また、カードに掲載された電子証明書を使って電子申告ができます。ほかにも、転入・転出の手续に利用できますとの答弁がありました。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は6,560万4,000円の予算額で、昨年より1,073万円の減となっております。減額の主なものは、職員の人件費と各種団体の補助金です。

障害福祉費は2億7,092万5,000円の予算額で、昨年より1,862万8,000円の増となっております。主なものは、自立支援事業、自立支援医療給付事業、障害児支援事業の扶助費です。自立支援事業のうち、障害のある方が地域で生活するための居宅サービスや、障害児支援事業のうち、放課後デイサービスの利用時間が増加しておりますので、予算を増額して対応します。

老人福祉費は1,557万5,000円の予算額で、昨年より134万7,000円の増となっております。増額の主なものは、社会福祉協議会に委託している外出支援事業における運転手に支払う配

分金や車両管理費の増額によるものです。

国民年金事務費については550万8,000円の予算額で、昨年より223万円の減となっております。減額の主なものは人件費です。

後期高齢者医療費につきましては1億3,621万1,000円で、昨年より411万4,000円の増となっております。増額の主なものは、被保険者増による特定健診受診者がふえることが予想されること、定率市町村負担金の増によるものです。

児童福祉総務費は4億7,532万3,000円の予算額で、昨年より2,089万4,000円の増となっております。増額の主なものは、新規事業の子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料と、保育士処遇改善事業費補助金です。

青少年問題対策費は11万5,000円の予算額で、遊具の修繕などの児童公園・児童遊園の維持管理に係る費用です。

児童措置費は1億9,863万9,000円の予算額で、児童手当の支給及びひとり親家庭等医療費助成が主なものです。

児童福祉施設費は2,973万円の予算額で、昨年より1,013万6,000円の増となっております。増額の主なものは、公立保育所を増築するための設計施工監理委託料と、保育所バス運転代行委託料によるものです。

次に、本委員会から昨年度要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

いちのみや保育所前の道路の拡幅整備をとの要望に対し、町単独の事業で事業費およそ3,500万円と財政負担が大きいことや、保育所の増築工事を優先する必要があることから、平成30年度の予算計上は見送りました。しかし、災害時の避難道路でもあることから、増築工事が終了した時点で検討していきたいとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

保育を希望する方が減らない状況で、5つ目の保育所の可能性はとの質疑に対し、現在の保育施設の中で、定員を超えても国基準の保育士数や面積要件をクリアした上で、できる限り対応していく。それでも上回るようであれば考えていかななくてはならないとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億7,768万7,000円の予算額で、昨年より627万9,000円の増となっております。増額の主な内容は、職員の人件費と広域市町村圏組合負担金です。

予防費は7,958万4,000円の予算額で、昨年より37万4,000円の増となっております。母子保健事業では、新規に保育所年長児を対象としたフッ化物洗口と、妊婦健康診査に係る費用の助成拡大を行います。健康増進事業では、健康診査の検査項目の充実、託児サービスの委託料、乳がん検診の単価の値上がりと子宮がん検診の検査方法の変更により委託料が増額となっております。

医療対策費は、中学校3年生までの子ども医療費助成事業と高校3年生相当までの学生に係る高校生等医療費助成事業で、4,577万2,000円の予算額で、昨年より60万5,000円の増となっております。

保健センター費は976万6,000円の予算額で、174万8,000円の増となっております。増額の内容は、ガスヒートポンプエアコンの債務負担行為の支払い、高圧機器の交換工事となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

妊婦健診費用助成は償還払いと言っていたが、現物給付にならないかとの質疑に対し、管内7市町村で独自に上乗せ助成するものなので、現物化はできないとの答弁がありました。

子ども医療費助成事業及び高校生等医療費助成事業は、近隣市町村と比べてどのような状況か。また、町が独自に上乗せしている金額はどの質疑に対し、郡内では睦沢町、長柄町、長南町は高校3年生まで自己負担なし。長生村は一宮町同様、高校3年生まで自己負担はゼロまたは300円、白子町と茂原市は中学3年生まで自己負担ゼロまたは300円。高校生医療費は100%町単費である。子ども医療費は、扶助費4,014万円のうち、約67%の2,694万円が町の負担分となっているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

今年度から国民健康保険が広域化されるため、保険給付費の全額を県が町へ交付金として支払い、町は納付金を納める仕組みへと変わります。総務費は3,331万7,000円の予算額で、573万7,000円の増となっております。増額の内容は、職員の人件費とレセプト点検業務委託料です。

保険給付費は10億2,677万9,000円の予算額で、7,869万5,000円の減となっております。減額の内容は、被保険者の減少と医療費推移の見直しによるものです。

国民健康保険の広域化により、県へ納めることとなる国民健康保険事業費納付金は新たにできた科目で、国民健康保険事業費納付金の予算額は3億9,747万8,000円です。

特定健康診査等事業費は1,583万5,000円で、164万6,000円の増となります。増額の主な内容は、検査項目の拡充による健診委託料です。

保健事業費は800万4,000円の予算額で、71万1,000円の減額となります。減額の主な内容は、国保ヘルスアップ事業の内容見直しによるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

国民健康保険の広域化について、どんなメリットがあるかとの質疑に対し、平成30年度から、その年度にかかった医療費の全額を県が交付金として負担するもので、町の財政的なりリスクがなくなるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は10億7,845万9,000円です。平成30年度は、第7期介護保険事業計画に沿った予算であり、施設整備された特別養護老人ホームの給付費の増加も見込み、昨年度より3.3%の増となっております。その中で、第6期事業計画で取り組んできた事業を引き続き推進するとともに、今回、介護保険料の引き下げや、新規事業として認知症グループホームの家賃助成事業による被保険者の負担軽減を図るための予算となっております。

なお、地域支援事業費についても、平成29年度から実施した要支援者の訪問型及び通所型サービスについて、緩和したサービスを実施し、今後も事業所の拡充を図ります。

一般介護予防事業費ですが、介護予防普及啓発や、元気な高齢者が定期的に継続的な運動、交流が図れるように実施する、けんこう運動教室や認知症予防教室の実施、地区社協による地域介護予防活動支援事業として369万2,000円を計上しております。

また、認知症総合支援事業費92万3,000円につきましては、複数の専門職による認知症の方やその家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの設置が平成30年度から義務づけられたことにより、茂原市長生郡医師会と委託契約し、委嘱したサポート医と自立生活の支援を行っていくものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

介護保険料が今回は下がったが、今後高くなった場合、利用者からの負担だけでなく法定外繰入は行わないのかとの質疑に対し、基金積立金により第9期まで見据えた計画である。

65歳以上は介護保険料として、40歳から64歳までは健康保険料に含めて負担しているので、それ以上の負担をするなど、一般会計から繰り入れることは考えていないとの答弁がありました。

一般介護予防事業の報償費と委託料の違いは何かとの質疑に対し、報償費はけんこう運動教室の講師謝礼。作業療法士、健康運動指導士、出張介護予防教室に出向く介護予防推進員などへ支払うものです。また、委託料は認知症予防教室を事業所へ委託するものですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療保険制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害のある方が対象で、平成30年度の被保険者数は、前年度より39人増の2,020人を見込み予算を算出いたしました。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び保険料徴収事務費を合わせ1,080万4,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億4,030万6,000円で、964万5,000円の増となっております。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、平成30年度は1億672万9,000円で、865万9,000円の増となります。その理由として、被保険者の増加はもとより、平成30年度は2年に1度の保険料率改定の年であることです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

高齢者に呼びかけてデータヘルス計画の推進をしているかとの質疑に対し、千葉県後期高齢者広域連合で県全体のデータヘルス計画を作成しており、町単独では行っていない。健康事業としては特定健診や人間ドック助成事業、歯科検診を行っている。受診率を上げるために広報での案内や対象者に問診票を送付しているとの答弁がありました。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

子ども医療費及び高校生等医療費助成事業は、県の助成対象範囲が限られており、自治体独自の制度拡充の流れはとどまらず、市町村間競争の様相を呈しております。町単独費で助成している割合が高く、小規模自治体にとっては負担が大きいのが現状です。

本来、医療費については平等な対応が望まれるものであり、地域差なく誰もが安心して医療を受けられる体制であるべきです。そのため、県が助成する対象の拡充、助成基準の見直しを県に対し要望することを要望事項といたします。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生常任委員会の報告を終わります。

平成30年3月14日。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） どうもご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑に関しましては、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願い申し上げます。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なしでいいですね。

なければ、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行います。ご了承ください。

日程第1、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算に対する、反対の討論を行います。

初めに、町民の置かれている経済情勢ですが、国の動きを見る必要があります。

安倍内閣の経済政策、アベノミクスが始まって5年、世界で一番企業が活動しやすい国を目指す、これは2013年の通常国会での施政方針であります。このもとに、企業がもうかれればやがて国民も豊かになるという、トリクルダウン式の政策がとられてまいりました。

しかし、企業のもうけは2.5倍にふえてきましたが、そのもうけは内部留保資金にとどま

り、額は5年間で80兆円上積みされ、400兆円を超えております。一方、大企業の労働者賃金は4.1%しかふえておらず、物価の伸び率4.8%を差し引けばマイナスであります。中小企業やパートを含む全労働者で見ると、平均実質賃金は、安倍政権発足時に比べて年収ベースで16万円も低下しております。これは、厚生労働省が行っております毎月労働統計よりとったものであります。

このような中で、本予算に求められる施策としては、第1に、町民の暮らしを少しでも助ける、救済する予算であるということ。2つ目には、町総合計画にあるように、自然と共生したまちづくり、若者が定住しやすい町、子育て支援に手厚いまちづくり、また高齢者にも社会的、経済的弱者にも優しいまちづくりであること。第3に、2020年オリンピックサーフ会場に選ばれた町として、観光、産業に波及効果を生み、外から来るお客様をおもてなしするまちづくり、このような点が考えられます。

本会計では、限られた予算の中で、住民要望に沿った積極面も見られます。第1に、2020年オリンピック関連の準備の取り組みです。2つ目には、いちのみや保育所の増築設計予算や高校生までの医療費助成、保育料第3子無料化事業を初め、子育て支援の各施策事業であります。3つ目には、海岸駐車場整備や妊婦健診への1回2,000円の上積み助成。また、一ノ宮駅東口開設方針など、若者定住対策などであります。

しかし、国の福祉医療関係施策後退のもとで、この改善を求める声と対策強化がさらに求められております。これらは町民の暮らしを守るかなめであるからであります。

次に、町民の4割を超える世帯が加入している国保への地方消費税交付金を財源として投入しての救済策であります。町長の政治決断一つで救済できる、政治姿勢が問われる課題であり、これは実行すべきであります。オリンピック関連の準備やインフラ整備、これらについても、国県その他もっと多方面に財政支援を働きかけ、予算に反映させる必要があります。

これらの点から見て、まだまだ弱い部分、不十分な予算であり、改善を求めて反対するものであります。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

6番、小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安博之であります。

私は、議案第26号、平成30年度一般会計予算議定について、賛成の立場から討論いたします。

初めに、予算規模を見ますと、前年度からは3億500万円、6.6%減少の43億2,500万円が計上されています。これは消極的に予算を編成したものではなく、29年度の強い農業づくり交付金事業、グリーンウェーブ選果機入れかえ事業の終了によるもので、30年度予算に盛り込まれた事業を見ましても、町民から好評である事業は継続した上、一宮小学校の屋外運動場の整備や、いちのみや保育所の保育室増築に係る設計施工監理業務など、教育・子育て環境の充実に重点が置かれています。

また、住民が安心・安全に暮らせるために、防災行政無線のデジタル化事業の継続や、全国瞬時警報システム、Jアラートの更新事業に取り組まれているほか、駅前の観光拠点施設の運営事業など、町の活性化に向けた新たな取り組みも見られます。

一方、財政面では、根幹をなす町税と地方交付税は的確に計上され、国・県補助金の有効活用はもちろんのこと、各基金をその目的に従い積極的に活用されるなど、執行部の財源確保に向けた努力が十分うかがえます。

最後に、今後の町財政を取り巻く環境は、交付税の減少や少子高齢化による社会保障費の増加など、不安要素が多く、決して楽観視できるものではありません。したがって、維持管理費を初め、新たな経常的な負担を伴う事業への着手は、自主財源の確保強化や既存事業との統廃合をしない限り、財政調整基金の枯渇を招くおそれがあり、そうした事態に陥らないためにも、これまで以上に事業選択と集中に努めていただくことが重要であると思いますので、今後の新たな事業実施に当たっては十分に注意、検討されることをお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第26号 平成30年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算に対する反対の討論をいたします。

本会計は、制度が大きく変わる中での初年度予算であります。

国保制度は、もとより町民の暮らし、福祉と医療、健康に生きていくことにとって、非常に大切な制度である。同時に、町民の29.5%の人々、世帯数から言えば40.9%が加入している保険であり、また加入世帯の58.4%、約6割世帯が低所得から来る軽減措置を受けている特徴を持っている制度でもあります。

この国保の喫緊の課題は、加入世帯の家計を圧迫している国保税の軽減にあります。新制度移行のもとでも、残念ながら加入者負担軽減の展望が見えてきません。引き続き、国・県に負担金の増額を要望するとともに、一般会計に入る地方消費税交付金の一部を本会計に繰り入れて、税の軽減を図るべきであります。

町長の政治決断を求め、反対いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

5番、鶴沢一男君。

○5番（鶴沢一男君） 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられるよう、被保険者の相互扶助により成り立っている制度であります。

国民健康保険の加入状況は、人口の30%、約3,800人が加入し、世帯数は41%、約2,200世帯となっております。財政状況については、保険給付割合が高い65歳以上75歳未満の前期高齢者が加入者の約40%を占め、医療費の額に対し低所得者が多いことが、厳しい財政状況の要因となっております。

このような状況の中、平成30年度から国民健康保険の広域化が始まり、県も市町村とともに国民健康保険を運営していくこととなります。これにより、財政の安定化は図られるものの、依然厳しい状況は続くものと思われれます。町民の安心で健康な暮らしのためには、さらなる国の支援が必要です。したがって、そのような状況の中、基金が少ないにもかかわらず

らず、税率にも配慮した本予算案は、私は健全なもの判断し、賛成をするものであります。
以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第27号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決するに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算に対する反対の討論をいたします。

介護保険制度は、家族や個々の介護から一定の保険料を支払うことにより、社会全体で必要な介護をするという制度として発足をいたしました。現在行われている介護予防事業や認知症対策など、家族にも喜ばれ、期待されているところであります。第7期計画初年度の保険料も、基準額で見れば月100円下がった点もよかったと思います。

しかし、介護保険制度は、国の相次ぐ制度改定で、今後質が低下していく問題をはらんでおります。この制度を利用する人々を丸ごと見て、本会計を検討する必要があります。

利用料は、制度スタート時、原則1割だったものが、2015年8月に単身で年収280万円以上は2割負担になりました。さらに、ことし8月には年収383万円以上で3割負担になります。要支援1・2の利用者の訪問通所介護も、町が行う総合事業に移し、国が評価措置を定め自己評価を義務づけることや、介護費用の他地域との格差縮小を理由に自治体みずから介護認定を引き下げる仕組みをつくることなど、必要なサービスが受けられない事態を起しかねない状況であります。介護労働者の処遇改善も、事務手続の煩雑さもあって改善につな

がっていない問題もあります。

このような状況にあつては、利用料の軽減、介護労働者への実効ある処遇改善など進めるために、国庫負担を大幅に増額するなど、現場である町から国に強く要望することが必要であり、改善を求めて反対をいたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

1 番、藤井幸恵君。

○1 番（藤井幸恵君） 1 番、藤井幸恵です。

議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

平成30年度は第7期介護保険事業計画の初年度となります。高齢者世帯や独居高齢者が年々ふえる中で、支援を必要とする人々の介護サービスや、3月1日に開設した特別養護老人ホームの給付費の増加が見込まれますが、介護保険料の引き下げや、認知症グループホームの家賃助成など、被保険者の負担軽減になることが予算にあらわれています。また、介護保険料は全国的に引き上げられる傾向の中で、一宮町は引き下げられたという事実は大きく評価されるものです。

こうした中、新年度予算では、できるだけ介護にならないよう、認知症施策の推進を初め、多くの予防事業を充実させるなど、高齢者が生き生きと暮らしていくための事業が盛り込まれています。

介護保険の運営はもとより、介護予防、生活支援など、総合的施策が必要不可欠な介護保険事業は、高齢者が住みなれた町で健康で安心して暮らしていくための事業内容となっています。予算も適切なものと判断されることから、本予算に賛成いたします。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第28号 平成30年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会どおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

14番、畑場博敏君。

- 14番（畑場博敏君） 議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の討論をいたします。

本会計での町の仕事は、保険料徴収など窓口業務中心でありますけれども、2018年2月の広域議会で保険料アップが決められました。1人当たり年平均で、保険料がこれまで7万1,719円から平成30年、31年度は7万2,597円、878円の1.22%アップになります。さらに、2016年から2020年までを対象期間として、国は経済財政再生計画の改革工程表に基づいて、前期高齢者、これは70歳から74歳までですが、この窓口負担を1割から2割化し、後期高齢者、75歳以上の保険料軽減特例の廃止、一般病床の食費、光熱水費の患者負担増などを進めるほか、後期高齢者の医療環境は一層の悪化をしております。

後期高齢者医療の現場を預かる町としては、高齢者に寄り添い、現場からの制度改善の声を上げ、国に改善を強く求めること、改善の見込みがとれず、高齢者がいないがしろにされる状況が続く場合には、この制度の廃止をし、もとの老人医療保険へ戻すことなど、制度の改善を強く求めること、このことを求めて、反対をいたします。

以上です。

- 議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

8番、袴田 忍君。

- 8番（袴田 忍君） 8番、袴田です。

後期高齢者医療特別会計、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の方々が健康で安心な暮らしができるよう、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同で運営している医療制度です。

現在、一宮町の後期高齢者医療制度の加入状況は、人口の16%、約2,000人が被保険者であり、この1年間で100人ほどふえています。これにより、今後、医療費も年々ふえていくことが予想され、厳しい財政状況が続くものと思われま。

このような時代の中、現在の高齢者医療制度を持続していくためには、市町村の努力だけでは限界があり、国と千葉県後期高齢者医療広域連合による積極的な支援が必要であると考

えます。

ゆえに、厳しい状況の中にも、高齢者が安心して暮らせるよう配慮した本予算を、私は適正なものと判断し、賛成いたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第29号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決するに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（吉野繁徳君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第30号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

開会后、約1時間半たちますので、ここで休憩いたします。

20分ほどの休憩でいいでしょうか。よろしく申し上げます。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時46分

○議長（吉野繁徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎同意案第1号の上程、説明、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第6、同意案第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号、副町長の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

その前に、私が町長就任以来、今日まで諸事情により提案ができませんでしたことにつきまして、議員各位を初め、町民の皆様にもご心配をおかけいたしましたことにつき、大変申しわけなく存ずる次第でございます。

さて、それでは、提案理由を申し上げます。

このたび、副町長に川島敏文氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

川島氏は現在茂原市にお住まいでございます。昭和63年4月に千葉県庁に入庁され、総合企画部政策企画課主幹、環境生活部環境政策課副課長、葛南地域振興事務所次長を歴任され、高い見識と豊かな経験を備えております。そこで、今まで培ってこられた経験を生かし、本町が抱えるさまざまな問題に取り組むとともに、この自然豊かで歴史のある一宮町の今後さらなる発展と飛躍を目指し、ご尽力いただける人材と判断いたしましたものであります。

何とぞ満場のご賛同をいただきまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

（「意見を述べたい」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） そうですか。どうぞ。7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 人事案件なので、議長のおっしゃるような経過で進めるということではありますが、意見として少々申し上げさせていただきます。

この人事案件につきましては、先ほど議会開催数分前にいただきました。それで、この紙

1枚とただいまの町長のご説明のみという形で、要するに決めろということですが、重要な人事案件ですので、本来であれば、町長のほうから、これまでどのような経過でここに至りつつあるのかというような説明が、例えば臨時議会の機会、全体会議、議会初日というところで、見通しとしてこういう人事案件を出す可能性もあるというような言い方も含めて、ご説明があつてしかるべきものだというふうに思うわけです。

しかしながら、そういう経過がない状態でここに来ました。そうしますと、どういうことになるかといいますと、この方がふさわしいかどうかという基準とは別の基準で、審議というか、賛否を考えるということもあるわけです。

我々としても、少なくとも私、ほかにもいらっしゃると思いますが、議会開会数分前にこういう重要案件を出されて、それで果たしていいですよというふうに言っているものかどうか、我々の立場として、これが例えば住民目線を見た場合に、その程度のものなんですかというようなご批判を受ける場面も想定されます。

そうしたことを考えますと、町長としましては、この案件に関してそういったところに思いが至っていないというふうにしか見えないわけですね。それについて、町長のご意見というか、そこら辺をお聞きしたいと思うんです。ただし、おわかりのように、お名前を事前に出すことはできなかったとか、そういうような事情があるからということをお聞きしたいわけじゃないんですね。町長のほうで、その辺はおわかりだと思います。

○議長（吉野繁徳君） ただいま、7番藤乗一由君のご意見に関しては、意見ということで、その旨お伺いしておいていいでしょうか。

○7番（藤乗一由君） では、もう一つ、あわせて意見として申し上げさせていただきますが、私としては、この案件については、本日の採決は見合わせたほうがよろしいのではないかとこのように考えております。

○議長（吉野繁徳君） 一応、ご意見お伺いいたします。

恐れ入りますが、議会の流れの中でこのまま進めさせていただきます。ご了承願います。
では、もとへ戻ります。

本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は、会議規則第80条に基づき、投票により採決いたします。この採決は、無記名投票

をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(吉野繁徳君) ただいまの出席議員は15名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条2項の規定により、立会人、3番、渡邊美枝子君、4番、鶴沢清永君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(吉野繁徳君) 念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いは、会議規則第82条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(吉野繁徳君) 異状なしと認めます。

ただいまより投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、1番議員より順番に投票を願います。

(投票)

○議長(吉野繁徳君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、渡邊美枝子君、4番、鶴沢清永君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(吉野繁徳君) 開票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほど出席議員数に符合しております。

賛成	12票
反対	3票

以上の結果、賛成多数によって、本案は原案のとおり同意とすることに決しました。

ここで、議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（吉野繁徳君） ただいま、副町長に同意されました川島敏文君がお越しですので、ここで、ご挨拶をいただきたいと思います。

川島敏文君、ご入場願います。

(川島敏文君 入場)

○川島敏文君 皆様、こんにちは。川島と申します。

議長のお許しをいただき、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま、人事案件にご同意いただきまして、副町長の拜命を仰せつかりました。非常に光栄なことだと思いつつも、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

県職員から、今後は町の職員として、これまでとまた違う立場で行政に携わることになるわけですが、今後はより身近となります町民の皆様とのかかわりを大切にしながら、これまでの行政経験を生かし、一宮町の町政発展のために、馬淵町長の補佐役としての役割を全力で果たしてまいりたいと思っております。

議員の皆様方におかれましては、何とぞご指導、ご鞭撻を賜りますよう、この場をおかりしてお願いいたします。

本日はまことにありがとうございました。(拍手)

○議長（吉野繁徳君） どうもありがとうございました。

川島敏文君には、来月の4月1日付で副町長に着任していただくことになっております。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、川島敏文君、ご退場願います。

(川島敏文君 退場)

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番、志田延子君。

○10番（志田延子君） 10番、志田です。

それでは、提案理由の説明をいたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成30年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員 志田延子。賛成者、一宮町議会議員 小安博之、一宮町議会議員 藤井敏憲、一宮町議会議員 森 佐衛、一宮町議会議員 藤乗一由。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

現在の社会情勢は、緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引き上げを行うよう勧告がありました。町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引き上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引き上げを先日行ったところです。

私たちの議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的なものではなく、私たちの信念や政策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思っておりますが、議員も生活を営む一個人であります。そういう意味では、議員報酬はある一定の水準にあるべきであると考えます。

当町のような小さな町では、民間との給与差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正するには第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってきたところがあります。今回も、勧告では民間の期末手当が4.42月に対し、私たちは4.30月であり、この差である0.10月分を特別職同様に改正することを提案するものです。

それでは、裏面をごらんいただきたいと思います。

改正内容ですが、第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を100分の222.5から100分の232.5に改めるもので、年間の支給月数として現在の4.30月分から4.40月分に改正するものです。

第2条は、平成30年度からの支給率を6月においては100分の207.5を100分の212.5に、12月においては、第1条で100分の232.5に改めましたが、これを100分の227.5に改めるものです。年間の支給月数としては、29年度も30年度以降も4.40月分に変更ありません。

附則としまして、この条例は平成29年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については平成30年4月1日からの施行になります。また、改正後の条例の規定を適用する場合、昨年12月に支給された期末手当は、今回、改正後の条例の規定による内払いとみなすものです。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、景気が穏やかな回復にあると言われていますが、地方ではなかなか実感できないところであり、こうした中での改正は住民の皆さんの理解が得られるよう、今まで以上に私たち議員が住民の負託に応えるべく、より一層精進していかなければならないものと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉野繁徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 日程第8、発議第2号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、5番、鶴沢一男君。

- 5番（鶴沢一男君） 発議第2号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書について、ご説明をいたします。

表面の提出者並びに賛成者はごらんとおりであります。よって、省略をさせていただきます。裏面の意見書の内容についてはごらんとおりですので、提出に係る経緯を申し上げ、提案の理由とさせていただきます。

千葉県病院局では、国の新公立病院改革プランを踏まえ、県立病院事業の経営改革に取り組むため、平成29年度から平成32年度を計画期間とする千葉県立病院新改革プランを策定いたしました。この中で、循環器病センターは立地上の問題もあり、将来的な専門医療と地域医療のそれぞれのあり方については、全県的な視点と当該構想地域の状況を踏まえて検討が必要とされています。

昨年9月の千葉県議会の代表質問において、県循環器病センターは、建てかえが進められている県救急医療センターとの連携を踏まえ検討するべきとの質問に対し、副知事は、県立病院新改革プランの中で、県循環器病センターのあり方について、さまざまな角度から検討を進めていくと答弁されました。また、昨年11月29日に開催された市原地域保健医療連携地域医療調整会議において、県循環器病センターのあり方について検討を開始することとし、（仮称）県総合救急災害医療センターの基本設計を一時中止する旨の説明がされています。

こうしたことから、市原市、茂原市、長南町、長柄町、大多喜町の市町長で構成されている2市3町連絡協議会及び長生郡市・夷隅郡市の各市町村長の連名により、千葉県循環器病センターが広域に供給している医療機能の維持確保に関する要望書が提出をされています。あわせて、市原市議会、大多喜町議会では存続に係る意見書を既に県に提出しており、長生郡市の各市町村においても、この3月議会で意見書提出について審議をしております。

この鶴舞の循環器病センターは、循環器系に関しては県内でも屈指の病院であり、総合病院としての機能を備えていることから、市原市南部地域住民のみならず、当町や長生郡市など、近隣市町村の地域病院としての役割も担っております。

当地域においてはなくてはならない病院であると思い、ぜひ皆様のご賛同をいただき、存続に関する意見書を提出したいと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、発議第2号 千葉県循環器病センターの存続を求める意見書について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日関係行政庁に提出いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉野繁徳君） 次に、日程第9、発議第3号 茂原一宮道路及び県道南総一宮線並びに県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案者、4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 発議第3号 茂原一宮道路及び県道南総一宮線並びに県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者、一宮町議会議員 鶴沢清永。賛成者、一宮町議会議員 鶴野澤一夫、一宮町議会議員 畑場博敏、一宮町議会議員 秦 重悦、一宮町議会議員 小林正満。

それでは、説明させていただきます。

茂原一宮道路（通称長生グリーンライン）は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）などと

一体となって機能し、外房地域の地域活性化や観光振興に寄与するとともに、災害時には緊急輸送道路としての役割も担う大変重要な地域高規格道路である。

また、将来的には、内房地域の高規格道路と一体となることにより、南房総地域の観光拠点の連絡性、周遊性を高めることを目的としている。このことから、外房地域への道路ネットワークの形成が必要不可欠であり、また開通した圏央道の整備効果を高め、房総地域全体の発展を図るうえで本道路の果たす役割は大変重要である。

この茂原一宮道路については、千葉県が長南町坂本から茂原市台田（主要地方道茂原大多喜線）までの開通目標を平成31年度としていたものを平成33年～35年度に変更する旨の公表を受け、この開通目標を平成33年度とするよう、用地取得を早急に進め、整備促進を図ることを強く要望する。

併せて、茂原一宮道路から国道128号線を結ぶ県道南総一宮線の整備も、茂原一宮道路の整備効果を最大限発揮させるための重要な要素であることから、全線開通に向けた整備促進を強く要望する。

県道茂原・白子バイパスは、圏央道茂原北インターチェンジや千葉外房有料道路と一体となり、首都地域と九十九里地域を連絡する幹線道路である。

また、近い将来発生が懸念されている大規模地震による津波の避難路としても本道路の果たす役割は大変重要である。

さらに、本道路が開通することにより、農作物の流通・取引増大とそれに伴う市場拡大が見込まれるとともに、九十九里地域の観光拠点等への集客を高めることが期待されることから、現在事業実施中の白子町区間を早期に完成させるとともに、起点である茂原市区間の事業着手を行い、早期開通に向け整備促進を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月14日。

一宮町議会議長、吉野繁徳様。

○議長（吉野繁徳君） ご苦労さまです。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉野繁徳君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、発議第3号 茂原一宮道路及び県道南総一宮線並びに県道茂原・白子バイパス整備促進に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉野繁徳君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

可決した意見書は、後日関係行政庁に提出いたします。

◎閉会の宣告

○議長(吉野繁徳君) 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回一宮町議会定例会を閉会といたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時18分